

令和5年9月1日（金曜日）第1号

○議事日程・	1 頁
○本日の会議に付した事件・	2 頁
○出席議員・	2 頁
○欠席議員・	3 頁
○説明のため出席した者・	3 頁
○職務のため出席した事務局職員・	4 頁
○開会宣告・	5 頁
○開議宣告・	5 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名・	5 頁
○日程第 2 会期の決定・	5 頁
○諸般の報告・	5 頁
○日程第 3 議案第66号から	
日程第29 議案第92号まで・	5 頁
○監査委員の審査意見の報告・	7 頁
○委員会付託省略の議決・	8 頁
○休会の件・	9 頁
○散会宣告・	9 頁

令和5年9月5日（火曜日）第2号

○議事日程・	11 頁
○本日の会議に付した事件・	11 頁
○出席議員・	11 頁
○欠席議員・	11 頁
○説明のため出席した者・	11 頁
○職務のため出席した事務局職員・	13 頁
○開議宣告・	14 頁
○日程第 1 一般質問・	14 頁
9 番 藤 森 真 悦 議員・	14 頁
8 番 秋 田 幸 保 議員・	31 頁
3 番 伊 藤 雅 輝 議員・	36 頁
16 番 平 山 秀 直 議員・	46 頁

1 番 花 田 勝 暁 議員・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2 頁
○散会宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	6 1 頁

令和 5 年 9 月 6 日（水曜日）第 3 号

○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・	6 3 頁
○本日の会議に付した事件・・・・・・・・	6 3 頁
○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・	6 3 頁
○欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・	6 3 頁
○説明のため出席した者・・・・・・・・	6 3 頁
○職務のため出席した事務局職員・・	6 4 頁
○開議宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6 頁
○日程第 1 一般質問・・・・・・・・	6 6 頁
7 番 金 谷 勝 議員・・・・・・・・	6 6 頁
2 番 和 田 祐 治 議員・・・・・・・・	7 1 頁
6 番 藤 田 成 保 議員・・・・・・・・	8 2 頁
1 7 番 桑 田 哲 明 議員・・・・・・・・	9 1 頁
○散会宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 6 頁

令和 5 年 9 月 7 日（木曜日）第 4 号

○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 7 頁
○本日の会議に付した事件・・・・・・・・	1 0 7 頁
○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 7 頁
○欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 7 頁
○説明のため出席した者・・・・・・・・	1 0 7 頁
○職務のため出席した事務局職員・・	1 0 8 頁
○開議宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 9 頁
○日程第 1 議案第 6 6 号から議案第 8 7 号まで・・	1 0 9 頁
○休会の件・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 9 頁
○散会宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 0 頁

令和 5 年 9 月 1 5 日（金曜日）第 5 号

○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 1 頁
-----------------------	---------

○本日の会議に付した事件・	1 1 2 頁
○出席議員・	1 1 2 頁
○欠席議員・	1 1 2 頁
○説明のため出席した者・	1 1 3 頁
○職務のため出席した事務局職員・	1 1 3 頁
○開議宣告・	1 1 5 頁
○日程第 1 議案第 6 6 号から	
日程第 3 議案第 8 7 号まで・	1 1 5 頁
○日程第 4 議案第 6 8 号から	
日程第 2 2 議案第 8 6 号まで・	1 1 6 頁
○動議の提出・	1 1 7 頁
○日程追加の議決・	1 1 8 頁
○日程第 2 3 議員派遣の件・	1 1 9 頁
○市長挨拶・	1 2 0 頁
○閉会宣告・	1 2 1 頁

署名・	1 2 3 頁
---------------	---------

参考資料

○議決結果表・	1 2 5 頁
○会期及び日程・	1 2 7 頁
○一般質問通告表・	1 2 9 頁
○議案付託区分表・	1 3 5 頁
○予算決算特別委員長報告資料・	1 3 7 頁

令和 5 年五所川原市議会第 4 回定例会会議録（第 1 号）

◎議事日程

令和 5 年 9 月 1 日（金）午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 66 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市健康増進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 議案第 67 号 専決処分の承認を求めることについて（指定管理者が管理する期間の変更について）
- 第 5 議案第 68 号 令和 4 年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 69 号 令和 4 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 70 号 令和 4 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 71 号 令和 4 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 72 号 令和 4 年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第 73 号 令和 4 年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第 74 号 令和 4 年度五所川原市高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第 75 号 令和 4 年度五所川原市神山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 議案第 76 号 令和 4 年度五所川原市戸沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 議案第 77 号 令和 4 年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 議案第 78 号 令和 4 年度五所川原市喜良市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 議案第 79 号 令和 4 年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定

について

- 第17 議案第80号 令和4年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 議案第81号 令和4年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 議案第82号 令和4年度五所川原市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第20 議案第83号 令和4年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定について
- 第21 議案第84号 令和4年度五所川原市下水道事業会計決算の認定について
- 第22 議案第85号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）
- 第23 議案第86号 令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第87号 西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び西北五環境整備事務組合同規約の変更について
- 第25 議案第88号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第26 議案第89号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第27 議案第90号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第28 議案第91号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第29 議案第92号 脇元財産区管理会財産区管理委員の選任について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（22名）

1番 花田勝暁議員	2番 和田祐治議員
3番 伊藤雅輝議員	4番 木村清一議員
5番 高橋美奈議員	6番 藤田成保議員
7番 金谷勝議員	8番 秋田幸保議員
9番 藤森真悦議員	10番 黒沼剛議員
11番 松本和春議員	12番 成田和美議員
13番 外崎英継議員	14番 寺田幸光議員
15番 木村慶憲議員	16番 平山秀直議員
17番 桑田哲明議員	18番 鳴海初男議員

19番 山田善治議員
21番 伊藤永慈議員

20番 木村博議員
22番 山口孝夫議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	小 林 耕 正
財 政 部 長	三 橋 大 輔
民 生 部 長	黒 川 隆 二
福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	三 和 不二義
上下水道部長	赤 城 一
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	鎌 田 寿
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	松 山 明 央
福祉政策課長	柏 谷 哲 治
農林政策課長	川 口 均

土 木 課 長	古 川 清 彦
経 営 管 理 課 長	飛 鳥 順 一
教 育 総 務 課 長	須 藤 淳 也

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長谷川 哲
次 長	今 智 司

◎開会宣告

- 木村清一議長 ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。
これより令和5年五所川原市議会第4回定例会を開会いたします。
-

◎開議宣告

- 木村清一議長 これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により進めます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 木村清一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、12番、成田和美議員、13番、外崎英継議員、14番、寺田幸光議員を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定

- 木村清一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から15日までの15日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○木村清一議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 木村清一議長 次に、諸般の報告をいたします。
市長より報告第10号から報告第13号までの4件の報告がありました。
また、教育委員会より令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価報告書の提出が、監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果
報告がありました。これらにつきましては、お手元のタブレット端末に配信しておりま
すので、御了承願います。
-

◎日程第 3 議案第66号から

日程第 29 議案第 92 号まで

○木村清一議長 次に、日程第 3、議案第 66 号 専決処分の承認を求めることについてから日程第 29、議案第 92 号 協元財産区管理会財産区管理委員の選任についてまでの 27 件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、改めておはようございます。令和 5 年五所川原市議会第 4 回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第 66 号は、専決処分の承認を求めることについてであります。五所川原市健康増進施設設置条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第 67 号は、専決処分の承認を求めることについてであります。指定管理者が管理する期間の変更について定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第 68 号から議案第 84 号までの 17 件は、令和 4 年度各会計決算の認定についてであります。各会計決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付して議会の承認を求めるものであります。

議案第 85 号は、令和 5 年度五所川原市一般会計補正予算（第 4 号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 6,225 万 6,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 320 億 8,408 万 3,000 円とするものであります。ふるさと納税に係る業務委託料及びふるさと基金への積立金並びに新作大型立佞武多の制作費等を計上するものであります。

議案第 86 号は、令和 5 年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。西部雨水幹線吐口ゲート設備改築工事に係る債務負担行為を新たに設定するものであります。

議案第 87 号は、西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び西北五環境整備事務組合同約の変更についてであります。地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 88 号から議案第 91 号までの 4 件は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の候補者として、秦優子氏、今眞氏、三上るり子氏、三和公也氏を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第92号は、協元財産区管理会財産区管理委員の選任についてであります。協元財産区管理会の財産区管理委員として、秋田義治氏を選任するため、五所川原市財産区管理条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同を賜りますようお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎監査委員の審査意見の報告

○木村清一議長 次に、監査委員より審査意見の概要について説明を求めます。

監査委員。

○小田桐宏之監査委員 一登壇一

市長より審査に付されました令和4年度五所川原市一般会計、特別会計及び五所川原市公営企業会計の各会計決算について、その審査結果の概要を御報告いたします。

初めに、五所川原市一般会計の決算についてであります。歳入歳出予算額360億4,207万1,100円に対し、歳入決算額は353億381万3,621円、歳出決算額は335億5,668万7,486円となり、その差引き残額は17億4,712万6,135円となっております。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計から十三財産区特別会計までの13の特別会計の決算についてであります。各会計の詳細につきましては省略させていただき、特別会計の合計額で御報告いたします。歳入歳出予算額140億8,760万4,000円に対し、歳入決算額は142億6,770万4,497円、歳出決算額は137億41万8,372円となり、その差引き残額は5億6,728万6,125円となっております。

次に、五所川原市公営企業会計の決算についてであります。水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計の3会計の決算額についてであります。消費税抜きで表している損益計算書に基づき御報告いたします。

水道事業会計では、収益的収入の決算額が13億8,402万5,050円、収益的支出の決算額が12億4,069万6,161円となり、純利益が1億4,332万8,889円となっております。

次に、工業用水道事業会計では収益的収入の決算額が1億452万5,865円、収益的支出の決算額が1億647万1,703円となり、純損失が194万5,838円となっております。

次に、下水道事業会計では収益的収入の決算額が8億5,814万9,567円、収益的支出の決算額が10億5,258万220円となり、純損失が1億9,443万653円となっております。

以上が決算額の概要であります。

最後に、審査結果について御報告申し上げます。審査に付されました各会計の決算等につきましては、法令及び会計の原則に従って作成され、また決算諸表の計数はそれぞれの関係書類と符合しており、予算の執行についても議決予算に従って執行されており、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては決算審査意見書のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題になっております日程第25、議案第88号 人権擁護委員の候補者の推薦についてから日程第29、議案第92号 協元財産区管理会財産区管理委員の選任についてまでの5件は委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の5件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○木村清一議長 初めに、議案第88号から議案第91号までの4件は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてでありますので、一括で審議いたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第88号から議案第91号までの4件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の4件は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第92号 協元財産区管理会財産区管理委員の選任について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第92号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第92号は同意されました。

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。9月4日は議案熟考のため休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、9月4日は休会することに決しました。

なお、2日及び3日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は5日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時18分 散会

令和５年五所川原市議会第４回定例会会議録（第２号）

◎議事日程

令和５年９月５日（火）午前１０時開議

第 １ 一般質問（５人）

９番 藤森 真悦 議員
８番 秋田 幸保 議員
３番 伊藤 雅輝 議員
１６番 平山 秀直 議員
１番 花田 勝暁 議員

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（２１名）

１番 花田 勝暁 議員	２番 和田 祐治 議員
３番 伊藤 雅輝 議員	４番 木村 清一 議員
５番 高橋 美奈 議員	６番 藤田 成保 議員
７番 金谷 勝 議員	８番 秋田 幸保 議員
９番 藤森 真悦 議員	１０番 黒沼 剛 議員
１１番 松本 和春 議員	１２番 成田 和美 議員
１３番 外崎 英継 議員	１４番 寺田 幸光 議員
１５番 木村 慶憲 議員	１６番 平山 秀直 議員
１７番 桑田 哲明 議員	１９番 山田 善治 議員
２０番 木村 博 議員	２１番 伊藤 永慈 議員
２２番 山口 孝夫 議員	

◎欠席議員（１名）

１８番 鳴海 初男 議員

◎説明のため出席した者（３０名）

市 長 佐々木 孝 昌

副市長	一戸治孝
総務部長	小林耕正
財政部長	三橋大輔
民生部長	黒川隆二
福祉部長	藤元泰志
経済部長	川浪治
建設部長	三和不二義
上下水道部長	赤城一
会計管理者	中谷吉範
教育長	原真紀
教育部長	藤原弘明
選挙管理委員会 委員長	中谷昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海新一
監査委員	小田桐宏之
監査委員 局長	岡田正人
農業委員会 会長	森義博
農業委員会 事務局長	一戸武二
総務課長	鎌田寿
財政課長	佐々木崇人
健康推進課長	古川竜大
福祉政策課長	柏谷哲治
介護福祉課長	石田幸嗣
地域物産振興課長	川村康治
商工観光課長	工藤義人
土木課長	古川清彦
下水道課長	平野聡史
経営管理課長	飛鳥順一
教育総務課長	須藤淳也
社会教育課長	棟方龍峰

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長谷川	哲
次 長	今	智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。議事に入る前に傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないように静粛にお願いします。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力お願いいたします。

それでは、9番、藤森真悦議員の質問を許可いたします。9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 市民の皆様、そして議場にいらっしゃる皆様、おはようございます。市民の声を聴く孝志会の藤森真悦でございます。数年前ですか、私トップバッターを務めさせていただいたんですけれども、今日それ以来のトップバッターでございます。私そのときも同じことを言ったんですけれども、非常に緊張しております。そして、胸がドキドキしております。そして、手が少し震えております。しかし、私は市民の代表です。市民の代弁者です。市民の声をこの議会に届けるべく一般質問をさせていただきます。

私、前回の一般質問でも初めに言いました。一般質問、通告制でございます。今回も理事者の皆様にできるだけ私の考え方、思いを伝えたいつもりです。私、御覧のようにまだ若い議員です。まだまだ伝わらない部分たくさんあると思います。今日は、たくさん市民の皆様もいらっしゃっています。ぜひ分かりやすく質問をしていきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。まずは、ふるさと納税に関して質問をしていきたいと思っております。総務省は、今年6月にふるさと納税制度のルールを10月から変更すると発表しました。自治体間での激しい返礼品競争が起き、2019年に経費を寄附の5割以下というルールを総務省、一度定

めています。しかし、今回さらに地場産品の基準の厳格化、事務経費の算定基準も見直されるとされています。近年は、制度利用者の多い大都市が税収流出を防ぐために返礼品の強化に取り組んでいます。例えば京都市、名古屋市のように受入額が倍増している自治体もあります。要は魅力的な商品を次から次に各自治体が開発をしてきているということだと思います。

一方、税収流出で赤字が拡大し、例えば川崎市辺りは行政サービスに影響が出るおそれがあるとして、この制度への不満を漏らす自治体もあります。近年様々な問題点が指摘をされているふるさと納税ですが、これからさらなる制度改正があるやもしれません。返礼品競争が激しくなる中、本来の趣旨である我々の地域、ふるさとを応援していただくために、さらなる当市の情報発信と魅力的な商品開発、リピーターを増やす取組が必要ではないかと思います。例えばです。山形県は、リピーターを増やす取組として、寄附をしていただいた方に山形心のふるさと県民として山形ファンクラブの会員証を送付して、メルマガの発信、アンテナショップでのポイントを付与、協賛店での購入割引、ドリンクサービス等おもてなしを提供しています。

また、企業版のふるさと納税という仕組みがございます。市のホームページでも地方創生応援税制として、若者の定住促進事業、交流倍增事業、元気・健康づくり事業として事業の概要を掲載しております。

質問したいと思います。10月から始まる新制度に関して、地場産品基準の変更等何か当市への影響はあるのでしょうか。また、これまでリピーターを獲得するためのどのような取組を行っていますか。そして、企業版ふるさと納税の現在までの当市への寄附、活用状況はどうなっているのか、まとめて質問します。

通告の2点目でございます。つがる総合病院周辺の渋滞対策についてです。この項目、前回私一般質問で時間切れになっておりましたので、今回はその続きとなります。前回私は開院以来の課題であるつがる総合病院周辺の渋滞問題に関して実態調査を実施し、県や近隣市町村と情報を共有し、課題を洗い出し、渋滞解消策につながるような取組は今までやってきたんですかと質問したんです。理事者側の答弁は、渋滞問題の実態調査に関しては、広域連合、市においても実施したことはございませんと発言されました。今年の7月28日に病院のホームページ、このような案内、要はプレスリリースが発表されました。もし見れるのであれば、皆さん、ホームページを見ていただきたいんですけども、「自家用車で来院される方へのお願い」というタイトルです。ちょっと文言をピックアップしてみます。こう書かれておりました。立体駐車場の駐車台数不足により付近道路の渋滞が発生し、大変御迷惑をおかけしている。地域住民から様々な御意見、苦

情が寄せられている。交通整理については、駐車場警備員は公道での交通整理の資格がなく、限定的な対応しかできないんですと。当院は、立地上、駐車台数が限られているため、公共交通機関の利用を勧める。自家用車は、交通ルールを守り、右、左、左右交互の入庫に御協力ください。担当課にちょっとこの話を聞いたら、どうやら病院側に相当な苦情があるらしく、このような発表になったらしいんです。この案内、中身を見れば分かるんですけども、一つも問題解決になっていないんです。現状は、市民の皆さん、利用者の皆さん、我慢してくださいということですよね。「立地上」としてはいますけれども、じゃなぜこの場所に圏域の最後のとりでと言われる大病院を建てたのでしょうか。豪雨災害時に短時間で影響があると考えられる1級河川、岩木川のすぐそばです。

立体駐車場、私は以前一般質問で、この立体駐車場について質問しています。立体駐車場は、年間37万5,000台が利用している。午前を中心とした外来の利用者が1,000台から1,500台です。この数字を見ると、圧倒的に駐車スペース足りないんじゃないんですかと指摘をしました。駐車スペース、夏場が341台、冬場が282台です。画像をお願いいたします。こちらが冬場の屋上、ゲートが閉まっていて、積雪でもう屋上は使えないです。これ私、以前の質問でもこの画像を使わせていただいたんですけども、こういう状況なんです。画像終わってください。ありがとうございます。

令和2年第5回定例会、木村清一議員、議長が一般質問されておりました。こうおっしゃっていた。連合の職員も無料、有料の駐車場にあちこち止めているんじゃないのかと、職員の間で不公平感もある、立体駐車場の有料化も考えてもらえないかと質問されておりました。そのときに市長答弁されております。市役所、連合、病院の職員も含め、不公平感がないように検討するとされておりました。

例えば今話題の青森市の県立中央病院、平成20年11月から無料から有料化に踏み切っています。その収入、財源を様々な維持経費に充てています。その一つとして、例えば冬期間の屋上階の融雪や周辺の除雪費に充てているそうです。県病のように立体駐車場を有料化、市民の皆さん、100円、何とかお願いしますにすれば、つがる総合病院は、コロナ前の数字ですが、午後を中心としたお見舞い等の収入が多い年で1,800万円あるそうです。有料化により、午前の外来を中心に年間数千万円の収入が増えることが見込まれます。これは私の一つの考え方ですけども、その収入を屋上の融雪設備、または1級河川、岩木川のすぐそばです、災害対策として以前から私が指摘をしている燃料対策、新受水槽整備に充てることも可能かと思えます。

また、私は先ほども言いました市民の代表です。じゃ、病院利用者以外に一般市民も少なからず影響を受けているじゃないかと、市民のお困り事に対して何か対策はないも

のかと私は考えるわけです。例えば市所有の土地、つがる総合病院の柳町駐車場がございいます。画像をお願いいたします。こちらが、皆さん、ああ、あそこねというふうに思っていたかと思うんですけれども、増田病院の駐車場の向かい側にある駐車場、これが駐車台数80台止められるそうです。そして、こちらの画像を御覧ください。今年のお祭り時、ねぶた小屋設営で駐車場が制限された先日の様子です。短期間といえどもコロナが増加している中、医療関係者や一部の市民に大変御不便をおかけしている状況かと思ひます。画像終わってください。この駐車場、建築基準法や駐車場法によれば第二種住居地域に分類されているそうです。高さ制限はないけれども、2階層までの立体駐車場が整備できるそうです。例えばこういうところを民間企業に委託し、有料化する。そうすることで市の設備投資はないわけです。

ちなみに、現在のここの市役所の目の前にある駐車場は民間に委託し、年間134万円の委託料収入があるそうです。例えばこの2か所を駐車場有料化するメリットとして、混雑や無断駐車の解消に加え、一定の収入を得ることにより、将来に向けた病院利用者へのサービス提供、災害対策につながるのではと私は考えています。

質問します。有料化に関しては、恐らく条例改正ではないので、連合議会の議決を必要としないものの、正副連合長の意見調整が必要になると思ひます。要は連合、各自治体のトップの御理解です。開院以来、このような課題、問題が発生しています。ホームページでも大変御迷惑をおかけしていると謝っているが、解決策には一つも結びついていないんです。やはり連合もこの課題に対して真摯に向き合うべきです。有料化に関してどのようにお考えでしょうか。仮に有料化を検討していく上でのプロセス、どのような流れになりますか。また、市所有の柳町駐車場のこれからの利活用について、連合もそうですけれども、市民も大変影響があるわけですから、ぜひ庁内で話し合ってもらふことはできないものでしょうか、質問します。

通告の3点目でございます防災対策・再度災害防止策について質問していきます。令和3年第10回の定例会で、私は自主防災組織について、これからどう取り組むんですかと質問しました。理事者側の回答は、今後自主防災組織の必要性を積極的に研修会等を通して周知し、自主防災組織の結成を支援し、組織率の向上に努めると。高齢や障害で自ら安全な場所に避難が困難な方には、災害時の支援体制強化を図ると答弁されています。令和3年以降です。8月1日時点で自主防災組織の数は、全町内会数269町内のうち、自主防災組織は48となっており、世帯カバー率は38.9%、ちなみに青森県全体が56.4%、しかも東北6県で最下位の数字です。五所川原市は、まだまだ少ない状況です。

先日連合、町内会主催の五所川原市防災講座に参加、見学をさせていただきました。

今回の研修の中では、災害に関する情報の収集と正しい情報の伝達を共有していこうじゃないかというようなお話もございました。頂いた資料の中には、スマホの絵も掲載されていました。現在自主防災組織ができつつある中、デジタルを取り入れて情報収集、伝達に活用していくのは非常に重要だと認識しています。しかし、スマホを持たない高齢者も多い中、なかなか課題も多く、難しい部分もあると思います。例えば先ほど企業版ふるさと納税の質問をしました。活用例として、高知県日高村がスマホ普及率100%を目指し、村まるごとデジタル化事業に取り組むことになりました。しかし、既に皆さん、スマホを持っている住民のことを考えると、普及に税金は使えないじゃないかと。そこで、法人が応援していただく企業版ふるさと納税の活用をし、購入費用や使い方を教える相談所の開設をしているそうです。

五所川原市、令和4年10月に策定したDX推進計画の中にデジタル格差対策があります。掲載された文言を読むと、誰一人取り残さず、全ての市民がデジタルの恩恵を受けることができるのがDX推進であるとうたわれています。

質問します。これから防災とDXの取組に関して、どう取り組まれますか。また、そもそもスマホをお持ちでない高齢者がまだまだたくさんいらっしゃると思います。誰一人取り残さないためにも高齢者に端末を普及させる必要があると考えますが、何か施策はあるのでしょうか、質問します。

通告の4点目でございます五所川原駅前再開発について質問していきたいと思えます。令和4年、昨年11月15日、五所川原商工会議所が2023年の五所川原市の施策に関して13の項目を市に要望し、その要望の一つの中にJR五所川原駅前の整備開発に向けたインフラ整備強化の項目が入っていました。前回の私の一般質問の中で、私は市民の代弁者です、今まで駅前整備、中心市街地に関する要望、アイデアに関して様々質問してきたと言いました。五所川原の玄関口である、顔でもあるJR五所川原駅前を中心とした整備事業について、庁内で今話し合われているんですかとの質問に対し、理事者側の答弁は中心市街地の整備等事業化に向けた庁内の話合いについては、二丁目地区土地区画整理事業以降行っていないと答弁されました。その後、五所川原商工会議所内に駅前にぎわい創出特別委員会が結成され、先日初会合が開かれた後の新聞記事がございました。8月24日の市長の定例会見の中でも、他自治体の例と同様に地権者などで組合をつくり、民間が主導していくことが大事だと発言されています。私の令和3年第7回定例会の一般質問の中でも、市長は公という立場で整備するのではなく、民間の力を借りて整備しなければいけないと発言されています。その後も、市長は度々民間の重要性を発言されていたと記憶しています。以前からの市長の発言の流れを見れば分かります。

おり、今回の駅前再開発は行政主導ではなく、あくまでも民間が主導で行い、そこに行政がアドバイス、協力をしていくスタンスであることが分かります。

どういうわけか、一部市民の中には二丁目地区土地区画整理事業のように駅前が、一丁目が、区画整理事業が行われ、二丁目と同じことが繰り返される、また市長や行政が主導し今回の事業が計画されているといった誤った認識を持たれている市民の方もいらっしゃいます。以前市長が立佞武多を制作、2年か3年に1回との発言が、その後市長は祭りを中止するんだ、やめたがっているんだといった誤ったうわさが拡散されるということがございました。

SNS時代です。一つのものが自由になり、話に尾ひれがついて広がる、作り話が広がる、それによりそれを真に受ける市民の方もいらっしゃるの確かです。改めて今回の駅前再開発事業に関して、五所川原市としてどのように関わりを持っていくのか、ぜひこれは市長の御認識をお伺いしたいと思います。

通告の5点目でございます大型立佞武多の制作についてです。大型立佞武多を制作するための補正予算が計上されました。来年、令和6年、新型大型立佞武多を制作することです。新聞紙上でも、市長は「かぐや」を壊したくないんだと、制作を2年なのか、3年に1度なのか、非常に悩まれている記事も掲載されていきました。動画配信されたお祭りの最終日の市長挨拶の中でも「かぐや」について発言されていたと記憶しています。令和6年度のねぷた制作に関しては、市長の相当な決断、思いがあると思います。

私は、令和2年第3回定例会の一般質問で、祭りのこれからの方向性について質問しました。私が質問したのは、このお祭り、今大きな分岐点に来ているんじゃないのかと。近年は、お祭りに関心のない見に行かない、参加しないという市民、金木、市浦も含め、非常に多いということを実感していると話しました。予算についても質問しました。理事者側の答弁は、令和2年の当初予算で総額約5,800万円、内訳は祭り開催、運営、運行に関する予算が3,800万円、大型立佞武多の制作予算が約2,000万円ですの答弁がございました。これに人件費も含めれば、先日の新聞記事に掲載されていたように制作費用は3,400万円から3,500万円、決して安くはない金額です。令和2年の私の質問の中では、制作を2年に1回にして、余った予算を各運行団体、はやし方や踊り方、制作者の育成、祭りに関わる様々な皆様に今こそ予算を分配するのも必要なんではないかと発言させていただきました。

また、制作に関しては、これから企業の広告収入をつけると、市の予算には頼らない独自の考え方が必要なんではないかと質問しました。例えば広告収入に関して、画像を

お願いいたします、2017年の大型立佞武多、企業の広告がついたことがございました。

「纏」という作品でございます。ここの横に、ちょっとぼかしましたけれども、電気メーカーのレグ何とかというテレビの広告が右と左、100万円、100万円、計200万円の広告がついたそうでございます。関係者にお話をお聞きすると、あちこちべたべたじゃ、これから広告を増やして貼り付けるのも山車の魅力を阻害してしまうと。であるならば、私は一部有機ELシートによるランダム広告やプロジェクションマッピングの活用で、館の壁面であるとか道路への広告の投影、様々なやり方があると思います。そして、支援していただく大口スポンサーを探すというのも一つでしょう。画像を御覧ください。こちらが2011年の「義経伝説」の送り絵に、ちょっとこちらもぼかしましたけれども、ここに、むつ小川原地域・産業振興財団の看板がついている画像です。これは毎日新聞の記事によれば、合計1億5,664万円が2006年から2011年にかけて祭りや制作に財団から助成金が出ていたそうです。この祭りの例えば2011年、これは3.11の東日本大震災があった年ですけれども、この年の助成金を調べてみると、開催補助金と制作事業、この年、館の映像制作に700万円ついていたそうですけれども、祭り関連で合計4,138万円が使われています。この年を最後に、原発マネーで祭りをすることに批判が多数寄せられて、イメージダウンを恐れた市が取り外した、その新聞記事も当時あったそうですけれども、やはり支援をしていただく大口のスポンサーがあれば、税金に頼らずとも祭りを開催できる可能性が出てくるわけです。画像終わってください。ありがとうございます。

例えば前々回に私質問しました再生可能エネルギーです。今、日本の名立たる大企業が様々参画した再生可能エネルギーの地域活性協会が立ち上がってきています。そのような協会と連携協定を結んでいる地方自治体が、少ないですけれども、増えつつあります。これは、全ての自治体が参画できるわけではなく、当市のように、これは私の個人的な感想ですけれども、将来に向けて再生可能エネルギーのキーパーソンになり得る可能性のある自治体が参画できます。

今月の1日です、西村環境大臣、環境アセスメントの手続を短縮する洋上風力の普及策を表明しました。再生可能エネルギー導入のスピードが早まるということです。協定を結ぶことによって、大口スポンサーをもしかしたら獲得するきっかけが生まれるかもしれません。

今年青森ねぶたで100万円のVIPシートが販売されたことが全国ニュースで紹介されていました。これは、株式会社オマツリジャパン、いわゆるコンサルが企画したものです。イベントの企画や運営、予算の確保のサポートをコンサルにお願いするのも一つかもしれません。

お祭りに行政が協力し、一部補助金を出しても私はいいと思います。ただ、お祭りの運営、運行、制作に関しては運営委員会という、そうそうたるメンバーがいらっしゃるしっかりとしたものがあるんですから、これからは寄附、広告、大口スポンサー、コンサルを入れる等々、要は広告戦略マーケティングを委員会の中でもんで考えればよいと思うんです。そして、その委員会の中に、青森市の実行委員会の中にあるように伝承育成委員会を設置し、子供町内ねぶたに奨励金制度を設けていけばいいんじゃないでしょうか。

今回の25周年がコロナ後のお祭りとして大成功を収めました。次の25年後、50周年に向けての制作、祭りの在り方を考えたときに、行政が今までどおりのやり方で税金を投入していくのは非常に批判、反対も多いです。人口減少社会の中、これからますます負担になっていくと考えます。ぜひ運営委員会の中で、これから五所川原立佞武多、祭りの在り方について議論をしてほしいんです。五所川原立佞武多の制作、祭りのこれからについて、この質問もぜひ市長の御見解をお聞きしたいと思います。

以上、通告5点に関して理事者側の誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私のほうから質問の4点目、5点目について答弁をさせていただきます。

まずは4点目ですけれども、中心市街地の活性化策について、五所川原駅前再開発についてであります。駅前賑わい創出特別委員会の設置経緯及び今後の展開についてという御質問でありましたけれども、本委員会は商工会議所で設置しておりますので、私から詳細な経緯を申し上げるという立場でありませんので、御理解をいただいた上で、私なりの駅前のにぎわいの創出についての見解を申し述べさせていただきたいと思えます。

まず、人口減少や少子高齢化が加速度的に進行する中であって、これから将来を見据えたとき、各市町村の単位ではなく、圏域で各自治体が連携をしながら持続可能な地域社会を構築していかなければならないとまず考えております。

現状医療、教育、商業、観光旅行面等の経済活動において当市が圏域の中心的な役割を担っており、圏域全体の将来像を見据えたとき、まず五所川原は交通の要衝であるという立場だと思っております。その当市が社会経済活動の拠点として役割を担うということをまずは意識したまちづくりが不可欠であると私は考えております。

また、近年県内外から当圏域に入ってくる観光客やビジネスマンが増加をしております。

す。特に市内の誘致企業から宿泊施設がもう足りないということで、各ホテルに増設を求めているという要望も来ております。西北圏域で急速に進んでいる再生可能エネルギー関連事業に従事する出張者も、当然当市で宿泊の需要が高まっておりますし、そういう関連企業の拠点が五所川原だと思っております。そういう意味で、当市における宿泊体制のさらなる充実をということが私は急務であると考えております。

こうした状況を総合的に勘案し、まずは市の玄関であり顔でもある駅前を再構築し、宿泊と飲食を中心としたコンセプトでまちを形成し、駅前から立佞武多の館までのエリアをはじめ、中心市街地のにぎわいを創出することで新たなまちづくりを進めるチャンスであると考えております。このことについては、商工会議所が昨年実施したアンケート調査で駅前エリアの活性化を課題に掲げる方が多く、議員も先ほど言っているとおり、昨年の11月に市に対しまして利便性が高く、景観がよい駅前空間の開発、整備の要望を受けております。商工会議所と認識が一致をしております。

こうした状況から、今年7月、中心街の事業者や地域の代表をはじめ、五所川原商工会議所の会員が主体となり、駅前再開発の実現に向けた具体策を検討するため、商工会議所内に駅前賑わい創出特別委員会が設置され、8月22日に第1回目の会議が開催されたところであります。今後この委員会において駅前に何が必要なのかが議論され、様々な意見の中から民間主導で再開発への協議を進めていくものと考えております。市もオブザーバーとして参画しておりますが、あくまでサポート役として国や県の支援制度等のアドバイスを行いながら、最終的には官民協働で再開発事業を進める流れになっていければと思っております。商工会議所の山崎会頭もおっしゃっておりますけれども、このタイミングがチャンスなんだろうと思っております。特に経済的、ビジネスの面からいくと機会の損失、要するにチャンスロスをしないということが今一番大事な考え方であって、私はこれをやはり民間が主導になって、速いスピードで取り組んでいただくことをお願いしていきたいと思っております。以上です。

それでは、続きまして5点目の五所川原立佞武多祭りのこれからについて、大型立佞武多の制作についてでありますけれども、以前議員が令和2年ですか、この議場の中で1年置き制作と。ただ、私はそのとき、2年、3年がいいという話をした、2年、3年といういろんな意味での議論はするべきだろうと思っておりますし、記者会見ではないですけれども、取材を受けたときも、可能であれば毎年私は、可能であればですね、可能であれば毎年制作をしたいという思いは持っております。ただ、今の財政上の問題、これからのまちのいろんな課題の問題に取り組む上で、いろんな市民の方々からも意見を聞きながら、どうあるべきかということも私のほうからも機会があれば申し述べてい

きたいと思っております。

まず、令和7年度以降の大型立佞武多の在り方についてもお答えいたします。今年の夏祭り、五所川原立佞武多は4年ぶりに通常の開催、運行開始25周年イベントの実施など制限を設けない開催が可能となり、私自身は大いに盛り上がったものと考えております。特に五所川原商工会議所青年部が主催したごしょがわらめじゃ〜ストリートなど新しい企画が生まれております。そして、青年会議所が主催をした親子d e 立佞武多も非常に多くの子供や親子連れに参加をいただき、これまで以上に魅力あふれる祭りになったものと私は感じております。

今回コロナ明けの観光の誘客、そして25周年以降のまずは勢いをここで止めたくはないと。4年ぶりに制限なしで、こういう新しい企画を含めて、非常に私はいいい雰囲気の中で進めていけたと思っております。まずは、この雰囲気を止めたくないという思いで、その判断から「素戔鳴尊」に続く歴代25代目となる令和6年度の新作立佞武多の制作を計画し、本定例会にその制作の予算を計上しておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

五所川原立佞武多のさらなる発展のため、民間主導の祭り、市民と地域が共につくる祭りへ移行し、子供から大人まで参加者一人一人が主役となり、心から楽しむ姿こそが見る者に感動を与え、大型立佞武多の迫力と併せて五所川原の祭りならではの魅力を創造していければと思っております。

行政は、余裕があれば全面的な財政のバックアップということができればいいんですけども、今後いろいろな観点から、財政面についてはやはり行政のバックアップは当然必要だと思っておりますので、一部財政面のサポートを行う形が私は理想だと考えておりますので、祭りの運営、大型立佞武多の制作などあらゆる面について、五所川原立佞武多運営委員会など関係団体とともに、今25年を終えて、将来のあるべき姿をやはりしっかりと協議していきたいと思っております。当然財政面、政策面、制作者、いろんな課題があります。いろんな課題を抽出して、委員会のほうに提案をして、委員会の中で多様な意見を聞きながら、やはり一緒になってつくっていく祭りを目指していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 それでは、ふるさと納税の推進について、10月から始まるふるさと納税の新ルールによる影響、それからリピーター獲得のための取組、それから企業版ふるさと納税における当市の状況について御質問がありましたので、お答えをいたします。

まず、ふるさと納税の新ルールによる当市への影響といたしましては、新基準に合致しないこととなる返礼品の見直し及び新経費率を満たすための寄附額の見直しの2点を予定しております。

それから、リピーター獲得のための取組といたしましては、希望者への市の情報を記載したメールマガジンの送信や、ホームページ上でのふるさと納税の活用状況の報告等を行っているところでございます。

それから、企業版ふるさと納税につきましては、ホームページ上での情報発信等に取り組んでおりますが、これまでのところは寄附をいただいた実績はございません。

以上です。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 つがる総合病院立体駐車場の有料化についてお答えいたします。

現在立体駐車場の運営について、つがる西北五広域連合に確認したところ、外来診療、健康診断、入退院時の付添い等で利用した場合には無料処理をし、それ以外での利用は入場後30分無料、それ以降30分ごとに100円加算された料金を徴収しているとのことです。無料処理をしている運用を改めることは、無料で利用していた圏域住民から患者サービスが低下したと受け止められる可能性があり、現段階で無料部分の見直しは考えていないとのことです。

仮に無料部分を有料化する場合、そのプロセスとしましては広域連合病院事業として運用方針を固め、それをもってつがる総合病院利用者や圏域住民の皆様からの意見をいただき、正副広域連合長の意見調整を経て決定することとなります。なお、病院事業の使用料及び手数料条例において、駐車料金は病院事業管理者が定める額とされており、連合議会での条例改正手続は不要となります。

しかしながら、これまで西北五圏域住民が利用する中核病院の患者サービスとして無料としているものを有料化するのであれば、広域連合議員はもちろん、広域連合構成市町全体での意見調整が前提となると伺っております。

また、柳町駐車場は現在つがる総合病院に無償で貸与しており、つがる総合病院職員駐車場として利用していますが、その利活用についてはつがる総合病院が検討するべきものと考えています。

○木村清一議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 防災対策について2点御質問いただきました。

まずは、防災とデジタルトランスフォーメーションの取組についてであります。防災の領域でもデジタル技術を取り入れてデジタルトランスフォーメーションを推進する防

災ＤＸ、これはインフラが機能しなくなる可能性の高い災害発生時には大変有効な手段であると認識しております。他の自治体でも先進的な取組事例があり、災害発生時の有効な防災手段ではありますけれども、一方では多額の費用を要するとともに災害対応の仕組みを根本的に見直す必要があると認識しております。今後も当市の地域特性に合ったデジタル技術の活用等の情報収集に努めながら、安心安全確保のため、防災対策に取り組んでまいりたいと思っております。

それともう一つ、スマートフォンを持っていない高齢者に端末を普及させる施策はあるのかという御質問でございます。災害情報の伝達手段としては、スマートフォンなどのモバイル機器の活用、これは大きな効果を発揮すると考えております。一方では、高齢者の皆様にとってはスマートフォンの操作の難しさから十分に活用できていないことが懸念されております。

当市では、令和４年度、先ほど御質問にありましたとおり、五所川原市デジタル・トランスフォーメーション推進計画を策定しておりまして、この中で高齢者に対するモバイル機器等の利活用について取り組むこととしております。端末を普及させる施策につきましては、先ほどお話ありましたとおり、あくまでも民間主導の業務になろうかと思っております。一方では、操作方法については、高齢者対策として地域包括支援課が民間の通信事業者とタイアップしてスマートフォンの利用教室等を開催しております。

○木村清一議長　９番、藤森真悦議員。

○９番　藤森真悦議員　いろいろと御答弁ありがとうございました。市長も非常に多くの御意見をおっしゃっていただいたと思っております。

再質問をしていきますけれども、ふるさと納税に関連します。先ほど立佞武多の件でも私言ったんですけれども、市に協力していくという話をしたと思うんですけれども、例えばふるさと納税の返礼品の中に体験型というものが出てきているんです。例えば若い皆さんは分からないかもしれないけれども、「鉄人28号」の正太郎君、ボックスのボタンを押せば動くみたいな。例えば館の前で、ボックスがあります、ボタン押します、館のゲートが開きます、時間かかるのではやし方の演奏があつて、プロジェクションマッピングを投影します、奥に鎮座する大型立佞武多のボタンをまた押せば点灯が行われる、点灯式、その権利をあなた一人に、あなたの御家族に差し上げますと、これ体験型です。それに、これでもかというようなおもてなしをつける。例えばVIP席、そして食事、宿泊、そして市長と制作者の記念撮影、制作者のサイン入りの証明書で、アメリカのロスのチャイニーズシアターに有名人の手形、サイン入りでありますけれども、皆様に１日１人限定、５日間、５名の手形とお名前が館の隣の広場に年々、年々増えていくと。

私は、こういう体験型の商品開発をしていけば必ず、例えば100万円の寄附です、手を挙げる方たちがいっぱいいると思うんですよ、やがて。だって、これ一生に一度の思い出になるじゃないですか。やはりふるさと納税、今マイクロツーリズムとか体験型というのはいっぱい出てきているんです。ぜひ五所川原市もそういう新しい考え方が必要だと思っています。

企業版のふるさと納税の実績ゼロというお話がございました。この企業版ふるさと納税の活用例として、例えば企業版のふるさと納税サイトのふるコネというものがあるんです。プロジェクトがいろいろと載っているんです。例えば秋田県で、7月の豪雨災害からの復旧、復興に向けた支援のお願いと、これ7月の話です。即効性のあるプロジェクトがもう活用されている。また、熊本県の高森町かな、駅周辺の再開発と交通アクセスの強化のプロジェクトに、目標金額が1億円、それにも1億1,044万円集め、目標達成しているところもございます。

先週、新聞記事、先週ですよ、企業版のふるさと納税が自治体の寄附、前年比1.5倍で341億円で過去最高との記事がございました。これ市民の皆様から言わせれば、何だ、五所川原市ゼロ、全然これ活用されていないんじゃないのかと思われるかもしれません。ただ、通常のふるさと納税、2022年度の寄附額、3年連続過去最高で9,654億円、これ1兆円に迫る勢いなんです。この数字を見ると、比べると、まだまだ企業版のふるさと納税が思ったより伸びていないし、現時点で企業側にとってもあまりメリットを感じていないんじゃないかと思うんです。

先ほど私言いました企業版ふるさと納税サイトのふるコネのアンケート調査があったんです。寄附を検討した企業の71%が寄附を実施しています。ということは、逆にこれ寄附を断念した企業が29%あるということです。この調査、企業の断念理由が書かれておりました。十分な情報を得られなかったが43%、寄附をしたいと思うプロジェクトがなかったが41%。寄附をしたいけれども、条件に合うプロジェクトがなかなかなくて、企業の寄附担当者を悩ませているというんです。このアンケート、自治体に期待をすることのトップが積極的な情報開示で、実に52.4%を占めています。やっぱり五所川原、こちら側も魅力的で具体的なプロジェクトを考えて、例えば駅前であるとか、館であるとか、祭りであるとか、防災であるとか、そういう魅力的なプロジェクトをつくって、やはりまちではなくて、ふるコネのサイトを見ると寄附されている企業が全部載っているんです。メールでアポイントを取って、こういうプロジェクトをつくったけれども、いかがでしょうかと、どうですか。興味がある企業さんにピンポイントでお伺いする、こちらから動いて寄附を獲得していく、そういうことも必要だと思います。

先ほどメールマガジンのお話がありました。五所川原市、リピーター獲得の取組としてメールマガジンを活用しているんです。画像をお願いいたします。このような内容なんですけれども、不特定多数に情報拡散するSNSより、このメールマガジン、顧客に送る1 on 1のメールですから、非常にこれはアプローチがしやすいと思うんです。この画像を見ていただくと、ここ数年間の、そんなページ割けませんので、数年間の代表的なページをピックアップしました。例えばこれは五所川原市立佞武多が練り歩きますよとか、立佞武多の制作風景、これですよとか、例えば太宰治、私たちの地域で有名なんですよとか、またこちらはやっぱり五所川原といえばリンゴですよ、おいしいリンゴをぜひ楽しんでくださいというような内容です。だけれども、すみません、担当課にも申し訳ないんだけど、この内容を見るとふるさと五所川原市の魅力、情報を例えば提供するツールの一つとして、もう少し工夫もあっていいのかなと思うんです。例えば今QRコードというのが全盛です。例えばQRコードをたくさん貼り付けます。五所川原市、いろんなふるさとの魅力あるじゃないですか。市浦だって相内の虫送りとか十三湊とか、金木は嘉瀬の奴踊りとか、五所川原市、菊ヶ丘公園、隠れた桜の名所、いろんな深掘りをすればふるさとの魅力を伝えることっていっぱいあるわけです。それは、また商品にもつながります。こういう商品を今開発しています、もう少しお待ちくださいであるとか、そういう情報を提供する非常に有効なツールだと思うんです。ぜひこれをこれから活用して使ってほしい。情報発信のツールとして非常に重要だと思っています。ぜひ担当課、活用していただきたいと思っています。画像を終わってください。ありがとうございます。

やはり魅力的な商品開発、例えば五所川原、リンゴ、お米、メロン、これって他自治体と同じキーワード、ワードですよ。じゃ、その商品にどう付加価値をつけていくかということがやっぱり重要ですよ。私以前の一般質問の中で、商品開発のプロのビームスさんとのコラボ、ビームスのコラボの一般質問をしました。ビームスというのは、様々な分野に精通された魅力的な商品開発のプロの方々、やはりそういう専門家のサポートというのは重要だと思うんです。7月からごしょがわらチャレンジ補助金がスタートし、同時に市役所内に地域事業者支援ルームが開設されたそうです。これは、市が委託したアドバイザーが専門的な相談を無料で行っているそうなんです。

ここで質問しますけれども、地域事業者の支援ルーム、事業者へのサポート状況と支援ルームの期限というのはどうなっておりますか。また、駅裏に市民学習情報センター、ここはたしか年5回だと記憶しておりますけれども、あおもり起業家養成講座、五所川原圏域創業セミナーというのを開催し、創業とか起業とかスタートアップの相談に乗っ

ていると記憶しております。この創業セミナー、この数年間の五所川原会場での相談参加人数はどれぐらいになっておりますか、質問します。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 お答えします。

市では、農林水産業及び関連産業の活性化を図り、地場産品基準を満たす付加価値の高い新商品の開発や販売等を促進するため、本年7月に市役所内に地域事業者支援ルームを開設したところであり、事業者等に対して助言や提案を行っているほか、販売促進機会の提供やごしよがわらチャレンジ補助金を交付することとしております。

支援ルームでは、市が委託したアドバイザーが新商品の開発等の提案と実行を支援するほか、担当課職員が同席し、相談の受付から出口までをサポートする伴走型の取組を行っており、利用者からは専門的なアドバイスを受けることができ、商品開発に役立つなどの声をいただいております。

令和5年8月末現在の申込事業者数は18社で、延べ相談件数は26件となっております。また、補助金の活用を想定した相談申込みについては、8月末をもって受付を終了しておりますが、地域事業者支援ルームについては通年で開設し、本年度末まで相談に応じてまいります。

そして、五所川原圏域創業セミナーにおける直近3年の五所川原市民の参加者数については、令和2年度が7名、令和3年度が4名、令和4年度が8名となっております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。

支援ルーム相談者、7月から8月、2か月もなかったのかな、短期間ですよ、26件という答弁がありました。圏域創業セミナー、まず1桁台で非常に寂しい状況ですよ。コロナ禍という影響もあったのかもしれませんが。市役所内に支援ルームがあるというのは、やっぱり気楽に来られるし、敷居も低いし、相談しやすいんじゃないかなと思うんです。26件という数字も出ておりますけれども。

青森市が2022年度に経営相談窓口を利用した創業が101件で、過去最高を記録したという記事が今年、前半、盛んに新聞に載りました。これはニュースにもなったと記憶していただけますけれども、しかしその裏にある数字、これは新聞にも出ていたんですけれども、相談件数が2,599件もあるんです。すごい相談件数ですよ。それに対する101件ですので、創業の割合が0.3%。青森市がおととしの秋に、急遽これはてこ入れをするんです。どうことをしたかということ、相談人員を倍増、情報発信をとにかくやった、メールの相談をとにかくやる、まちではなくて、こっちから出向いて行って相談者を獲得して

いく、そういうスタイルを急遽取るわけです。どうしても過去最高という数字が欲しかったのかなとも思うんですけども。

ちなみに、2022年、令和4年の相談窓口、弘前市、相談件数442件、創業者数が52件、八戸が相談件数369件、創業者数が39件、これはどちらも割合が1%、青森市の3倍以上あるんです。私は、もちろんこの101という青森の数字、非常に素晴らしいと思います。過去最高、それは青森市さん一生懸命やられたと思うんです。ただ、創業できなかったその裏にある、例えばその101という数字を引けば、2,498件という数字が私は非常に重要だと思うんです。裏を返せば二千数百人の皆様が創業しなかった、起業しなかった、そういう思いがある皆様が創業できなかったということですよね。

五所川原市も、高校生も含めた若い皆様にもっと情報発信をしていけば、もっと相談数は私は増えると思っています。商工会議所にも相談窓口があるんでしょうけれども、私も敷居が高くてなかなか行けない、そういう雰囲気があるんです。ですから、これから地域事業者支援ルームの継続をぜひ検討してもらいたいんです。若者や高校生の皆様の思いや疑問に耳を傾けられるような、そして先ほど私も言いましたけれども、敷居の低さもあり、また地域の事業者の相談や地域物産、観光、食品開発や、創業、起業スタートアップにもつながるような総合的な相談窓口が町内にあると、かつふるさと納税の担当課も連携していくことにより、ふるさと納税のための商品開発ではなくて、市民の皆様の思いや要望にアプローチしていくことこそが地域の売れるものが増えていき、ふるさとの魅力伝えることにつながり、それがふるさと納税の推進にもつながると私は考えています。支援ルームの継続、そして魅力的な商品開発に関して、五所川原市、どのようにお考えですか、質問します。

（「議長、暑いので上着脱いでいいですか」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 大分暑くなっているんで、上着脱いでも結構でございます。

経済部長。

○川浪 治経済部長 お答えします。

地域事業者支援ルームでは、より多くの相談に応じるため、企画案やアイデア段階での相談も受け付け、相談者にとって利用しやすい体制を整えており、ごしょがわらチャレンジ補助金ではふるさと納税担当課と連携を図りながら、返礼品に活用できるよう地場産品基準を満たす新商品の開発を支援することとしております。

また、同ルームではふるさと納税返礼品への登録や各種支援制度及びイベント等の情報提供など、可能な限り総合的な相談に対応できるよう努めております。これにより地域の魅力を生かした新商品が誕生し、ブランド化が図られることによって地域の活性化

につながるものと認識しております。このことから、地域のブランド化推進のためには本事業を継続して実施することでその効果が現れるものと認識しており、来年度以降の実施に向けては今年度の相談内容や新商品の開発状況などを勘案しながら検討してまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 私今の質問、非常に重要だと思っております。ぜひこれを来年以降も、同じ形ではなくて、私は次、例えばもしやるのであれば、それがもっと広がっていくような、全国に何とかビズってありますよね。本当のプロフェッショナルが地域の商品開発であるとか、創業、起業の相談をしているGビズのようなものが五所川原市にできていただければ、将来的に非常に地域が活性化できるんじゃないかと思っております。ぜひともよろしくお願いします。

病院関連で再質問していきます。先ほどの答弁で、市役所の柳町駐車場の利活用について病院が検討するべきであるという答弁があったと思いますけれども、私にしてみればちょっとあまりにも無責任なんじゃないかなと、ぜひ市役所の中でもんでほしいなとも思うんですけれども、ではちょっと角度を変えて質問します。

つがる総合病院で令和3年4月19日より導入しているスマートフォンを使った待合番号表示アプリ、スマパというものがございます。画像をお願いいたします。病院の再来受付機の奥にこれは掲載されているんです。私、市の職員の皆様にも「これ分かってらか」と聞いたんですけれども、知らない方がほぼいらっしゃって、なかなか活用できていないんだと思ったんです。令和4年度のアプリのダウンロード数とアプリの利用者数、どのようになっていますか。このアプリ運用経費、年間どれぐらいかかっているものでしょうか。画像終わってください。よろしくお願いします。御質問します。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 スマパについてお答えします。

アルメックス社の病院外来アプリ、スマパは、スマートフォンで利用でき、スマートフォンを診察券代わりに利用できるスマホ診察券、診察の順番を表示する待合番号表示、スマートフォンを利用した医療費のクレジット払い及びコンビニ払い、領収書、明細書をスマートフォンで確認できる機能があり、病院利用者の利便性を高めることができるアプリケーションです。スマパのホームページによると、今後予約確認、再来受付機能も追加される予定となっております。

つがる総合病院では、コロナ禍における院内の密状態解消のため、どこにいても診察の順番を確認できるスマパの待合番号表示機能を令和3年4月に導入しており、それ以

外の機能は現在のところ導入しておりません。スマパの令和4年度のダウンロード数は1万1,249件、利用者数は1,491人で、運用経費は利用料として月額5万5,000円、年額にして66万円とのことです。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。

今の数字見たら、令和4年、私カレンダーを見て計算したら、年間で病院の開院日が、令和4年は276日でした。今アプリの利用者が1,491人、例えばこれ平均すれば1日四、五人ぐらいですか、ほぼ活用されていない状況。ぜひこれをもっと周知して、これ実はこのアプリの中身を見れば対応されていないんだけど、スマホ診察券であるとか、すごく便利な、待ち時間対策につながるようなすてきな機能がたくさん入っているんです。先ほど数字の話も言いましたけれども、全然これ活用されていませんよね。私今回渋滞対策、いろいろ言ってきましたけれども、病院側も全然真摯に対応していない。例えばこういうところ、お金をもう少し、これ以外にも渋滞対策というのはあると思うんです。これも含めて、ぜひ病院も真摯に市民の、病院の利用者の皆様に耳を傾けて渋滞対策に取り組んでいただきたいと、本当に心から市民の皆さん、思います。ぜひ病院に伝えてください。よろしくお願いします。

もう時間なくなりました。この後に私通告準備していたんですけれども、また再度内容を濃くして、ますますよい質問をしていきたいと思います。

よろしくお願いします。ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって藤森真悦議員の質問を終了いたします。

次に、8番、秋田幸保議員の質問を許可いたします。

○8番 秋田幸保議員 皆様、おはようございます。質問の前に、今年1月に行われた市議会議員選挙において市民の皆様のお力でこの議場に押し上げていただきましたこと感謝申し上げます。誠にありがとうございます。今後は、会派の名前のとおり、市民の皆様の声に耳を傾けて市勢発展のために尽力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、市議会議員になってから定例会3度目で初めての質問ということで、少し緊張しております。間違えました。とても緊張しておりますので、皆様、どうぞ温かい目で見ていただければ幸いです。よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。私の質問は、市浦地区に建設している五所川原市健康増進施設についてです。五所川原市健康増進施設は、市浦地区住民を中心とした市民の健康づくり、健康寿命の延伸と福祉の増進を目的として建設

されていますが、市浦地区において住民の新たな交流、憩いの場としても期待される施設となっています。

施設の詳細を見ますと、サウナ室、人工炭酸泉がある入浴施設、エアロバイク等の運動器具を備えたトレーニング室、小上がりの昼休憩スペースなどを備えております。また、定期的に市による運動教室を開催する予定とされているようです。

当初令和5年4月1日開業としておりましたが、資材納入遅れなどの影響により工期が延長され、開業日を8月11日としていました。ここ数年、新型コロナの影響で帰省されていなかった方も感染症の位置づけが5類感染症になったことで、ふるさとに戻り、多くの人でにぎわっていたこの時期の開業を楽しみにされていた方が多かったのではないのでしょうか。しかし、浴槽の漏水が判明したことで開業の延期を余儀なくされ、開業を心待ちにされていた方はみんな大変残念な気持ちでいらっしゃると思います。私もその一人です。開業延期の原因が浴槽からの漏水であるということは入浴施設として運営できないわけですので、早期に原因究明し、しっかり対応して開業に結びつけていただきたいと思います。

そこで、1つ目の質問に入ります。この五所川原市健康増進施設、8月11日の開業延期の理由が浴槽からの漏水とのことですが、改めてその理由を伺います。漏水の判明から開業を延期した経緯も含め、現在オープンできていない理由は何でしょうか。今の状況について答弁をお願いします。

2つ目の質問は、この五所川原市健康増進施設、開業日は現状確定できていないようですけれども、今後の開業までの進め方について確認したいと思います。まずは、やり直し工事についてどのように進めていくのか。また、工事以外にも指定管理者との協議、健康増進施設で使用する共通登録証交付システムの導入、いろいろな備品や様々な消耗品の購入、そしてオープニングセレモニーの準備など、開業に向けて進めてきたところと思います。現状見通しが立たないことによる不確定なことが多々あるとは思いますが、どの時点で開業を見込むことができるのかも含め、今後の進め方について伺います。開業までの計画がございましたらお答えください。

最後に、3つ目の質問です。この五所川原市健康増進施設は、開業後、指定管理者である五所川原市社会福祉協議会が管理運営することになっています。五所川原市社会福祉協議会では、管理運営に向けて開業前から施設配置職員を雇用したと伺っております。まずは、その点について市が把握しているのかお答えください。

以上、五所川原市健康増進施設について3点、私からの1回目の質問といたします。理事者側の誠意ある御回答をお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

民生部長。

○黒川隆二民生部長 五所川原市健康増進施設が開業できていない理由についてお答えします。

最初に、健康増進施設の開業を心待ちにされていた皆様には開業延期になったことについておわびいたします。当該施設は、令和5年8月11日を開業日として建設工事を進めておりましたが、去る7月13日に施工業者からの報告により、浴槽からの漏水を把握いたしました。その後水張り検査にて男湯3つ、女湯3つの全浴槽で漏水が確認され、建築関係者等で漏水を止める方法を協議してまいりましたが、市民の皆様安心して施設を利用していただくためには根本的な工事の必要があると判断いたしました。その工事については、工法等を含め、さらなる検討、協議が必要であり、8月11日の開業には間に合わないと判断し、開業延期を決定したところです。

なお、工法等を決定するに当たっては、漏水原因をはっきりさせることが必要であり、現在破壊検査する準備を進めていますので、開業についてはその後に見込めるものと考えております。

続きまして、健康増進施設の開業に向けたこれからの進め方についてお答えします。現在の計画としましては、今後浴槽の破壊検査を行い、原因特定の上、工法等を決定してから着工することとなります。この時点で工期については見通せるものと考えています。

開業日につきましては、工期の設定が前提ではありますが、開業延期に伴って一時的に他施設へ搬入した事務備品や運動器具等の施設内搬入と設置、さらには施設を管理運営する指定管理者にて施設配置職員等の就業体制の整備、機器の運用研修期間等を見込む必要もあります。これらについては、工事と並行して進めてまいりますが、施設運営に係る準備の見通しも踏まえた上で開業日を決定できるものと考えております。

続きまして、指定管理者における雇用状況についてお答えいたします。市では、健康増進施設の指定管理者である五所川原市社会福祉協議会との間で、指定管理期間開始前の令和5年7月10日から開業日としていた8月11日の前日まで施設運営開業準備業務委託契約を締結しており、人件費を含む経費について市が委託料として負担することとしております。

社会福祉協議会では、健康増進施設を含む市の3つの入浴施設で利用できる共通登録証の申請受付、作成業務を行うため、7月10日から2名を雇用、8月1日からはさらに3名を雇用しており、計5名体制で施設の各種機器類の操作研修等を実施して開業を迎

える予定であったと伺っております。この5名という配置数は、健康増進施設指定管理基準にて市が定めた配置数となっております。

以上です。

○木村清一議長 8番、秋田幸保議員。

○8番 秋田幸保議員 この施設、市民の皆様が安心安全に施設を利用できるよう開業を延期し、原因はこれから施工部分を検査して特定するとのことですが、漏水発覚から大分時間が経過しております。7月13日でしたよね。施工業者の方や担当職員の皆さん一丸となって、一日でも早く施設が開業できるように完成に向けて努めてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

開業日の確定には建築工事の完成だけでなく、運営に係る準備、施設の運営体制整備を再度進めていくことが必要であるとのことでした。やり直し工事と並行して、こちらも適切に進めていただきたいと思います。

また、施設開業に合わせ、指定管理者である五所川原市社会福祉協議会が5名の方を雇用したそうですが、開業が延期され、今後開業の見通しも立たない状況にある中、雇用された5名の方は非常に不安に感じていると思います。

そこで再質問します。雇用された方々の人件費や開業までの身分保障なども含め、市はどのように対応していくのか。また、それについて社会福祉協議会と協議しているのか伺います。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 開業延期による雇用された方への市の対応についてお答えします。

開業延期決定後、社会福祉協議会と協議し、施設運営開業準備業務委託の契約期間を健康増進施設供用開始日の前日までとした変更契約を締結し、引き続き開業までの準備業務に対しては人件費を含む経費を市が負担することとしております。

雇用された方々の身分保障につきましては、あくまでも雇用者である社会福祉協議会と雇用された方との間で取り決めるものとなりますが、市から社会福祉協議会に対しては開業までの期間、雇用を継続した場合や雇用された方に対する法に定められた補償等に係る経費については市が負担することを申入れしております。

なお、社会福祉協議会からは、雇用した方々に不利益が生じないように対応していくと伺っております。

○木村清一議長 8番、秋田幸保議員。

○8番 秋田幸保議員 答弁ありがとうございました。雇用された方々に不利益が生じないように対応していただきたいと思います。

この施設の開業延期によって、8月11日から今後決定する開業日の前日までの間、本来8月11日に開業していれば市が負担する必要がなかった経費について、これは市の損害になります。この損害賠償につきましては、漏水の原因が判明した後に精査することになると思いますけれども、この点について再質問します。8月11日に開業していれば市が支払う必要のなかった社会福祉協議会への委託料は月幾らになりますか、お答えください。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 社会福祉協議会への委託料についてお答えします。

委託料の内訳は、直接人件費、施設の機器類操作研修に係る光熱水費等、印刷製本費、消耗品費、その他市長が必要と認めるものとなっており、直接人件費は社会福祉協議会と協議して決定した1時間当たりの単価に勤務した時間を乗じた額を、そのほかについては実費分を委託料としております。

社会福祉協議会から実績報告書を受け、支出状況を確認してから支払うこととなりますが、事務消耗品費、勤務時間は月によって異なる場合があるため、概算となりますが、全ての職員がフルタイムで勤務した場合、月額70万円程度と考えております。

○木村清一議長 8番、秋田幸保議員。

○8番 秋田幸保議員 答弁ありがとうございます。

概算で月額70万円程度とのことですね。大変な額です。先ほども申し上げましたけれども、一日も早く施設が開業できるように完成に向けて早急な対応をお願いしたいと思っております。

2020年9月だと記憶しておりますが、し〜うらんど海遊館が老朽化のために閉館したということで、市浦地区に憩いの場と言えるような場所がなくなってしまったわけです。市浦の住民の方も、この施設が早くできるのを心待ちにしていると思います。市民の方もそう思っています。

先ほどもちょっと触れましたけれども、建設業者、それから担当職員、建設チームですよね、の人たち、皆さん一丸となって、一日も早く完成、開業に向かっていただきたいと心から思っています。よろしくお願いします。

この五所川原市健康増進施設については、漏水による開業延期が大きく報道されました。マイナスのイメージ、悪い意味で注目を集めてしまったと思っています。これを払拭するためにも、慎重でありながらも迅速に一つ一つ課題を解決し、一日も早く開業して地元住民に愛される施設となるように引き続き努力していただくことを切にお願い申し上げます。私、秋田幸保からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって秋田幸保議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 22 分 休憩

午後 1 時 01 分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3 番、伊藤雅輝議員の質問を許可いたします。3 番、伊藤雅輝議員。

○3 番 伊藤雅輝議員 自民公明クラブ、伊藤雅輝でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、第1点目は教育相談、指導体制の強化についてお伺いします。2013年に設立したいじめ防止対策推進法から10年がたちましたが、各地では依然として深刻ないじめの事例が後を絶ちません。文部科学省が2021年に実施した児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、いじめの認知件数が小中高合わせて61万5,000件と過去最大となっております。そのうちの約8割が小学校で発生し、50万件を超える件数が報告されており、その中でも低学年が特に多い状況にあります。

このため、いじめ防止対策として、各地方自治体においていじめ防止基本方針の策定やいじめ問題対策連絡協議会等の設置が求められており、当市においても2015年に五所川原市いじめ防止基本方針が策定され、市及び教育委員会は必要な施策を総合的に設定し、実施するとしております。

今回教育委員会で作成した令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の中で、市で行ったいじめ防止対策の成果として、タブレット端末を使用した相談体制が充実したことやスクールカウンセラーの有効活用が図られているとの報告がなされています。

そこで、(1)番目として当市におけるいじめの実態についてお尋ねします。今回の報告書では、カウンセラーの派遣によるいじめ問題の把握件数と教育委員会の随時学校訪問によるいじめ問題の指導件数とに差があるように思われます。いじめの認知件数は、どのように把握しているのでしょうか。

また、(2)として県内でいじめ問題対策連絡協議会を設置している市町村は、令和3年度の時点では8市町村となっておりますが、当市においてはまだ設置されていないようですが、今後当市においていじめ問題対策連絡協議会を設置する予定があるかどうかを

お聞かせ願います。

続きまして、第2点目は太宰治顕彰事業及び芦野公園周辺の環境整備についてお伺いします。まず、1点目として太宰治顕彰事業についてです。当市の金木地区が生んだ文豪、太宰治をしのんで、誕生日や亡くなった日にちなんだ事業は全国各地で実施されております。今年、当市では教育委員会が顕彰事業として太宰文学講座・朗読会を6月19日に斜陽館で開催しております。これは、2019年の生誕110周年を区切りとして、従来の式典形式から太宰治の功績をたたえる顕彰事業へと変更されております。この事業では、朗読会と児童生徒による読書感想文の発表が行われたと新聞報道されております。次世代を担う子供たちが太宰文学に触れ、郷土を愛する心の醸成につながる有意義な事業と理解しております。

そこで、今後の太宰治顕彰事業についてお尋ねします。金木地区では、太宰治にゆかりのある方々の高齢化に伴い、これからの太宰治にちなんだ事業の実施に不安を抱えているように聞いております。市としては、この事業をどのように捉え、将来的にどのように関わっていく予定であるかをお尋ねします。

そして、(2)として芦野公園周辺の環境整備についてお伺いします。新聞によりますと、芦野公園に近く、多くの人に親しまれた金木小学校沿いの国道339号の桜並木が、老朽化により倒木の危険があるため、道路を管理する県が伐採するとありました。事実私も確認したところ、既に伐採が終わっておりました。とても寂しく、とても違和感を覚えました。御存じのとおり、金木地区の芦野公園は全国的にも桜の名所として有名で、桜と津軽鉄道の撮影を目的として多くの観光客が訪れる人気スポットとなっております。今回の桜並木の伐採という県の措置は、危険防止として致し方ない面はありますが、市が管理する芦野公園内の桜の樹木の管理はどのように行っているのでしょうか。今回伐採された桜と同じように倒木のおそれがある老朽化した桜を把握しているのか、また樹木医の診断を仰ぐなどして延命措置が可能な樹木もあるのかどうか。そこで、芦野公園内の美観を保つための今まで行ってきた対応策と今後の対応方針についてお答え願います。

続きまして、3点目です。五所川原市健康増進施設にこにこ温泉しうらについてお伺いします。令和4年7月から着工した五所川原市健康増進施設にこにこ温泉しうらについてですが、これは市民の健康づくり、健康寿命の延伸及び福祉の増進を目的としたトレーニングと温泉の施設ですが、令和5年7月17日に漏水が発見されて以来、本日の9月5日までに漏水の原因は特定されているのか、また原因の調査が行われていない理由をお聞かせください。先ほどの秋田議員との質問とダブるようですが、どうかもう一度

お願いいたします。

第4点目は、当市の入札、契約状況についてお伺いします。公共工事における財源は、主に税金により賄われております。そのために、高い透明性と公平性を持って、よりよいものをより安く調達することを目指さなければなりません。そのため、公共工事における入札は不特定多数の希望者より参加を募る一般競争入札が原則とされています。しかし、一般競争入札を実施するためには準備に多くの時間が必要になることや、案件の内容によっては弊害が出たり、地域活性化の観点から地元企業への発注を優先させるという考えもあります。このために、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の種類があるとされています。

それでは、(1)としまして当市における指名競争入札、一般競争入札の基準及び落札率をお伺いします。また、工種によっての一般競争入札の価格設定を下げることはできないものかも併せてお願いいたします。

そして、(2)として低入札価格調査制度の当市の基準及び入札参加者の失格件数とその理由をお伺いします。

以上、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 いじめの認知件数の把握についてお答えいたします。

いじめの認知件数については、毎月学校から提出されるいじめに関する月ごと状況報告書により把握しております。各学校では、毎月いじめに関するアンケートの実施や教職員の気づき、児童生徒や保護者からの相談等で得られた情報を各学校に設置するいじめの防止等対策組織がいじめかどうかを判断し、認知しております。昨年度の市内小中学校いじめ認知件数は、小学校が192件、中学校が62件となっております。

続きまして、いじめ問題等対策連絡協議会を設置する予定はないかということについてお答えいたします。当市では、既に平成27年4月に五所川原市いじめ防止基本方針を策定し、この基本方針に基づき、いじめの防止等に関する関係機関等の連携強化を図るため、五所川原市いじめ問題等対策連絡協議会を設置しております。

そこで、この内容ですけれども、この協議会は学校、教育委員会、児童相談所、警察、PTAなど必要と認められる機関、団体等の代表者が構成メンバーとなっており、会議は年2回以上開催することとしております。会議では、それぞれの立場からいじめ問題に関する情報共有及び意見交換を行い、いじめの未然防止に向けた関係団体間での連携並びに協力の推進に努めております。

続きまして、今後の太宰治顕彰事業についてお答えいたします。毎年6月19日に開催してきました太宰治生誕祭は、御遺族の意向もあり、令和元年の太宰治生誕110年記念祭を節目に、令和2年から太宰治顕彰事業に改めております。この事業は、太宰治の生家である斜陽館を活用し、地域の子供たちに太宰文学を通じて太宰治を顕彰し、次世代へ継承していくため貴重な機会になっておりますので、市では今後も事業を継続してまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 芦野公園周辺の環境整備についてお答えいたします。

芦野公園周辺の環境整備につきましては、芦野公園内の樹木については平成29年度に実施した青森県樹木医会の診断に基づいて育成環境を改善しております。具体的にはエリアごとに薬剤散布、樹木剪定、施肥業務を業者委託により毎年度実施しております。

また、危険箇所のチェック等につきましては、職員が定期的に巡回しておりますけれども、大木となった桜の木については貴重でもありますので、議員から御提言ありましたとおり安全性を保ちつつ、可能な限り長寿命化の措置を施して、桜の名所としての環境整備に努めてまいりたいと考えております。

また、公園外であります、金木小学校沿いの桜の街路樹ですけれども、芦野公園へつながる道すがら、大変古木ではありましたが、見事な桜を咲かせていたので大変残念でございました。ただ、倒木の危険性があるということで、急遽国道を管理する県のほうで伐採を決定したものであります。

今後は、県とも連携を取りつつ、周辺である金木小学校のグラウンド、こちらのほうにも桜は多少ありますので、それと含めて新たな植樹も検討しつつ、どのような環境整備を行っていけばいいか、検討を進めることとしております。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 健康増進施設の漏水調査状況についてお答えします。

漏水の原因調査につきましては、まずは浴槽以外に漏水箇所がないか確認するため、洗い場のシャワー等、男湯、女湯合わせて26栓を全開にして、8月15日から2日間にわたり計6時間、浴場浴槽に水を流し続け検査しました。機械室への漏水は確認されませんでしたので、漏水箇所を男女6浴槽と確定し、今後は破壊検査の上、漏水の原因を特定することとしております。

○木村 博副議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 それでは、当初の入札、契約状況のうち、令和4年度、5年度の指名競争入札、一般競争入札の基準及び落札率についてお答えいたします。

まず、基準についてですけれども、令和４年度、５年度ともに予定価格税込み130万円以上3,000万円未満の工事につきましては指名競争入札、3,000万円以上については一般競争入札で実施しております。落札率につきましては、指名競争入札、令和４年度が95.3%、令和５年度が８月末時点で94.8%、一般競争入札は令和４年度が83.6%、令和５年度が８月末時点で85.3%となっております。

続きまして、工種によって一般競争入札の価格を変更することは可能かについてでございます。当市におきましては、その年度の一般競争入札に付する工事は指名審査会で決定しております。建設工事29工種ございますけれども、一般競争入札に付す価格を個々に設定するということは困難でありまして、混乱を引き起こす可能性もあるため、現在は価格設定を変更することは考えておりません。

それと、もう一点、低入札価格調査制度の当市の基準及び入札参加者の失格件数についてでございます。当市における低入札価格調査制度につきましては、一般競争入札に適用しております。基準につきましては、市ホームページでも公表しておりますけれども、五所川原市低入札価格調査制度実施要綱に基づいて実施しておりまして、調査基準価格、基本的判断基準、数值的判断基準、調査回答書で審査し、契約内容に適合した履行がされると認められるときは落札者として決定して、されないおそれがある場合は失格としております。

失格になった件数につきましては、令和４年度は数值的判断基準で２件、令和５年度８月末現在では数值的判断基準で１件、手持ち工事の履行状況から当該工事の履行がされないおそれがあると判断されたものが１件となっております。

○木村 博副議長 ３番、伊藤雅輝議員。

○３番 伊藤雅輝議員 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をいたします。まず、１点目の教育相談、指導体制の強化についてですが、先ほどお話にありました小学校では192件、中学校では62件のいじめの報告があるということですが、学校やスクールカウンセラー、または教育委員会がいじめを認知した後のフォローは非常に大切であると思うんですが、どのように対応していくのか考えをお示しいただきたいと思います。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 いじめの認知後の対応についてお答えいたします。

教育委員会は学校に対し、毎月いじめに関する月ごと状況報告書の提出を求め、これによりいじめの状況把握に努めております。さらに、いじめの認知後の状況の報告も求め、学校とともにいじめの被害児童生徒を見守り、いじめの早期発見、早期対応、早期

解消に共同で取り組んでおります。

学校がいじめが解消されたと判断した事案については、学校に対し、認知した日から3か月間、様子の観察と被害児童生徒への聞き取り、いじめの行為が収束しているかの確認をお願いし、学校と教育委員会ともにいじめの解消を目指しております。

また、いじめ解消が難航しているケースでは、教育委員会指導主事が随時訪問を行い、学校と対応について指導、協議し、いじめ解消に向けた取組を確認しております。さらに、いじめによる心のケアが必要だと判断した場合には、県や市のスクールカウンセラーに協力を求め、子供たちの心のケアに努めております。今後はいじめの未然防止、早期発見、早期解消を目指し、いじめ認知後の被害児童生徒の心のケアを図りながら、教育委員会と学校とが一体となっていじめ問題に取り組んでまいります。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。

今回の報告書を拝見して、当市での小学校、中学校におけるいじめの認知件数が多いことにとても驚愕しました。現在子供たちを取り巻く環境も変化し、こういった数字の裏には学校生活だけでなく、子育て家庭に対しての支援不足も要因ではないかと予想されます。

その中で、スクールカウンセラーの配置も充実し、子供たちの支援の窓口としては整備されておりますが、ここでもう一つ、地域としての支援も充実させていくことが必要ではないかと考えます。子供を守る環境として、家庭、学校、地域の連携は欠かせないものです。多様な社会になり、子供を取り巻く問題は複雑化してきています。学校には相談しにくい事案もある中で、子供たちを守ることを第一とするならば、保護者が相談しやすい機関、窓口を充実させることが地域としての役割ではないかと考えます。どうかこれからもいじめ防止対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

第2点目の再質問に入ります。すみません、こちらは再質問いたしません。太宰治顕彰事業及び芦野公園周辺の環境整備についてです。いろいろ樹木医などの整備や、それから薬剤などの散布をしていると伺いました。どうかこれからも多くのファンがいる、郷土の誇りである太宰治を県内外にアピールする事業としてしっかりと取り組んでいただくことと、そして芦野公園周辺の環境整備にも十分努めていただきたく、よろしくお願いいたします。

続きまして、質問の第3点目です。五所川原市健康増進施設にこにこ温泉しうらについてです。先ほどの答弁の中で、8月15日から洗い場のほうの検査はしたというふうにしてありますが、実際に7月13日から8月15日までの間というのは、何かその検査とい

うか、そのようなことは行っていたのでしょうか、お聞きします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 8月15日までは、施工業者等と協議をしておりました。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 それでは、施工業者が漏水の調査を行うということで、市側への立会いの依頼とかはありましたか、お尋ねします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 7月に漏えいが確認されてから市のほうに連絡が来まして、それで市のほうと打合せをしております。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 打合せではなくて、施工業者が漏水の調査を行うということで、市側は立会いの依頼を受けましたか、お尋ねします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 その立会いはなかったです。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 それでは、別な質問をします。

施工業者が自ら調査を実施し、報告書、例えば写真だとか、そういうものを確認した記憶はございますか。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 写真等も上がってきておりません。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 私の知る限りでは、施工業者が市のほうへ立会いをお願いしたということと、それから施工業者が自ら調査を実施し、写真と報告書を出したというふうに聞いております。ちょっといろいろ食い違いがあるようですが、今回の五所川原市の健康増進施設、この浴場の防水部分に何らかの不具合があったのではないかと思います。防水工事業者の施工後に何か問題があったのか、そこら辺も含めて設計、施工管理、建築、電気機械、そして行政も一緒に関わって、全ての携わった業者が設計図書及び打合せ議事録を基に精査する必要があると私は思います。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

一業者の責任にするのではなく、携わった全ての関係者を調査対象にした上で公平に判断するべきだと思います。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

以上のことを踏まえ、適正な対処をお願いいたします。

続きまして、質問の4点目に入ります。先ほど答弁にありました基準、それから落札率、設定においては問題なく確認いたしました。令和元年の第4回定例会において高橋美奈議員から、指名競争入札において指名業者の偏りについて質問されておりました。そのときの戸副市長の答弁では、「中小企業者の受注に関する法律に基づき、新規参入も含めた地域の中小企業者に対する受注の機会を図り、それらの事業者が切磋琢磨し、技術力、経営力を高め、ひいては当市の経済の活性化にもつながる、その結果、防災、災害対応など都市機能の整備や維持管理の役割を担うことを期待して、できるだけ多くの業者にその機会を与えたい」とおっしゃっておりました。

現在市内に本店を有する建設工事参加資格者名簿を確認しますと、土木一式のA、B業者が69者、建築一式A、Bの業者24者、電気業者23者、観光事業者35者、水道施設業者74者の参加資格があります。その中で、令和4年度、令和5年度の現在までに指名を受けた業者は、土木工事69者に対して27者、建築工事24者に対して5者、電気設備23者に対して10者、管工事35者に対して12者、水道施設に関しては何と74者に対して14者でした。この数字を見ますと、指名を受けた業者が約3割です。受けていない業者が7割、受注の機会が与えられていないということと、同じ業者が何度も指名を受けているのではないかと思います。市として、これをどのように捉えているかお伺いいたします。

○木村 博副議長 副市長。

○一戸治孝副市長 御指摘ありがとうございました。

市として指名業者の選定に当たっては、五所川原市建設工事指名業者選定規則にのっとり、各部長等で構成される建設業者指名審査会、担当部課長で構成される建設業者選定委員会で選定しているところであります。議員から今御指摘のあったことも踏まえまして、今後この当該規定を遵守しつつ、できるだけ多くの中小建設関連事業者に受注機会を与えられるよう努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 それでは、もう一度お伺いします。

今後市も指名を受けられる業者が例えば何割程度までこの受注率を上げられるか、指名率を上げられるか、その辺をお答えをお願いいたします。

○木村 博副議長 副市長。

○一戸治孝副市長 公共工事の件数も減少してきておるのは御存じのとおりだと思います。その中で、やはり一番大切なのは、私は受注した業者がどのくらいおるのかと、その辺が一番重要になるかというふうに考えておりますので、何%になるかというのは、

これは工事数にもよりますので、発注数によると思います。ですので、ここでお答えすることはできませんけれども、先ほど答弁したとおり、できるだけ多くの中小事業者に落札をしていただけるよう配慮してまいりたいというふうに考えております。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。

受注率とおっしゃいましたが、受注率に直すともっと低くなります、もちろんのこと。どうか指名を受けなければ受注もできません。ですので、ぜひ多くの業者に受注をする機会を与えていただきたいと思います。

それでは、最後の再質問をいたします。低入札価格調査制度に対しての再質問です。先ほどの答弁の中で、失格事例として、手持ち工事の履行状況から当該工事の履行がなされないとありますが、具体的にどのようなことだったのかお知らせをお願いします。

○木村 博副議長 副市長。

○一戸治孝副市長 今回失格とした事例でございますけれども、当該事業者、当市発注の工事で履行期限を過ぎても完成されていないという事案がございます。こういうことを踏まえまして、低入札になった場合でありますけれども、低入札の工事については地方自治法施行令第167条の10及び五所川原市低入札価格調査制度実施要綱第9条第2項に基づき、事業者の当市発注の手持ち工事の履行状況から判断をいたしまして、当該工事の履行がなされないおそれがあるため、失格と判断したものであります。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 工期が守られていないということではなかったのでしょうか。

それでは、多分これはにこにこ温泉の件だと思うのですが、この工事の工期は令和5年7月20日のはずです。この完成検査は行ったのでしょうか。

○木村 博副議長 副市長。

○一戸治孝副市長 完成検査を行う状態でないということで、完成検査は行われておりません。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 完成検査を行う状態ではないということは、どういう理由でしょうか。

(「理由になるもんだな、それ」と呼ぶ者あり)

○木村 博副議長 副市長。山田さん、静かに。

○一戸治孝副市長 工事請負契約標準約款第1条第2項の中に、議員も御承知のことと思いますけれども、「工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約

書及び設計図書に特別の定めがあるものを除き、受注者がその責任において定める」と。
つまりは、工事が完成していないということは、受注者の責任であるということを約款でちゃんとうたっているわけです。それをもって我々としては工事履行されていないという判断になります。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 その判断は市側の判断だと思いますが、受注者の方にその旨の話とか、そこら辺のものはされていて、納得済みでございますか。

○木村 博副議長 副市長。

○一戸治孝副市長 そこは、文書でもってちゃんと通知をしております。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ちょっと怒られているようなので、それでは簡潔に言います。工期が7月20日、間違いなく通常であれば検査するものだと思います。検査をして、合格なり不合格なり、どちらかを出さない限り何も判断できないのではないのでしょうか。何も検査もしないまま不合格状態ですというのは、どこか腑に落ちない気がしますが、そこら辺のところをまず行ってもらいたいのと、今検査をしていないのであれば、7月20日から今までの期間というのは、工期延長をかけた期間のものなのか、何なのか、そこら辺のお金の出入りとか追加工事だとか、そこら辺はどういうふうになるのでしょうか。

○木村 博副議長 副市長。

○一戸治孝副市長 7月の工事の期限については、今回事業を受注した3者の社長さんに集まっておきまして、私も含めてしっかりと追加の工事費は議会でも承認いただいて払っております。その上で、各事業者がそこまで頑張ると、やるという、そういう、しっかり議事録も取っておりますので、その中での信頼関係で進めてきているものであります。それをこの場で、漏水があった完成検査をしていないから、それは履行ではないんでないかと、何も検査していない市が悪いんじゃないかという御質問ですけども、水漏れをした水槽を完成したとして届けるほうが私はおかしいのではないかというふうに考えます。

○木村 博副議長 伊藤議員、順序を間違えておりますよ。ここでは通告になっていないんですよ。これは入札状況でしょう。

（「入札の失格の状況について伺っております。なので、失格の理由を伺っておりますので、順番変わっていないと思います」と
呼ぶ者あり）

○木村 博副議長 分かりました。3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 先ほど副市長がおっしゃったとおり、皆さんで頑張ってるんだというふうに、それは前聞いております。ただ、検査もしていないで、確かに不具合はあったのはあったんでしょう。ただ、それがその業者であるかどうかというのは、まだはっきりしていないと思うんです。なので、この工事請負金額を見ますと1億5,000幾ら、前払い金40%だとして6,000万円ぐらい、残りの9,000万円から1億円ほどをまだこの業者は支払いをされていない。業者さんは、もちろん下請のほうから全部請求が来てお支払いをしているはずですよ。こういった点を踏まえると、どうも市の対応が納得いかないところが私にはあります。先ほども言いましたけれども、設計、施工管理、建築、電気、機械、行政、本当に工事に携わった全部の業者でもう一度公平に調査するべきだと私は思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって伊藤雅輝議員の質問を終了いたします。

議場にいる皆様方にお知らせします。暑くなってきましたので、上着を脱ぐ方はどうぞご自由に脱いでも構いません。

次に、16番、平山秀直議員の質問を許可いたします。16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 自民公明クラブの平山秀直でございます。令和5年9月定例会におきまして、通告に従って一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目、今年の立佞武多の祭りについてであります。最初に、木村博副議長をお願いしておきますけれども、今日は通告のテーマが何せ五所川原立佞武多でございますから、言い過ぎがあるかもしれません。質問は簡潔明瞭にいたしますけれども、言い過ぎがあればどうぞ遠慮なく注意して止めていただいて、暫時休憩するなりしていただければと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

ところで、思い出しました。祭りの初日のスタートで、木村清一議長の名前を何と間違えちゃったんですね、アナウンサーが。大変失礼でございますよね。これは、原稿のチェックミスをしたのではないかと、市長、副市長の責任ではないかなというふうにして思います。木村清一議長は心の広い方でございますから、その場では怒らず、何とぞこれからもよろしくお願いしたいと。きっとアナウンサーも二度とこのようなミスをしないように深く反省していらっしゃると思いますので、私からも謝罪いたします。何とぞよろしくお願いいたします。ちなみに、その原稿は2番目、3番目の紹介の場所で、同じように原稿がコピーされ、渡っていたそうでありまして、部長が急いで、走って火消したそうでございます。よかったですね。火が出ないで、私もほっといたしました。

二度とこのようなことがないよう、くれぐれも注意していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今日の一般質問は3つの感謝と3つの質問をいたします。その第1点目は、ねぶたの衣装のレンタルについてであります。祭りの初日、立佞武多の着つけの会場で、私はIさんという昔から知り合いの着つけの方に着せてもらいました。そのときの会話ですけれども、私は「おお、ママ着せてくれるのか。恥ずかしいな、30年ぶりだな。ちょっと体型も変わっているし、でもお願いします」と。「ところで、息子さん、どうしていますか。五、六年前、東京銀座で会って以来だな」と聞いたところ、Iさんは「コロナですっと帰ってこられなかったから、今年4年ぶりに新作、大型立佞武多を見たいということで、兄弟みんな帰ってきているのさ」というふうにして答えてくれました。私は「んだが」と。「うちも息子、嫁が神奈川出身で、まだ一度も立佞武多の祭り見たことはないから、見たいって孫連れて帰ってきたんですよ」と。「しゃべっておくから」と。

「あれから30年だな。五所川原TTC、卓球育成、神戸の全国大会に行っさ、面白かったな。子供たちのおかげで黄金の思い出を築くことできたよな」なんて懐かしい話をしているうちに、あっという間に着せていただきました。立佞武多を通して黄金の思い出を会話することができたことに一つの感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それから、私はまだ1時間半も開会式まで時間があるから、一回家に帰ってくると言っって、私の家は開会式会場から何と2分とかからないところにあるので、ちょっと帰ったときの会話です。私は、「お母さん、何か違うんだな、これ」とせっかく着つけをしてもらったのに着つけを見せたところ、妻は「どれ、みんな合ってらよ」。それから、「嫁さんさ着物着せねば。娘2人が着物着るのに、嫁の着物ないから買っておいだのさ。浴衣着せねば、忙しいんだから、娘さ見てもらえ」と言われ、山高時代に毎年青森ねぶたに出ている、美容の免許も持って、札幌に嫁ぎ、着つけもできる娘が来て、言うのです。

「お父さん、また面倒くさいことしゃべってらべ。どうせ思いつき帯だのたすきだの、きつく締めてとでもしゃべってらんだべさ」と言われ、何から何まできつく締めてもらいました。「んだんだ、これだな、この感じ」と言っていました。こんな会話が、今年は始まる前、どこの家庭でもあったのではないかなというふうにして思われます。子供たちが巣立ち、家族がコロナ禍で再会することもできず、4年ぶりに今度は嫁や孫を連れて帰ってきていると。再会できた、また昔懐かしい友人との感動的な再会、こうした感動を与えてくれた今年の立佞武多の祭りに2つ目の感謝を申し上げます。ありがとうございました。

そこで質問ですけれども、うちの嫁は県内外からの観光客にとって立佞武多の衣装を

購入することは結構ハードルが高く、毎年参加する人は別として、初めて立佞武多を見るお客さんにとっては、レンタルでその日見るときに借りられて、着つけをしてもらい、参加できる方法がとても気軽だと思いますと。地元の企業も参加してもらったりしながら、ねぶたの衣装をレンタルで安く貸出しができる仕組みが、青森市のねぶたのように、必要なのではないかなと思いますけれども、以前はあったようですけども、この点、今はないようですので、どのように考えているか、第1回目の質問をいたします。

次に、第2点目、最終日でのことについてであります。最終日、例のごとく着つけ会場での会話。私は、「さあ、いよいよ今日最終日だな。Aさん、今日最終日だよ、分かってらが」と尋ねたところ、Aさんは「最終日ですよ。分かっていますよ」と答えました。私は、「んだが。分かっている方がいいよ。試合で言えば決勝みたいなもんだからな」と言いました。私は、「ところで、Hさん、立佞武多の祭りって、ひょっとして初めてだが」と尋ねたところ、Hさんは「初めてです」と言いました。私は、「んだのが。勉強ばりしてらべ。せば、どうすればいいか分からねえべ。今日は、特に最終日だからな」と。

「そうか。へば、何も考えなくてもいいから、私のまねすればいいよ。そのときになったら声かけるからさ」と、こんな会話があり、最終日が始まりました。私は、小学校の頃はねぶたが面白く、毎年母と一緒に参加し、特に太鼓をたたくのが大好きで、地元のお兄さんの見よう見まねで覚えました。しかし、中学校に入り、勉強ではなく部活が忙しくなり、参加するのが嫌になっていました。夏の部活があり、疲れて家で休んでいるときに、私の家はねぶたが通るとテレビも聞こえなくなり、休んでもいられないのです。まして勉強なんて全くできません。勉強できる環境が羨ましいぐらいです。仕方なく外に出たところ、最後、半強制的に町内のお兄さんや同級生に連れていかれ、母は同級生や町内の人にジュース代と言ってあげて、「よろしくお願いします」と言って、私はぶーぶ一言いながら渋々ねぶたに参加したものでした。そして、いつも最終日、大人の方が「平山君、今日は最終日だよ。分かってらが。ヤッテマレだ。余力残せばまいねんだよ。あしたのことは考えなくていいからな」と言われ、まるで卓球の全国大会をかけた決勝戦のように言っていたのです。議員になってから、ある市役所の先輩が、立佞武多に代わってもそれと全く同じことを言っていたのをそのとき、今回も思い出しました。

この会話から、五所川原市の先輩や、今は亡き父、母たちは五所川原市の立佞武多の祭りを通し、五所川原のヤッテマレ精神を教えてくれたんだなと思えたのです。今年4年ぶりの立佞武多の祭りでそのことを思い出すことができたこと、偉大な先人の方々にこの3つの大感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

そこで、第2点目の質問ですが、五所川原市は県内外の観光客と今後どのように一体

となって祭りを盛り上げていくのかお考えでしょうか、お伺いいたします。例えば青森市のねぶた祭りと比較した場合に、ねぶたは五所川原市の立佞武多、青森市のねぶたの約5倍の高さがあります。これは、まるで感動を呼び、与えてくれると思いますけれども、ねぶたの運行と路上の観光客との一体感による盛り上がり方は、五所川原市は青森市の5分の1の盛り上がりのように思えてなりません。私は、2日目から最終日前日まで、自分の事務所で見る予約のお客さんとか、友人と入れ替わり立ち替わりで一緒に見て、しらふで盛り上げておりました。何が足りないかと思っておりましたが、それがはっきりしました。それは、ねぶたとねぶたとの間で、例えば掛け声をかけてあおってくれるちょうちん持ちの変なおじさんがいたり、バケツが、青森市では保存会がありますけれども、五所川原市ではなくなり、路上での観光客は何をしたらいいか分からない人が大勢いたのです。観光客は、「ヤッテマレ、ヤッテマレ」と声を出してくれる人は少なく、盛り上がりには欠けるのでした。どうしたらいいか分からないのであります。

また、隊列を組んで踊りを踊ったり、ちょうちん持ち行列をする人はいますけれども、ちょうちん持ちの人は何もしないで隊列を組んでいる人が多く、観光客の目からはあまり盛り上がっているようには見えませんでした。立佞武多の祭りが大成功、大勝利するためには、より優れた綿密な分析と作戦があって、その上にヤッテマレ精神の大勝利があるのだと思いました。この点、今後の運行をどのように考えているかお尋ねいたします。

最後に3点目として、祭りの今後の取り組み方として、先人のヤッテマレ精神について教えていただいたことがあります。このことは、AIにも回答など、全く及びもつかないことであります。先人たちは、このように教えてくれました。「いつの時代、どう立佞武多の祭りが変わろうと、ヤッテマレ精神だけは変わらない。参加した人、街頭での観光客、最後によかったと、感動した、来年もまた来るからねと言わせた者勝ちだよ」と。「最終日は、その思いがどれだけ通じるか。一人も漏れなくヤッテマレ、ヤッテマレと声をかけていくんだよ。観光客が声を出してくれるまで呼びかけてごらん、必ず応えてくれるから。そして、一体となれるんだ」とその先輩は教えてくれました。また、参加してくれた子供たち、街頭でお母さんと一緒に見ているお子さんには、声かけると初めは恥ずかしそうにしていますけれども、続けて声をかけると、お母さんと一緒に手をたたいてヤッテマレと声を出し始めるのです。その子が夏の思い出に立佞武多の祭りを絵日記に選び、描かれていれば、その年の祭りは大成功だとも教えていただきました。

そこで、今後の立佞武多のお祭りの在り方として、いかにあるべき姿を維持し、継承

し、発展させていくかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりますけれども、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多に関しまして3点御質問をいただきましたが、まず現在の五所川原立佞武多の運営方法について説明させていただきます。

五所川原立佞武多は、五所川原立佞武多運営委員会が主催しております。同運営委員会は、五所川原商工会議所、五所川原市観光協会、祭り参加団体で組織する五所川原立佞武多運行団体協議会、そして五所川原市の主要4団体等で構成する役員会が最終決定機関であります。運行方法、規格などの詳細はその下部組織である実行委員会が担っております。実行委員会のメンバーは、主要4団体のほか、商工会議所青年部、同女性会、五所川原青年会議所など、実際に祭りに関わる団体が務め、年間を通じて協議を進めているところです。

それでは、まず1点目の祭りの衣装レンタルについてお答えします。現在一般の方の祭りの参加手段としては、運営委員会が募集する大型立佞武多の引き手がありますが、はんでんなどの衣装がない場合、運営委員会から支給された引き手Tシャツを着用しての参加となっております。

レンタル事業の必要性については、運営委員会での検討事項になろうかと思っておりますので、議員からの御提言を市も参画している実行委員会に報告させていただきます。

次に、2点目の観光客が盛り上がるための方法と今後の運行についてお答えします。今年の五所川原立佞武多は、五所川原青年会議所が主管の親子d e 立佞武多、五所川原商工会議所青年部が主管のめじゃ〜ストリートのほか、ユーチューブによる動画配信など実行委員会内で議論を深め、各団体が企画したイベントで大いに盛り上がったものと認識しております。運行時の盛り上げ方についても実行委員会内の検討事項の一つかと思っておりますので、御提言の内容を実行委員会に報告させていただきます。

最後の3点目、今後の祭りの在り方、どうあるべきかということについてお答えします。運行25周年を経た現在、運営方法や、市民及び観光客の祭りへの参加形態など様々な検討事項があるかと思っておりますが、市民協働により立佞武多が次世代に受け継がれ、地域振興を続けていくために、市といたしましても立佞武多運営委員会とともに検討をしてまいります。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。

まず、答弁要りませんけれども、運行との間の、運行する人たちと、それから街頭での観光客との一体感というのは、その仕掛けがやっぱり五所川原はほとんどないと言ったほうがいいぐらいないんですよ。それは、やっぱり盛り上げ、観光客との一体感において盛り上がりには欠けると言っても過言ではありません。この点、もう一度よく今回の立佞武多の運行の仕方、実行委員会でそのやり方についてきちんと分析して、事細かく、やっぱり感動してもらえるように、やっている人たちはもちろん感動しなきゃいけないし、見てくれている方々、ましてや初めて見に来てくれた方々に「ああ、よかったな」というふうにして言わせる、その仕掛けづくりというのか、これはやっぱり五所川原は策がないなというふうにして思えてなりません。綿密な作戦と分析によって、こういうのというのは最終的には感動を与えていくんだと私は思いますので、何もなくてそういうようなことというのは、毎年行われていけば衰退の一途をたどりますよ、五所川原の立佞武多も。昔の町内ねぶたと何も変わらなくなってしまいますよ。その点、ですのでよろしくお願いしたいなと思います。答弁は要りません。

再質問ですけれども、これは1点だけです。私は、それは開会式、閉会式のときのことをちょっとお話しさせていただきます。挨拶の声は、少し離れた大町2丁目、館の前の有料席辺りには残念ながら全く聞こえませんでした。誰が挨拶をしているのか、知事、市長が挨拶している声も残念ながらほとんど届いておりませんでした。これが今の五所川原市長の熱量なのだなと思えてなりません。この五所川原市の立佞武多を進めている五所川原市の市長というのはどんな人かと、見てみたいという声がありました。今挨拶終わったらこっちに来ますから、待っていてくださいととっさに私はその団体の観光客にお答えしておりました。同じ有料席でも少し離れた大町2丁目、館の近くの団体客、観光客からこういう声が上がっておりまして、せっかく神奈川から来ましたとか、千葉から来ましたとかいう声が上がっても、声をかけてくれているのに、開会式や閉会式の声が全く聞こえない。他県から大勢の人が有料席に座っていただいているのに、その人たちに「ようこそ、五所川原立佞武多を見てくださいました。来年もぜひ五所川原の立佞武多を見に来てください」と呼びかける声が聞こえることは大事なことでないでしょうか。その熱量でその年の立佞武多の成功が決まると思えてなりません。そのための知事であり、代表の挨拶ではないかなというふうにして思っております。

立佞武多の五所川原市長を見てみたい、この声は市長は当たり前になってしまって、「いい、分かった、分かった」となっているのかもしれませんが、私はすごいことだなと、立佞武多は五所川原の市長がやっているんだと思われているんだなとつくづ

く私は思いました。来年に向け検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか、答弁を求め、2回目の質問を終わります。御答弁をお願いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 開会式及び閉会式の挨拶が遠くまで聞こえないということですが、旧ロータリー交差点での開会式、閉会式会場の音声は、交差点内に設置した音響設備で対応しておりましたが、大町2丁目の周辺までには音声が届いていなかったようであります。音響設備の配置など技術的な問題があるかと思いますが、ただいまの御指摘についても実行委員会に報告し、検討事項とさせていただきます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 市長、せっかく立佞武多の五所川原の市長だと、顔を見てみたいと言われているお声をぜひ観光客に聞こえるように対策を講じて、来年に向けて大いに作戦を練って頑張っていただきたいなというふうにして思いますので、よろしく願いして質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、1番、花田勝暁議員の質問を許可いたします。1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 こんにちは。日本共産党の花田勝暁です。途中、初めて資料を写しますが、不慣れな点、御容赦いただければと存じます。

一般質問に入る前に、立佞武多について、今日も藤森議員や平山議員が質問されていましたが、私からも一言言わせてください。藤森議員の質問の中で、青森市がコンサルに頼んだということで名前が出ていたオマツリジャパンという会社がありました。その代表の加藤優子さんという方がお祭りを盛り上げるポイントは3つあると言っています。1つ目は、飲食物のクオリティーが高いこと。サンマ祭りや新酒祭りなど、おいしいお祭りには人が集まります。2つ目は、参加型であること。見るだけのお祭りは、どんどん廃れています。3つ目は、写真映えすること。風鈴がたくさん並んでいたり、コスプレがあつたりすると、来場者はSNSに投稿しやすい。撮影スポットがないような場所でも写真が撮りたくなる仕掛けをつくっていきます。こんなふうに言っていました。1つ目の飲食に関しては、今年からめじゃ〜ストリートが始まりました。どんどんやってほしいと思います。2つ目の参加型に関しては、現状観光客が参加したかったら事前に申し込んで引き手として参加するしかありません。この状況は寂しいと思いつつ、ハネトがいないので、参加型にするには祭りが大きく変化しないとできない、難しい。3つ目の写真映えについては、これはどうでしょうか。立佞武多の写真は撮れますが、立

佞武多と本人が写った写真を撮ることは現状難しいです。館内では撮れますが、屋外では難しい。立佞武多と本人が写った写真は、立佞武多だけの写真よりSNSでも話題になりやすいでしょう。立佞武多に興味を持ってもらえるきっかけになります。立佞武多との写真を撮れるようにする、これならどうにか工夫次第でできないでしょうか。立佞武多は、青森3大ねぶたの一つと言われているんですが、青森のねぶたよりも先に五所川原の立佞武多に全国の人が行きたいと思うようにしたい、そんな気概で私も立佞武多について考えていきます。

通告に従いまして、では質問に入らせていただきます。まず、市立図書館の図書館費についてです。図書館は、誰もが平等に知識や情報を得るための公共施設です。自宅、学校、職場とは別に存在する居心地のいい場所、つまり第3の場としての図書館の役割も注目されています。五所川原市では、菊ヶ丘公園の中心的施設として市は大切にしています。しかしながら、資料を購入するための図書費の面でいうと寂しい状況が続いています。令和3年度の決算では、人口1人当たりの図書費が青森県全市町村で最下位です。市での比較ではなく、市町村での比較です。資料の映写をお願いします。拡大します。こちら、令和3年度の決算です。具体的には、全国平均は213.4円、県内平均は148.3円、当市は62.2円で最下位でした。令和2年度のところでは下から2番目、平成31年度だと県内最下位、こういうふうになっています。現在図書館の図書費は、ふるさと納税を原資とするふるさと基金を財源にしています。図書費の推移を確認しますと、平成17年の市の合併前後に、以前年間400万円から500万円あったのが170万円に減額していました。現在は、それからは増額していて、令和3年度では275万5,000円ですが、しかしまだ青森県内では人口1人当たりで最下位です。資料の映写は以上で大丈夫です。

図書館は、こういう状況を受けて、青森県立図書館の市町村向け協力用図書を借り受け、近刊の本の不足を補っていますが、市立図書館の所有する新刊の図書が少ないという印象は拭えません。ほかの図書館では、新しく所蔵した新刊を出入口近くで展示しているということがよくありますが、五所川原市ではそれができていません。

そこで、質問します。市立図書館の図書費を増額する予定がないか伺いたいです。

2つ目に、母親教室、両親学級について。近年当市では妊婦に向けた母親教室を各産婦人科、具体的にはつがる総合病院の産婦人科とエルム女性クリニックが行っています。母親教室とは、妊婦さんが妊娠、出産、育児に関する知識や情報を学んだり、沐浴や赤ちゃんのだっこなどを体験したりできる機会のことですが、男性も参加する両親学級を行政主導で行っている自治体もあります。両親学級では、男性も妊娠、出産、育児に関する知識を学んだり、沐浴や赤ちゃんのだっこなどを体験したりするほか、妊娠中の妊

婦の生活を体験できるように、おなかにおもりをつけて妊婦の生活を疑似体験する機会が設けられることも多いです。当市も男女共同参画社会の実現に向け、諸施策を推進しています。まさに今月配布されている男女共同参画情報紙「さんかく」でも男性の育休の取得を推奨しておりました。男性が育児に参加するために必要なことや、妊娠期間中や産後の女性の身体の変化を両親学級で学んでいくことは大いに意味があることだと考えます。

そこで、当市が今後両親学級を行う考えがあるか伺いたいです。

3つ目に、次世代の若者によるまちづくりの参画に関しての質問です。五所川原市には、大きな企業や高等教育機関が少なく、多くの若者が高校卒業後に進学、就職などで市外に転出している状況です。高校卒業後にどのくらいの若者が市外へ転出しているのか、概数を把握するために市側から年齢別の転出者について教えてもらい、高校3年生、18歳の1月末の市内在住者の数と、簡単ですが、比較しました。資料の映写をお願いします。例えば令和4年の数を見てみます。令和4年1月末に18歳の男女は471人いました。しかしながら、令和4年度に18歳から22歳までの男女が373人転出しています。大学生のうち親の扶養下にあり、住民票を移さず、社会人になって住民票を移す若者がいるので、18歳から22歳の年齢で転出した若者の数を拾っていますが、この373人という数字は471人という数字の80%という数字です。この見方では、個人個人の転出を追っているわけではないので正確ではないですが、概数を知る資料にはなるかと思います。令和3年で同じことをすると、お正月明けの令和3年1月末には509人の18歳の若者がいましたが、令和3年度のうちに転出した18歳から22歳の男女は356人、これは509人という数字の70%ほどです。同じことを令和2年の数字で繰り返します。18歳の若者が1月末に571人いましたが、令和2年度で18歳から22歳の年齢で転出した若者は424人です。これは、571人という数字の74%ほどです。資料の映写は以上で大丈夫です。

以上から、おおむね7割から8割の若者は進学、就職などで高校卒業後に市外に転出していると言っているのではないのでしょうか。皆さんの肌感覚とも近い数値でしょうか。若者が自分の学びたいことを市外で学ぶのは当然ですし、都市部で働いてみたいと思うのも当然ですが、一度地域を離れた若者が五所川原に帰ってきたいと思えるよう地域に愛着を持ってもらうには、高校生のうちまでに地域への愛着の醸成を図る取組をしなければ、五所川原市の場合は間に合いません。まず、市が高校生を対象として行っている地域への愛着の醸成を図る機会となるような取組を教えてくださいませんか。

4つ目に、デジタル田園都市国家構想交付金についての質問です。デジタル田園都市国家構想は、現政権が重要政策の一つとして打ち出している地域活性化策で、看板政策

です。長くてイメージしづらい政策名ですが、デジタルのつかない田園都市国家構想は大平正芳元首相が地域の自主性を生かした国づくりを目指してまとめた提言でした。それを参考にしながら、デジタル田園都市国家構想はデジタルの力で地方を活性化し、全国どこでも誰もが便利に暮らせる社会を目指しています。この構想の代表的な成果数値は、計画の最終年度である2027年までにデジタル実装に取り組む自治体を1,500団体に増やす、同じく2027年度に東京圏と地方の転出入を均衡させるというものです。この構想の下、地方公共団体に対して交付されるのがデジタル田園都市国家構想交付金です。地方創生推進交付金など、もともとあった3つの交付金を統合し、創設されました。まず、当市が現在デジタル田園都市国家構想交付金を活用しているか教えてください。

5つ目、最後の質問です。移動販売車とくし丸について質問させていただきます。令和5年第3回定例会の一般質問では、市民の声を聴く孝志会の伊藤永慈議員が買物難民のテーマで、イトーヨーカドーと契約している移動販売車とくし丸について質問されました。その際の理事者側の御回答は、今後の移動販売車に関してとても前向きなものでしたが、そのやり取りの後でイトーヨーカドーが来年7月頃に撤退することが発表されました。

そこで、イトーヨーカドーの撤退が決定したが、移動販売車とくし丸が来年度以降も継続予定であるか伺いたいです。

以上5点が私の1回目の質問になります。理事者側の誠意ある御回答をどうぞよろしくをお願いします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 図書費を増額する予定はないかということについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、確かに当市の人口1人当たりの図書費は、県内市町村の中でも低いほうにございます。しかしながら、図書等の購入につきましては、その限られた予算と蔵書スペースの中で利用者の意見を取り入れながら希望に添った図書をいかにして整備していくかが重要であると考え、その不足分を補うために県立図書館からの協力図書の活用や五所川原圏域定住自立圏協定に基づき、図書館相互利用などを行っているところであります。

また、新たな図書館利用者の増加に向けては、今年度歴代立佞武多をデザインにした図書貸出しカードの発行や館内での各種資料展示、子ども司書養成講座といった様々な読書推進活動を実施することで、コロナ禍で減少していた図書貸出冊数も現在回復傾向

にごさいます。引き続きこうした取組を行いながら、図書館サービスの維持と向上に努め、図書費等の増額につきましては新たな図書購入や更新につながることから、必要な予算配分についても関係部局と協議してまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 それでは、母親教室の現状と男性も対象とした両親学級についてお答えをいたします。

母親教室、両親学級につきましては、市の事業としては実施しておりませんが、市内の産婦人科のある医療機関では妊婦を対象とした妊娠中から産後における注意点等について学ぶ母親教室や、妊婦とその配偶者を対象とした沐浴方法等を学ぶ両親学級を実施しております。妊娠届出をされた方の約9割が就労しており、妊婦健診と同時に母親教室、両親学級を受講できることから、医療機関での受講は大変利便性が高いと言えます。令和4年度に妊娠届出を出した方の約7割が核家族世帯であることから、夫の育児協力はさらに重要となってきます。今後は、就労している方でも参加しやすい時間帯等を考慮しながら、沐浴指導や妊婦疑似体験など、男性もスムーズに育児参加できるような教室を検討することで、妊娠、出産、育児に関する不安軽減に努めてまいります。

以上です。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 市が行っている高校生を対象とした取組についてというお尋ねがありました。地域に対する愛着は、幼い頃からの暮らしの中で祭りへの参加ですとか、あるいは郷土芸能、伝承文化の体験、それから小学校高学年ぐらいになると思いますが、社会の副読本を活用した授業を通じた郷土学習といった社会教育、学校教育を含む行政内外の幅の広い取組によって培われ、形成されていくものと心得ております。

財政部からは、高校生をターゲットにした行政の取組として、その一部を御紹介させていただきたいと思います。これまでの取組ですが、平成22年度から平成31年度までの10年間、これは市民提案型事業という事業をやっておりまして、これの10年間の中で高校生もその対象に含まれる23のプロジェクトを支援してまいりました。最近では、令和3年度から高校生や大学生が地域課題の解決や市の活性化に向けて自主的に企画し、実施する活動に対して、その費用を支援するごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクトのほか、高校生らが地元企業への就職を選択することで市内への定住が図られることを期待して、高校生や事業者の協力の下で地元企業に限定をした企業説明会を開催しております。

また、今年度は令和7年度から計画期間の始まります次期総合計画策定に向けた取組

の中で、市内に通学する全ての中高生を対象といたしました意識調査の実施や、高校生が地域の課題について考えるワークショップを実施しているところでございます。

以上です。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 当市におけるデジタル田園都市国家構想交付金の活用についてお答えいたします。

当市では、西北・中南津軽圏域14市町村で構成する観光地域づくり法人クランピオニー津軽への事業経費負担金の財源の一部として活用しております。その内容ですが、申請主体を弘前市として14市町村で共同申請し、令和3年度に採択を受け、今年度で3年目となります。申請時点では、地方創生推進交付金という名称でしたが、令和4年度からはデジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプへと改められております。

クランピオニー津軽の交付金を活用した主な事業としては、津軽圏域14市町村の受入れ環境整備の状況調査、観光人材育成、マーケティング調査及び分析、体験コンテンツ商品の開発並びにSNSなど情報発信を行い、県内外の観光客を対象に津軽圏域への誘客を図っております。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 来年度以降の移動販売車とくし丸の継続についてお答えをいたします。

当市で行われている移動販売は、イトーヨーカドー五所川原店が移動販売事業を手がける株式会社とくし丸と提携し、イトーヨーカドーとくし丸として運行しているものがありますが、先般イトーヨーカドーから連絡があり、イトーヨーカドー五所川原店は令和6年3月をもって閉店し、それに伴いイトーヨーカドーとくし丸の運行も終了する予定であるとのことでございます。

イトーヨーカドーとくし丸の移動販売は大変好評でありまして、市としましても移動販売が買物に不便を感じている高齢者を支援する手段として非常に有効であると考えております。そのため、株式会社とくし丸と連携し、イトーヨーカドー五所川原店閉店後も引き続き当市において移動販売が行われるよう話し合いを進めているところでございます。

以上です。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございました。

それでは、一問一答式で再質問に入らせていただきます。新刊を買うための図書費の

増額、どうか前向きに進めていただければと思います。市立図書館の出入口近くの話をしめると、新聞、雑誌費も少なく、取り扱っている雑誌も多くありません。

そこで、再質問させていただきます。今度は新聞、雑誌費と、そのうちの雑誌費の金額を教えてください。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、過去3年分の雑誌購入費について、決算ベースでお答えいたします。

図書以外の雑誌、新聞等合計額は、令和2年度が41万9,938円で、そのうち雑誌購入額が10万2,370円、令和3年度が47万3,328円のうち13万2,834円、令和4年度が47万3,100円のうち11万4,714円となっております。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 年間で使える雑誌費が10万円程度というお話をいただきました。先日数えましたが、現在図書館が定期購読している雑誌は9誌だと思います。1冊1,000円前後で、12か月で1万2,000円。なので、その程度になるのかなという計算です。

新刊、雑誌が少ない結果、ライトな利用者にとって図書館利用のハードルが高くなっているのではないのでしょうか。図書館で働いている方々は、今もお話ししていただきましたが、様々な工夫をしています。ピカピカの本の多さだけが図書館のよさではないです。慣れた利用者は、市立図書館にない本はリクエストして取り寄せられることも知っているでしょう。でも、市立図書館に立ち寄ってみた人々にとって、自分のための場所ではないと感じてしまうのではないのでしょうか。ライトな利用者にも市立図書館に愛着を持ってもらえるよう、図書費と雑誌新聞費の増額を期待して市立図書館の図書費についての質問を終わります。

続いて、母親教室、両親学級についてです。開催場所にはこだわりませんが、私がヒアリングした段階では両親学級は今行っていないと答えていただいていたので、その点答弁と違いました。ただ、前向きには考えていただいているようなので、これからのママのためにも、パパのためにもぜひ両親学級を行っていただきたいです。再質問はありません。

3つ目、若者によるまちづくりの参画についてに入ります。現在は、ごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクト事業、地元の企業に限定した説明会、今年度は総合計画策定のためにアンケートや、地域課題について考えるワークショップを行っているという御答弁いただきました。市民提案型事業は、今は開催されていないという認識です。全国には当市と同じように一度は市外に若者が出てしまうことを前提に、地域全体で若者が地域

に愛着を持てるように応援するような取組を行っている自治体もあります。例えば愛媛県宇和島市では、ふるさと、地域との関わり合い、思い出づくり、つながりの継続をキーワードにおかえりプロジェクトというプロジェクト等を行っています。その中の高校生まちづくり課というプロジェクトでは、「若者が地域に残れる、帰れるまちづくり」をテーマに、高校生が提案したアイデアをまちづくりに生かすプロジェクトが行われています。

また、新潟県燕市では燕市役所まちあそび部という活動があり、高校生が地域の大人の方や市役所の職員と協力して、まちが持っているものを使った活動、まちあそびを行っています。これらはほんの一例にすぎませんが、子供たちの声が社会に反映されるような取組で、学校の枠を超えて高校生がまちづくりに参画している自治体があります。

そこで質問します。より多くの高校生が参画できるよう、市が行っている取組を拡大する意向はないでしょうか。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 お答えします。

より多くの高校生が参画できるような取組を拡大する意向はないかというお尋ねでした。議員御提言のとおり、若者の市への愛着を醸成することは大変重要なことであると認識しております。そのためには様々な行政内外の分野において、高校生をはじめとした若者の自主的な興味、関心をきっかけとして、一緒に取り組み、達成する感動を共有し、まちづくりに参画したいと思えるよう機運を高めることが必要であると考えております。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、その一環として令和7年度に始まる次期総合計画策定に際し、高校生等のまちに対する考え方を尋ねるアンケートを実施しているところでございます。引き続き高校をはじめとした関係団体と連携しながら、市内の高校生のまちづくりへの参画機会を設け、様々な体験の中から地元のよさを認識し、五所川原に住み続けたい、あるいは一旦学びのために転出しても、帰ってきたいと思ってもらえるようなまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 今年度は総合計画策定があるので、高校生にアンケートを取ったり、高校生と地域の課題について考えるワークショップを行っているということですから、こういう取組をぜひ今年度に限らず継続してできればと期待します。ノウハウは、今年やって、あるわけですから、どうか期待します。まず、市に愛着を持ってもらって、地域に戻ってきたいと思えば戻れる選択肢を用意する、また地元に残った若者が活躍で

きる場も用意する、若い世代と協働するまちづくりをどんどん進めていけたらと思います。

続いて、4番目のデジタル田園都市国家交付金についてです。観光地域づくり法人クランピオニー津軽で活用しているというお話をさせていただきました。こちら答弁にもありましたが、参加している14市町村でまとまって申請をし、当市もその一部の交付を受けて、それをクランピオニー津軽の運営資金にしていると理解しています。当市が積極的に交付金を活用しようとして申請したという印象を私は受けません。というのも、本年度の予算書でもデジタル田園都市国家交付金という名前は出てきません。当該の予算は、以前の表記の地方創生推進交付金の表記のままです。表記について言及するのは本意ではありませんし、追及しませんが、デジタル田園都市国家交付金に当市はあまり関心がないから、そういうことになったのかなという印象を私は受けました。他市の予算書に当たると、4年度の予算書からはデジタル田園都市国家交付金という表記になっております。私のこの質問の本意は、せっかく地方活性化のために力を入れている交付金なので、もっと活用したらいいのではないかとすることに尽きます。

では、どんなことに使えるのか、少し長くなりますが、説明します。デジタル田園都市国家構想交付金は、1番目、デジタルを活用した地域の課題解決力向上の実現に向けて、デジタル実装の取組を支援するデジタル実装タイプ、2つ目、デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興などの地方創生に資する拠点施設の整備などに支援する地方創生推進タイプ、3つ目、デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興の地方創生に資する拠点施設整備などを支援する地方創生拠点整備タイプの3つのタイプから構成されています。2つ目と3つ目の違いは、ソフト中心か、建物中心かということです。五所川原市、クランピオニー津軽は、2つ目の地方創生推進タイプで交付を受けています。今多くの自治体が活用し始めたのが1つ目のデジタル実装タイプです。説明の中で、地域の課題解決のために使えるとありました。地域の課題解決、4つに大別されていて、地方に仕事をつくる、人の流れをつくる、結婚、出産、子育ての希望をかなえる、魅力的な地域をつくるという4つに分かれています。どうでしょうか、地域の活性化のために広く使える内容になっていないでしょうか。

内閣府は、デジタル田園都市国家構想関連として、23年度当初予算に1,061億円を計上しました。そのうち1,000億円は、自治体向けの交付金です。2022年度、昨年度の第2次補正予算でも交付金800億円を盛り込んでいて、合計1,800億円になります。昨年度の第2次補正予算分、交付決定事業一覧で見ることができますが、デジタル実装タイプで県内10市中7市が活用していました。例えば市のラインアカウンタとかGPSでの除排

雪管理など、当市が現在行っていることで交付を受けている県内他市もありました。この交付金は、今地域の活性化のために力を入れて交付されている交付金です。ぜひもっと積極的に活用して、市民の皆さんが便利で快適に暮らせるようになることを期待します。

最後に、移動販売車とくし丸について、こちらも再質問はありません。とくし丸は、全国ではイトーヨーカドーに限らず、いろいろなスーパーと提携して活動、営業していると聞いています。今いろいろ調整中かと思いますが、利用している高齢者の方はこのまま続くのか心配しているでしょうし、今後について早く決定して情報を発表していただきたいです。

これで私の一般質問を終わります。誠意ある御回答ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって花田勝暁議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時42分 散会

令和５年五所川原市議会第４回定例会会議録（第３号）

◎議事日程

令和５年９月６日（水）午前１０時開議

第 １ 一般質問（４人）

- ７番 金谷 勝 議員
２番 和田 祐治 議員
６番 藤田 成保 議員
１７番 桑田 哲明 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（２１名）

- | | |
|----------------|----------------|
| １番 花 田 勝 暁 議員 | ２番 和 田 祐 治 議員 |
| ３番 伊 藤 雅 輝 議員 | ４番 木 村 清 一 議員 |
| ５番 高 橋 美 奈 議員 | ６番 藤 田 成 保 議員 |
| ７番 金 谷 勝 議員 | ８番 秋 田 幸 保 議員 |
| ９番 藤 森 真 悦 議員 | １０番 黒 沼 剛 議員 |
| １１番 松 本 和 春 議員 | １２番 成 田 和 美 議員 |
| １３番 外 崎 英 継 議員 | １５番 木 村 慶 憲 議員 |
| １６番 平 山 秀 直 議員 | １７番 桑 田 哲 明 議員 |
| １８番 鳴 海 初 男 議員 | １９番 山 田 善 治 議員 |
| ２０番 木 村 博 議員 | ２１番 伊 藤 永 慈 議員 |
| ２２番 山 口 孝 夫 議員 | |
-

◎欠席議員（１名）

- １４番 寺 田 幸 光 議員
-

◎説明のため出席した者（２８名）

市	長	佐々木 孝 昌
副 市	長	一 戸 治 孝

総務部長	小林耕正
財政部長	三橋大輔
民生部長	黒川隆二
福祉部長	藤元泰志
経済部長	川浪治
建設部長	三和不二義
上下水道部長	赤城一
会計管理者	中谷吉範
教育長	中原真紀
教育部長	藤原弘明
選挙管理委員会 委員長	中谷昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海新一
監査委員	小田桐宏之
監査委員 局長	岡田正人
農業委員会 会長	森義博
農業委員会 農事局長	一戸武二
総務課長	鎌田寿
財政課長	佐々木崇人
市民課長	松山明央
福祉政策課長	柏谷哲治
介護福祉課長	石田幸嗣
商工観光課長	工藤義人
土木課長	古川清彦
経営管理課長	飛鳥順一
教育総務課長	須藤淳也
社会教育課長	棟方龍峰

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 長谷川 哲

司 智 今 長 次

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。議事に入る前に傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、7番、金谷勝議員の質問を許可いたします。7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 おはようございます。市民の声を聴く孝志会の金谷勝でございます。元気、勇気、やる気のできる精神で、市民のため、子供たちの未来のために、そして五所川原市の明るく住みよいまちづくりのために働かせていただく決意で、議員就任2回目の質問をさせていただきます。

まずは、質問に入る前に、就任1回目の質問の際には市長、副市長、関係各部長及び関係各課の職員には真摯に対応していただき、誠にありがとうございました。皆様からいただきましたお答えを生かすべく、現在市民とともに取組を進めているところでございます。

それでは、通告に従い、質問に入らせていただきます。7月の豪雨により被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。また、一日も早い復旧を願うところでもあります。この豪雨災害による災害のニュースを見た衝撃は、昨年当市でも被害があった水害を思い出し、心を痛めたのは私だけではないと思います。このように災害が発生した際に、人への被害のほか、建物の倒壊や土地の崩落など私たちの命に危険を及ぼすことが心配され、またこれらの災害で倒壊する建物には所有者がいるものの、様々な事情により空き家となり、手入れされなくなるとともに築年数の経過も重なり、自然倒壊するような状況の建物も存在していると認識しております。この空き家についてですが、高齢

化や人口減少も一つの要因だと考えられます。

ここで、質問の1点目として、市内にある空き家の戸数と所有者の状況についてお知らせください。また、市内の空き家で危険だと判断される空き家の戸数についてもお知らせください。

続きまして、質問の2点目は地域振興対策についてお伺いいたします。現在本市における農業経営体数については、農林業センサスの調査結果によると、2015年が2,004経営体、2020年が1,601経営体と、この5年間に403経営体が減少しており、私の住む七和地区においても同様の傾向であり、また農業に携わる若手農業者が少しずつであるけれども増えてはいるものの、農業者の高齢化と後継者不足が深刻な問題となっております。

このような状況の中、我が七和地域の若手農業者が中心となり、七和地域を活性化していきたいとの働きがあり、七和地域の困っていることを逆に活用することはできないか、そして資源の有効活用を図ることを検討したところ、七和地区は市内でも特に雪が多く、市街地とは降雪量が全然違うことから、この雪を生かした取組にどのようなことができるかと検討したところ、リンゴ農家が中心となり意見を出し合ったことがありますが、七和地区の主要な農産物であるリンゴを生かした取組を考えてみてはどうかとなりました。七和地区は、リンゴの作付面積が約300ヘクタールあり、市内のリンゴ園地の半分近くを占めております。それならば、県内でも何か所かで取り組まれている雪室リンゴに取り組むことで意見が一致したものの、特色のある取組を考え、北海道で取り組まれている雪室施設の導入事例を先日視察してまいりました。特に珍しい施設である北海道の美唄市で導入している雪室施設は、雪室の冷気をコンピューターのデータサーバーの冷却に使用しており、その仕組みは除排雪の雪山の表面をウッドチップで覆い、雪山の下にはホタテの貝殻に雪解け水を浸透させるパネルが敷いてあり、この下にあるパイプに流れる不凍液を冷やし、データセンターと循環することで冷却を行っており、私が視察に行った時期は8月の暑い時期にもかかわらず、雪山がまだ残っていることに驚いたところでございます。また、逆に冬季にサーバーの排熱を供給することで室内は15度から20度に維持することができ、これにより野菜や魚介類の養殖の温熱に利用し、暖房費の抑制を図ることができているとのことでした。この施設とは別の施設は、倉庫の中に断熱材により冷蔵スペースをつくり、そこに雪を入れて活用している施設もあり、この施設も8月なのにまだ半分以上雪が残っておりました。

このように倉庫の中に断熱材で冷蔵スペースをつくれる施設が必要であり、我が七和地区における倉庫などの空き施設がないか、いろいろ検討したところ、七和地区には市が所有する私の母校でもある旧東小学校があり、この大きな施設を利用できないかと考

え、質問の２として旧東小学校の現在の活用状況をお知らせください。

以上、２つの質問について私からの１回目の質問といたします。理事者側の誠意ある御回答をお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○小林耕正総務部長 それでは、空き家の戸数と所有者の状況及び危険な空き家の戸数についてお答えいたします。

総務省が実施した平成30年住宅・土地統計調査によりますと、当市の空き家数は約4,020戸、空き家率は17.4%となっております。全国が13.6%、青森県が15%と比較すると、当市の空き家率はやや高くなっている状況になります。

所有者の状況については、その翌年、国土交通省が実施した令和元年空き家所有者実態調査によりますと、こちらのほうは市町村別までは出ておりませんが、大都市以外の都市全体の数値となりますけれども、所有者世帯の家計を支える者の６割が65歳以上の高齢者、所有者の３割弱が遠隔地に居住しているとされております。

危険な空き家の戸数につきましては、市に近隣住民から通報があった空き家のうち危険と判断される、いわゆる特定空家数は57戸となっております。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、旧東小学校の現在の活用状況についてお答えいたします。

旧東小学校は、旧長橋小学校、旧羽野木沢小学校との３校新設統合により現在の東峰小学校が平成22年４月に開校した際に閉校しておりますが、校舎、体育館のほかにプールなどの工作物は今もって現存しており、教育財産として教育委員会が所管しております。現在は、校舎及び体育館を各部署の書類の保管場所として利用しております。文書の管理担当部署である総務課が書庫スペースの割当てを行っております。

以上です。

○木村清一議長 ７番、金谷勝議員。

○７番 金谷 勝議員 御答弁ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきます。

空き家に対する質問でございます。今お答えいただきました空き家の件数は、思った以上に多いことに、正直な感想として驚いております。管理されず放置されている空き家や、危険な空き家に対して法的にどのような対応を取っているのかについてお知らせいただきたいと思います。

○木村清一議長 総務部長。

○**小林耕正総務部長** 空き家についての法的な措置、状況についてお答えいたします。

空き家は、個人の私有財産となります。所有者に管理責任があるために、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づいて、所有者や相続人の調査を行い、空き家を適正に管理するよう促しております。

特定空家等の場合、改善が見られない場合は、助言、指導や勧告といった行政指導、また罰金が科せられる行政命令といった行政処分を経て、ほかの手段による履行が困難で放置することが著しく公益に反すると認められた部分につきましては、所有者に代わって市が空き家の除却等を行う行政代執行を実施することとなります。

なお、勧告を受けた特定空家等は、土地に係る固定資産税の住宅の特例措置が解除されることとなっております。

○**木村清一議長** 7番、金谷勝議員。

○**7番 金谷 勝議員** 御答弁ありがとうございます。それでは、再質問の2として、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案が今年の3月に閣議決定され、6月に公布されました。施行日はまだ決まっていないということなのですが、その改正内容、特に放置されている空き家に対してどのような対応が可能になるのかについてお伺いいたします。

○**木村清一議長** 総務部長。

○**小林耕正総務部長** 今議員のほうからお話ありましたとおり、改正されました空家特措法になりますけれども、令和5年6月14日公布、年度内の施行予定と伺っております。空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家特措法と呼んでおりますけれども、これまでの特定空家等への対応に加えまして、特定空家化を未然に防ぐために、管理がされていない状態の空き家を新たに管理不全空き家と定義いたしまして、所有者に対してこれまで行えなかった指導や勧告といった行政指導を行えるようになります。また、特定空家等に関しては、緊急時に代執行の手続を一部省略して実施できることができる緊急代執行をまた新たに行えるようになります。

今回の改正によりまして対象が拡大され、緊急代執行が可能となりますが、空き家の管理はあくまでも所有者の責務となりますので、代執行に至る前に勧告や行政命令により自主的な適正管理を促してまいりたいと考えております。

○**木村清一議長** 7番、金谷勝議員。

○**7番 金谷 勝議員** 御答弁ありがとうございました。

ここからは、私からの要望となりますが、所有者や法定相続人が死亡したなどの理由で管理する人がいない空き家に対して、相続財産管理制度を活用するなどして空き家の

除却を進めるよう検討してもらいたいと思います。

また、改正空き家特措法の内容を積極的に市民に周知してもらいたい。これは土地に関することになりますが、国では令和5年4月27日から相続土地国庫帰属制度をスタートさせ、相続人の負担はあるものの、国に帰属させるなどの手続を円滑に進めるため、国に帰属される制度の創設はできないか、今後も空き家バンクの登録など家屋が傷む前に早めに手放すよう、そして空き家の有効利用について市で借り上げするなどし、移住体験用の短期宿泊施設への活用やテレワーク施設としての活用を図ってはどうかということ要望し、空き家対策に関する質問を終わります。

続きまして、旧東小学校の活用状況について再質問させていただきます。旧東小学校の倉庫として活用する時期が過ぎた場合、この校舎の一部を地域で活用することはできないかと様々な可能性を考え、地元の農業者と意見交換を行ったところ、もし可能であれば旧東小学校の体育館や校舎の一部を活用し、雪室の施設を設置できないか、施設の利用の可能性をお伺いいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 施設の利用の可能性についてお答えいたします。

初めに、行政財産の利用の申出があった場合、五所川原市財産規則に基づき使用申請をいただき、市として利活用に支障がなければこれを許可するとともに、五所川原市行政財産使用料徴収条例に基づき使用料を算定し、納付いただくこととなります。

前例として旧東小学校では、近時の例といたしまして、グラウンドの土地を砂利置場として利用された例もございます。

御質問の旧東小学校の体育館、校舎の一部といった施設利用については、現在保管されている書類等の整理、貸付スペースとの区分けが前提となりますが、施設利用は可能でございます。ただし、議員御提言の雪室として活用されるのであれば、搬入口の確保や断熱材の敷設等、施設改修など利用者側の費用負担も見込まれると存じますので、今後同事業を具体化される過程において御相談いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○木村清一議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 御答弁ありがとうございました。

先日の新聞記事で、五所川原市の令和4年度のふるさと納税の金額が掲載されている記事を目にしました。あと少しで10億円で、県内2位という輝かしい成果であり、これも出品する生産者、そして職員の努力によるものであり、大いに評価するところでございます。

私の住む七和地区、今活気ある若手農業者も増えております。先日若手農業者からふるさと納税に出品するための説明会を開催していただけないかと相談もあり、出品する生産者がもう少し増えれば、まだまだふるさと納税も伸びる要素があるのではないかと私は感じております。

また、今プロジェクトとして雪室で保存されたリンゴは、自然の厳しい寒さの中保管されていたので、その寒さをしのごうと甘みが増し、雪解け水のおかげで保たれた湿度でリンゴの水分が抜けずに、みずみずしいままのリンゴとなり、米、野菜に関してはより甘みが増すとも言われております。この雪室を活用して付加価値をつけ、少しでも納税者が興味を持っていただくことにより、ふるさと納税の税収増加、農家所得の向上により市を盛り上げるとともに、この雪室の雪1トンは石油10リットルと同じエネルギーを生み出すとされており、二酸化炭素30キロを抑制する効果に匹敵するエコであり、環境に優しい農業を進めていければと考えております。

私の母校でもある旧東小学校ですが、現在閉校になり、東峰小学校へ統合されておりますが、思い出多き学びやに輝きを取り戻すための取組をしたく、今回質問させていただきました。引き続き市民の安心安全、そして農業者に対する支援をお願いいたし、私の一般質問を終わらせていただきます。

丁寧な御答弁ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって金谷勝議員の質問を終了いたします。

次に、2番、和田祐治議員の質問を許可いたします。2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 改めまして、おはようございます。三和会の和田祐治でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

「子育てするなら五所川原で」と思えるまちづくりに全力で取り組んでいる五所川原市でありますから、まず初めに教育行政についての質問をいたします。前回の第3回定例会では、学区の変更の件について一般質問をしたところ、通学距離や放課後の預け先等の関係により指定校以外の学校への通学を希望する児童生徒については、実情を考慮した上で、指定校から希望校への変更に柔軟に対応しているとの答弁をいただきました。確かに私の子供が通う小学校では、入学前に通っていたこども園の友達との関係や親の職場の関係などで学区外から通う児童生徒も見受けられ、柔軟に対応していただいていることを理解しております。

そこで、今回はもう少し掘り下げて通学区域に関する質問をいたします。6月の第3回定例会での質疑及び答弁は、特別な事情による個人の学区外通学についてでしたが、今回は小中学校の通学範囲そのものについて、簡単に言えば学区の線引きについ

て、これまで学校、保護者、児童生徒から見直すべきではないかという変更の要望があったのかを1点目の質問といたします。

2点目として、通学区域審議会について伺います。設置の目的は、市立小中学校の通学区域の適正を図るためであり、委員の人数、任期などは条例で規定されております。任期1年ということで、毎年委員を委嘱していることと思いますが、現状の委員の人数、委嘱年月日、また父母と教師の会代表だとか、学校長の代表者だとか、学識経験者だとかの規定がありますが、その内訳などをお知らせください。

3点目の質問は、安心安全の通学に欠かせないスクールバスの運行について伺います。少子化による児童生徒の減少に伴う小中学校の統廃合によって、当然ながら通学距離も長くなっています。通学距離の長い児童生徒の安全と学業の円滑化を図るためにスクールバスが運行されているわけではありますが、今年度の運行路線数及び運行台数並びに利用者数をお知らせください。

次に、観光行政について伺います。今年の立佞武多祭りは、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことをきっかけとして、従来の運行コースでフルスペックにて開催されました。祭り期間中の人出は、主催者発表によると、規模を縮小して開催した昨年に比べると5万5,000人増の26万1,000人が訪れたほか、地元の祭り文化を楽しみつつ、後世に継承したいとのことで、多くの子供たちが祭りに参加してくれました。また、資材価格の高騰にもかかわらず、多くの制作、運行団体の皆さんは、昼夜を問わず、どこよりもいいねふたを見せたいとの思いで制作に励み、はやし団体や踊り団体の皆さんは大型立佞武多に花を添えるために、仕事が終わってから一生懸命に練習を重ね、市民が待ちに待っていた盛り上がりが復活できたことで、五所川原市の地域経済の活性化に火がつき、さらには五所川原市の元気を取り戻せたのではないかと実感いたしました。祭りの運営と御参加いただいた皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。昨日の一般質問でも立佞武多のことについて、藤森議員、平山議員も質問されておりましたが、再度私からも質問をさせていただきます。

それでは、当市の観光の宝である立佞武多について2点伺います。佐々木市長は、令和2年6月定例会における藤森議員からの一般質問に対して、財政問題を理由に大型立佞武多の制作を2年もしくは3年に1回とするということを前向きに検討すると発言されていましたが、本年7月9日付の地元の新聞に、市長は「予算が許すのであれば毎年大型立佞武多を制作したほうが良いと思う。ただ、1台つくるのに3,400万円ぐらいかかり、安くはないと思う」と掲載されておりました。私としましては、これまでどおりに毎年1台ずつ新作が披露される形が祭りとしては望ましいものだと考えていますが、市

民の中には立佞武多そのものに公費支出が大き過ぎるのではないかという意見も確かにあり、その意見には私も理解できる部分もあります。来年度からの立佞武多の在り方の議論がほとんどされていなかったにもかかわらず、8月26日付の新聞では令和6年の立佞武多新作及び来年7月には「かぐや」の昇天という新たな催しを行うという記事が掲載されていましたし、今定例会には補正予算の計上もありますので、令和6年度の新作立佞武多の制作が決定されているようではありますが、本年に続き来年度も制作することがどのような議論や検討によって決定されたものなのか伺います。

2点目は、立佞武多制作に係る後継者についてお聞きします。歴史ある青森ねぶたの制作についても、近年新人ねぶた師が次々とデビューしています。伝統と歴史に新しい感性が加わり、勇壮かつ美しいねぶたが誕生しています。当市の立佞武多制作は3人の市職員が担ってきていましたが、令和4年度末で2人が退職したことから立佞武多専任の職員は1人となっています。これからの立佞武多制作の後継者について、どのように考えているのか伺います。

1回目の質問は以上であります。簡潔かつ的確に誠意のある御答弁をお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 通学区域変更の要望の有無についてお答えいたします。

これまで学校や保護者から通学区域を変更してほしいという正式な要望は、今のところございません。

続きまして、通学区域審議会の委員の人数、任期の期日等についてお答えいたします。当審議会は、五所川原市通学区域審議会条例に基づいて設置しており、委員20人以内で組織し、委員の任期は1年としております。今年度は、令和5年7月1日付で17名の委員を委嘱し、委員の内訳は小中学校のPTA会長が10名、小中学校の校長が5名、学識経験者が2名となっております。

続きまして、スクールバスの現在の運行状況についてお答えいたします。遠距離通学となる児童生徒への通学の支援状況について、小学校、中学校に分けてお答えいたします。小学校におけるスクールバス運行実施校は7校、路線数は通年運行が13路線、11月から3月までの冬季運行が2路線、計15路線となっており、利用児童は通年運行路線で319人、冬季運行路線で35人の計354人となっております。このほか通年で通学支援タクシーを3校4路線で運行しており、利用児童は33人となっております。

続いて、中学校におけるスクールバス運行実施校は5校で、路線数は通年運行が3路

線、冬季運行が7路線、計10路線となっており、利用生徒数は通年運行路線で47人、冬季運行路線で115人の計162人となっております。また、併せて通学支援タクシーの実施校は5校で、通年運行が4路線、冬季運行が3路線で、計7路線を運行しており、利用生徒は通年運行路線で22人、冬季運行路線で12人の計34人となっております。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多の制作を二、三年に1回とすることの議論についてお答えいたします。

庁内及び立佞武多運営委員会では、近年コロナ禍での祭り代替イベントや祭りの開催、また4年ぶりの通常開催及び25周年記念事業などに注力していたため、制作の頻度に関する議論はまだ行われておりません。

また、令和6年度の制作決定理由についてであります。コロナ明けの観光誘客25周年以降の勢いを止めることなく継続する必要があるとの判断から、「素戔鳴尊」に続く歴代25代目となる令和6年新作立佞武多の制作を計画し、本定例会にその制作予算を計上したものであります。

続きまして、立佞武多制作の後継者育成の方法についてお答えいたします。後継者の育成は難しい問題であります。現役の制作者、制作団体、立佞武多運営委員会とも協議を進め、途切れることなく次世代への継承が図られるようにする必要があると考えております。

今年度は、市内高等学校の中型立佞武多の制作現場に市職員の制作者が訪問し、技術指導を行っております。そのような活動と併せ、立佞武多製作所での作業体験を通じた技術の継承などにより後継者の発掘、育成につなげてまいりたいと思います。

○木村清一議長 会場がちょっと暑いんで、上着は脱いでも結構でございます。

2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 御答弁ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、学校、保護者から教育委員会に対して、通学区域、学区の線引きの変更要望はなかったということを伺いました。ただ、私も小学生の子を持つ親として、学校の父母と教師の会に関わっておりますが、その役員会において保護者の方から御意見を伺ったところ、通学区域外だが、自宅から近い学校に入れている、このような意見をどこに相談すればいいか分からないとのお話も伺いました。学区外通学についての申請は、教育委員会へ提出するものではないのでしょうか。学区の線引き、通学路の関係など、関係する事項も多々あると思いますが、現状ではどのようなになっているのかお知らせください。

い。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 通学区域の現状についてお答えいたします。

通学区域は、五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則で規定されておりまして、その別表1にそれぞれの学校の通学区域が規定されております。主立って現在の大字、字名、一部はそれの一部という形での規定になっております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 ありがとうございます。それでは、通学区域審議会について伺います。

実は、私も審議会の委員として7月に委嘱状が郵送されてきておりますが、聞くところによると、ほとんど審議会は開催されないとのことであります。実際に私も令和3年度から毎年委嘱されておりますが、会議のメンバーが誰かは知る由もありませんでしたが、今年の教育委員会第6回定例会の会議録資料にはメンバーが掲載されてありましたが、昨年までの会議録には掲載されておりました。今回私がこのことについて質問をしたせいなのかは分かりませんが、最初からメンバーを掲載するべきではないでしょうか。

審議会条例の第2条、職務には「審議会は、教育委員会の諮問に応じ、通学区域の新設又は改廃に関する事項を調査審議し、その結果を答申する」と規定されております。教育委員会からの諮問がない限り開催されることのない審議会であります。当市における当該審議会の開催実績と答申内容をお知らせください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 通学区域審議会の開催実績と答申内容についてお答えいたします。

直近のものでお答えいたします。平成27年度に大町二丁目地区土地区画整理事業に係る換地処分及び字の区画変更に伴う五所川原小学校及び南小学校通学区域の見直しについて審議したのが最終実績となっております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 多分このときに金木小学校の統廃合のことについてもちょっと多分議論あったんだと思うんですけども、住所の変更、また学校の統廃合による通学区域の変更が生じることは、当然理解はできます。

では、そのほかに民間開発により住宅地が造成された場合などは、安全に通学することを第一に考えれば、どこの学校に通学するのが最適なのかは分かるはずです。ただ、田んぼや畑や雑種地で道路もない状況下で引かれたこの学区の線は、これに合わないた

め、学区の変更をしないといけないのではないのでしょうか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 新たな田んぼや畑、そういった雑種地に宅地を造成したときの学区の編成についてお答えいたします。

現状の規則に従って、小中学校の通学区域は五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則で定められておりますので、新たに住宅地域が整備された場合には、その住所地によって就学する学校を現状では指定しております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 先ほど答弁にもありましたとおり、その学区というのは、民間による宅地は多分恐らく大字、小字で区切られているものと思われます。ただ、大字、小字で区切られるものではなく、これまでの進め方にとらわれていては適切な対応ができませんので、現状に即した形で進めていただくことを切に願います。

また、必要な審議会であれば、委嘱する際も会議を開いて必要事項を説明するべきであると考えます。この審議会の委員を引き受けてくれるかの文書が郵送されますが、これまで必ずその年度は「現段階で案件は予定していないので、審議会を開催する予定はありませんが、必要が生じた場合、御連絡することもございます」と書かれております。私3年間、同じ文面の文書が届くことが不可解でなりません。開催されない審議会であれば、必要となった時点で委員を委嘱することで足りるのではないのでしょうか。事務の無駄、郵送などの経費の無駄だと思うのは私だけでしょうか。

インターネットで通学区域審議会を検索したところ、審議会の職務について、当市の条例では規定のない指定された学校の変更及び区域外就学に関する事項が規定されている市もありました。これは、千葉県の市川市であります。審議会に諮問されることで、市の小中学校の就学状況が把握され、通学区域の問題点も浮かんでくるのではないのでしょうか。先ほども申し上げましたが、当市における学区外通学の申請、決定についての現状が不透明であることなどであります。このことについてどう考えますか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 通学区域審議会の委嘱状況及び審議会での指定校変更、区域外就学に係る審議についてお答えいたします。

委員の委嘱は、開催が必要となった際に速やかに審議会を開催するため、案件が予定されない場合でも毎年委員を選任し、委嘱しているところでございます。

今後の審議会では、現在策定中の五所川原市立小学校中学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、通学区域の見直しについて調査、審議していただくとともに、近年の宅

地造成等により通学距離、通学路等の観点から、現状の住所地による学区の指定を見直す必要がある箇所についても調査、審議していただく予定でございます。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 私、教育委員会の第6回定例会議事録で、委員の方が審議会とは何を担当するのでしょうかとの発言があったようです。審議会は、教育委員会の諮問するところでありながら、委員の方が分からないようです。教育委員会では、委員の方に説明をされていないのでしょうか。また、この会議で全部の学校関係者が含まれていないということで、審議会の委員は自分の学校以外についても把握できているのでしょうかとの質問があったようです。もちろん審議会が開催されていないので、分かるはずありません。せっかく議論をする審議会があるわけですから、ぜひ保護者の皆さんがどこの学校に通わせればいいのか迷うことのないように適切な通学区域を考えていただきいただければと思い、五所川原市通学区域審議会についての質問を終わります。

次に、スクールバスについて再質問いたします。現在、小学生は徒歩、中学生は自転車通学となっており、小学生は夏場は4キロ、冬場は2キロ、中学生は夏場は6キロ、冬場は3キロ以上の目安でスクールバスあるいはタクシーの運行となっており、使用の申込みができるとされてありますが、この距離の計算というのは、例えば学校から自宅までの直線距離ですか、または児童生徒の通学路の道のりの距離ですか、お伺いいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 通学距離の算定方法についてお答えいたします。

児童生徒の利用者については、各学校において選定または利用希望者の利用を取りまとめしておりますけれども、各学校に対して現在改めて通学距離の算定方法を確認いたしましたところ、その取扱いが学校によって直線距離か、通学路の実距離かということで、その算定方法が異なっていることが今現在判明しておりまして、通学距離の算定方法の統一、利用対象者の判定基準の見直しが必要となったことから、再度現状把握を行うとともに学校側とも協議の場を設け、次年度に向けた見直しを実施してまいります。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 学校からの直線距離だとすれば、学校で指定された通学路を通ってきた場合、直線距離以上になるのではありませんか。例えば通学路の安全確保上、道路がカーブになっていて、歩道はあるが、縁石がなくなっているため、わざわざ遠回りしなければならない場所もあります。こういった場合は、スクールバス利用の対象になるのでしょうか、お伺いいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 先ほどの答弁のとおり、対象児童生徒は各学校において選定または利用希望を取りまとめしており、これを受けて教育委員会においてスクールバス、通学支援タクシーの運行ルートを決定的しておりますが、夏季とは別に、冬期間遠回りをして通学している児童生徒に対して、現在スクールバス、通学支援タクシーの利用対象とはしておりません。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 現状学校の教職員の人員不足で、児童生徒の通学距離を1人ずつ調べるとなると、先生方の負担が大きくなることは承知しておりますが、今はインターネットですぐに計測できるソフトもあります。なぜスクールバス利用の可否が直線距離で決定されることとなったのか、その根拠をお伺いいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 あくまで学校で通学距離のほうを算定しておりますので、私どもとしてはその根拠をこの場で明示することはできません。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 私が言いたいのは、ただ単に距離だけで判断していいのかということです。例えば水野尾地区と唐笠柳地区、コメリ裏の県道福山・五所川原線、あそこは松島小学校の学区ですよ。冬期間となると、防雪柵はありますが、皆さん御存じのとおり先が見えなくなるくらい猛烈に吹雪く地域であります。児童たちがあの猛吹雪の中、雪だるまのようになって、雪まみれになって学校へ登校する姿が見受けられます。住宅地の1キロと、ちょっと言葉は悪いですが、たもでの1キロでは周辺環境というのは全く違うわけでありまして。このように距離だけではなく、地理的な事情による周辺環境を考慮したスクールバスの運行はできないものかお伺いいたします。

○木村清一議長 教育長。

○原 真紀教育長 冬場の環境を考慮したスクールバスの運用については、積雪により歩道がなくなり、交通量も多い通学路であって、かつ既存の運行路線の経路上であれば現在利用を認めている例もございます。まずは、学校側と冬期間の通学路の状況を協議、確認し、既存路線で対応できる箇所がある場合には対応してまいります。

スクールバス、通学支援タクシーの運用については、次年度に向けた見直しを実施することとしており、冬期間、危険箇所等を迂回することにより遠距離通学となる児童生徒の利用についても併せて検討してまいります。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 教育長、ありがとうございます。「子育てするなら五所川原」なのでしょう。ただのキャッチフレーズではないんですよ。五所川原市として、義務教育課程の地域の宝である子供たちに対し、安全に通えるような体制は責任を持って行うとともに、教育環境については絶対に手を抜いてはなりません。どのような地域環境に置かれても、子供たちが安全に通学できて、成長し、保護者の皆さんが安心して働ける環境づくりを切にお願いし、スクールバスの質問を終わります。

最後に、大型立佞武多についての再質問をさせていただきます。昨年度の立佞武多の開催に当たっては、新型コロナウイルス禍ではありましたが、実行委員会によるとあおり創生パートナーズの調査では、観光客の観光消費額がおよそ13億8,000万円、観光業の雇用の創出などを含めると経済効果は15億1,400万円、立佞武多制作や祭りの運営による経済効果約1億円を合わせると、開催に伴う経済効果が約16億1,400万円余りとの試算がされました。今年の場合は、昨年以上の人出でありましたので、昨年以上の経済効果がもたらされたものと思います。

次年度も大型立佞武多の新作をつくられるということですが、市民の皆さんをはじめとする全国の立佞武多ファンの皆さんは、毎年この新作を楽しみにしているわけです。現在の立佞武多は、制作された当初から比べ、雨にぬれても破れにくいナイロンが交じった防水系の雲漠という紙、雨にぬれても色落ちしないねぶたカラー、白熱球からLED電球等、年々耐久性が増していますが、立佞武多の館の日に当たらない展示室で展示しても、少しずつ色がさめたり、毎日電気を入れているため電球の球が切れたりなど、3年もたつといろいろな部分が劣化してきております。

そこで伺います。大型立佞武多の耐用年数をお知らせください。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 大型立佞武多の耐用年数についてお答えいたします。

令和4年第2回定例会でも答弁しましたとおり、大型立佞武多の耐用年数はおおむね6年前後と認識しております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 確かに新作が制作されることはよいことだと思いますが、今年度の祭りの総括もなく、また耐用年数等の議論もないままに新作を決定してよろしいのでしょうか。私は、旧五所川原市が市制40周年を記念し、市民劇団の演劇にて制作、披露された約7メートルの小型立佞武多の制作に携わり、平成8年の立佞武多復活、さらには25年前の立佞武多市街地90年ぶりの運行にも携わり、現在の立佞武多制作者よりも古くから立佞武多に携わってきており、歴代の立佞武多制作者の方々とも関わらせていた

だきました。その当時は、青森ねぶたのような横になったねぶたが主流であったため、立ち上がったねぶたは制作中の目線と下から見た目線が違うことや、分割してつくられるパーツの部分の重なり部分も合わせるなど大変苦労されておりました。これまで制作されてきた制作者の皆さんは、私から見れば完全なる職人であります。昔は、職人というのは10年たって一人前と言われておりました。それだけの技術と経験と知識がなければ、制作したいからといって大型立佞武多はつくれないものです。だからこそ、現在1人しかいない制作者の10年後の後継者のことを危惧しております。

令和4年五所川原市議会第2回定例会において、次世代の制作者の育成についての一般質問に対し、当時の経済部長さんからは「現役の制作者、制作団体とも協議を進め、途切れることなく次世代へ継承を図れるよう、主催者であります立佞武多運営委員会とともに検討を進めてまいりたいと考えております」との答弁がされました。私も運営委員会の一人であり、制作団体に加入しておりますが、これまで何の協議もありませんでした。どこかほかの団体や個人の方と協議されたのでしょうか。その協議の実績についてお知らせください。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 後継者の育成に関する協議がこれまであったのかについてお答えいたします。

関係団体との協議、今御指摘のあった祭り主催団体である五所川原立佞武多運営委員会では、後継者育成に関しての協議は特にございませんでした。今後運営委員会の場で議論を提起していきたいと考えております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 今年の大型ねぶた3台のうち2台は同じ制作者であり、来年7月に昇天させる「かぐや」は退職した職員が制作した作品であります。来年度の立佞武多も職員が制作するとなれば、大型立佞武多3台が同じ制作者となってしまいますが、立佞武多市街地運行が復活されてからも、制作者が1人しかいなかったために、複数年にわたり同じ制作者の方が制作された3台の作品が運行されたこともありました。しかし、これまでは3人の作品にそれぞれの特徴があり、それぞれのファンがいました。どうやら来年度の立佞武多は、市の職員ではなく、どなたかがつくることになるようです。補正予算の内訳では、立佞武多製作事業1,747万6,000円のうち1,596万9,000円が立佞武多製作業務委託料として計上されています。新聞報道では、制作者は後日発表されていましたが、当然市職員の立佞武多制作専任職員は1名しかいないので、普通であればこの方が制作すると思われますが、既にほかの方に決定しているかのように感じたの

は私だけではないようです。約1,600万円の業務委託であれば、当然ながら入札により決定されるものと考えますが、入札なのでしょうか、あるいは随意契約なのでしょうか。もし随意契約なのであれば、その理由をお知らせください。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多製作事業に関する業務委託についてお答えいたします。

業務委託は、随意契約で行っております。随意契約の理由は、立佞武多の制作においては経験と専門的な知識が必要となること、また電気部、木工部、とび部の各施工業者の連携や、立佞武多の構造及び現状の把握が不可欠であるためです。年度ごとに業者などを変更する場合、安全かつ早期に業務を遂行することが困難となるため、実績と信頼のある施工業者と随意契約を結んでいるものです。

なお、令和元年7月に組立て、解体等を行うとび部の業務委託について指名競争入札を実施しておりますが、そのときは随意契約を結んでいた施工業者が契約を辞退したために入札を実施したものであります。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 立佞武多の経験と専門的な知識においての各部の施工業者と随意契約することは分かりましたが、ねぶたの制作者も随意契約となると思いますが、どなたになさるのか考えておいででしょうか、お尋ねいたします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 制作者等に関する部分については、現在検討中であります。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 退職された職員が、今まで制作に関わってきた方、恐らく3名の方に制作の実績があるわけですので、ぜひその方たちにも声がけや見積りをして随意契約していただければと思います。

最後に、毎年大型立佞武多をつくるとなれば、ねぶた好きな子供たちや高校で制作に携わった子供たちが、次は自分たちが立佞武多をつくるんだと意欲が湧いてきますし、何より観光で訪れた方々は、2年や3年に1回の新作となれば、新作がつくられたときしか訪れないのではないのでしょうか。ぜひ佐々木市長には、後世に立佞武多を残していくためにも、毎年大型立佞武多の制作を提案したいのですが、市長、いかがでしょうか。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 昨日の夕方のニュースにもあるように、毎年つくったほうがいいというアンケートで71%というのも出ておりました。確かに毎年つくることによって誘客の呼び水になると私も考えております。このことについては、五所川原立佞武多のさらな

る発展のためには、大型立佞武多の制作、これからの制作者の育成、そして祭りの運営そのもの、運行そのものも大分変わってきておりますので、そのものを含めて五所川原立佞武多運営委員会、和田議員も運営委員会の役員になっておりますけれども、そのほか関係団体とも将来あるべき姿を、25周年を契機にして、今こそしっかりと協議を進めて、立佞武多が市民のもの、そして観光客がやはりどんどん、どんどん見たくなるような祭りへと発展させるために、市及び運営委員会を中心にして、いろんな課題を抽出して、しっかりとこれから協議を検討してまいりたいということを、ここで言えば和田議員も委員ですので、当然そういう形になろうかと思っておりますので、その辺を踏まえながら御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 ありがとうございます。立佞武多は、老若男女、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめる五所川原の宝であります。祭りは、熱意とやる気、誰もが納得できる、クリーンで誇れるヤッテマレを継承していくことを願って一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○木村清一議長 以上をもって和田祐治議員の質問を終了いたします。

6番、藤田成保議員の質問を許可いたします。6番、藤田成保議員。

○6番 藤田成保議員 皆さん、おはようございます。今年1月22日の市議会議員選挙におきましては、皆様の御支援を承り、厚く御礼申し上げます。そして、市民の声を聴く孝志会、藤田成保、自己紹介、逆になりましたが、よろしくお願いします。

それでは、通告により質問させていただきます。まず、皆さんの記憶に新しいところでいけば、先週の土曜日、バスケットボール日本代表がオリンピック出場を決めました。これには、五所川原市バスケットボール協会、山口孝夫さんも大変喜んでいました。そして、もうちょっと前になりますと、8月中旬から下旬、世界陸上ブダペスト大会が行われていました。深夜の放送でしたが、娘と一緒に睡魔に襲われながら限界まで観戦しました。それによって多少寝不足が続いています。陸上におきましても、教育長なんかは陸上に詳しいと思うんですが、日本の短距離選手、準決勝、決勝進出と大変活躍しておりました。そして、もうちょっと前になりますと3月のWBC、皆さんまだ記憶に残っていると思いますが、日本代表の活躍でかなり日本国内が盛り上がったと記憶しております。ある会社では、日本代表の試合のときは休憩時間にして、みんなでテレビ観戦したという、そういうお話も聞きました。それくらいスポーツにはみんなを元気に、勇

気と希望を持たせる力があると思っています。土日の深夜に放送されているスポーツニュースには、オープニングで「S p o r t s には世界を1つにするチカラがある。」と、そういうキャッチフレーズも入っています。そして、本来は2020年に開催する予定だった東京オリンピック、コロナ禍の影響で1年延期となり、2021年無事開催し、終了しました。そして、その東京オリンピックから2年がたち、来年パリオリンピックが開催されます。来年のパリオリンピックに向けて、もう国内予選、また地区予選が行われています。そして、パリオリンピックでは新しくブレイキンと言われるブレイクダンスも正式競技となり、追加競技となり、世の中は日々変化しています。

それでは、質問に入らせてもらいます。まずは、スポーツ振興について質問させていただきます。2026年、令和8年、青森県で国民スポーツ大会が開催されます。今はまだ国民体育大会の名称で国体と言われておりますが、2025年の佐賀大会より国民スポーツ大会に名称変更となります。前回大会、青森県で開催されたあすなろ国体は、昭和52年、1977年、私が小学校に入学したときに開催されたのを記憶しております。しかし、その当時、私小学校1年生ということで、まだ国体というものが開催されているということを知らなかったのです。国体があったということを知ったのは、卒業アルバムの後ろに載っている出来事で分かったくらいで、そしてその後興味を持ち、自分なりに調べたところ、そのあすなろ国体において青森県勢、天皇杯を獲得しており、かなり県勢が活躍し、盛り上がったと思います。そして、コロナ禍で1年延長となり、49年、約半世紀の時を経て開催される青の煌めきあおもり国スポ、選手の強化について質問させていただきます。3年後ではありますが、地元開催ということで、選手の強化についてどのような計画でしょうか。

次に、会場の整備について質問させていただきます。五所川原では、市民体育館が成年女子の会場となっております。老朽化も進んでいる市民体育館ではありますが、会場内の修理、修繕等の予定はあるのでしょうか。また、昭和52年開催のあすなろ国体時に建設されておりますので、エレベーターなどの設備ありません。車椅子等利用の観戦者、応援者などの観覧についてどのようにお考えでしょうか。また、競技当日の選手等の試合場までの送迎についてどのような計画であるか、併せて質問させていただきます。

昨日の藤森議員の質問と重複しますが、いま一度国スポに備えて、まちの整備について質問させていただきます。約半世紀の時を経て行われる青の煌めきあおもり国スポは、青森県に莫大な経済効果をもたらすことが予想されます。五所川原においても成年女子バレーボール会場となり、県の代表選手に加え、控え選手、監督、コーチ、スタッフと1県約20人が来県する、五所川原に来るということを想定し、47都道府県、関係者で計

算すれば約1,000人前後の人が当市に訪れることになります。それにまた応援団も加わればどのくらい来るのか、まだ予想はできませんが、1,000人以上は必ず五所川原に訪れる計算になります。また、隣のつがる市では、少年少女バレーボールに加え、柔道の全競技も開催されることから、1,500人前後の人が集まることになります。

そこで、全国から五所川原駅に到着した選手、関係者は、五所川原駅を降り立ち、どう思うでしょうか。自分が物心ついたときから50年以上変わらない町並み。にぎわいがあつた商店街は、現在壊滅状態であり、中心商店街には飲食店がほとんどない状態であることから、このようなまちに誰がまた訪れたいと思うのでしょうか。青森市や弘前市、八戸市は、駅前再開発によりバス乗り場、タクシー乗り場もしっかり整備されています。私自身、高校時代には弘前に通学していましたが、その時代の面影がないくらい新しく整備され、まちが変化し、寂しくも、そして感動もしました。まずは、駅前のバス乗り場、タクシー乗り場の整備を3年後の国スポまでにスピード感を持って計画し、整備していくべきではないでしょうか。

また次に、運動施設について質問。昨今全国的に健康志向が高まり、健康増進のため運動している人が増加しています。首都圏と違い、交通が発達していない分、青森県は車社会になって、運動量がかなり少ないと思われます。それでなくとも青森県人は塩分の取り過ぎ、特に津軽地方の方々は塩分の取り過ぎと言われています。摂取した分、汗で、皆さん運動すれば汗流れますけれども、汗で流せばいいんですが、そのためにもやっぱり運動が不可欠だと認識しております。

そこで、質問させていただきます。運動したい市民が利用できる公共施設は、どのくらいあるのでしょうか。

そして、トレーニングルームの設置について質問します。団体競技とかチームに所属して定期的に練習や運動をしている選手はいいのですが、個人で運動するにはハードルが高いように感じます。青森市ではアリーナ、弘前市では武道館、黒石市ではスポカルイン、つがる市ではつがる市総合体育館など、個人が100円から300円ほどの料金で気が向いたときに利用できるトレーニング設備もあります。ぜひ市民の健康のため、そういう設備を設ける計画はありますでしょうか。

第2に、立佞武多の館について質問させていただきます。前回6月議会で伊藤議員も質問されておりましたが、それから3か月がたち、計画が進んだかもしれませんので、いま一度質問させていただきます。先月の立佞武多に私、十数年ぶりに、市議会議員としては初めて参加させてもらい、立佞武多の館に数年ぶりに入館させてもらいました。そこで気づいたことを市民目線で質問させていただきます。

まず、エアコンの調子が悪いことは、ここにいる市議会議員、ほぼ全員が認識したと思います。上の階への移動は、エレベーターまたは階段で、エレベーターの待ち時間が異常に長いという印象でした。私は、運動も兼ねて階段を使っておりましたが、エスカレーターもないので、多少不便も感じました。空調に関しては、修理するのか、建物の構造上改修するのか、計画はどのように進んでいるのでしょうか。

そして、立佞武多開催中とあって、観光客などの一般のお客様がエレベーターを使って6階のレストランに頻繁に向かって行っておりまして。しかし、営業していないのか、すぐに降りてきていました。これホームページ等で確認いたしましたら、コロナ禍のため午後2時30分までの営業となっておりまして。新型コロナウイルスは第5類に移行し、ほとんどの職種で既に普通の営業形態に戻っております。少しでも中心商店街に人が集まるように、またレストラン春楡では通常営業の予定はないのでしょうか。

また、市中心部にある立佞武多の館会議室は、利用状況が少ないとお聞きしました。レンタルスペースとしての利用もあるそうですが、利用率はどのくらいでしょうか。

第3に、給食について質問させていただきます。人が生きる上で最優先事項、それは食べることです。生きるために食べる、食べるために皆さん仕事して生きております。人類は、文明が発達し、娯楽も増え、その考えが薄れてきているのかもしれませんが。人間以外の生き物を考えれば、よく分かると思います。子供たちにとって給食とはかなり重要なことで、食べなければ勉強しても頭に入らない、食べなければ運動してもパフォーマンスが落ちる。学力の向上、体力の向上を考えると、子供たちの成長にとって給食は最優先事項となります。

私が給食を食べていた昭和の時代、給食の献立表を見て、今日はカレーだ、今日はスパゲッティだと喜んでいた友達を思い出します。そして、その友達は今何しているのか気になっているところ、これは余談ですが、気になっておりますが、ちなみに私は小食でしたので、そうでもありませんでした。

そこで、質問させていただきます。近年給食において、以前より食べ残しが多いとお聞きしました。子供たちの楽しみの一つで、授業の一環として足りなくするより多めに作っているのか、また子供たちの口に合わないのか、どうせ無償だから無理して食べなくていいという指導をしているのか。栄養価、栄養バランス、カロリー等は、栄養士指導の下で行っていると思いますが、食べ残しの原因は何なのか。無償化前後の比較についてお伺いしたいと思います。

また、私自身、既に子育てが終わっているのですが、今の教育現場のことについてはあまり詳しくはございません。父兄に給食を食べてもらい、アンケートを実施したというこ

とですが、どのような結果だったのでしょうか。そして、子供たちにもアンケートを取っていますでしょうか。

以上、私の1回目の質問とさせていただきます。理事者側の誠意ある答弁、よろしくお願い申し上げます。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、第80回国民スポーツ大会の選手強化、あと車椅子観覧者のスペースの設置状況、あと選手の送迎についてお答えいたします。

選手強化については、青森県競技力向上対策本部において強化選手及び団体を指定し、県内の競技団体と連携し、強化試合や大会遠征費支援など各種強化活動に取り組んでおります。現在指定されている選手及び団体数は、県全体で選手307人、団体114団体であり、当市に関係する選手及び団体は選手5人、団体7団体であります。当市においては、今後指定されている選手及び団体から練習会場の使用申請があった際には、優先的に利用できるように協力してまいります。

続きまして、会場の整備及び車椅子観覧者のスペースの状況、あと選手の送迎についてお答えいたします。当市では、青森県準備委員会と準備を進めており、バレーボール競技成年女子の会場である市民体育館については、必要に応じて床等の修繕を実施してまいります。また、1階フロア部分に一般観覧席と車椅子観覧スペースを確保する方向で青森県準備委員会と協議を進めてまいります。なお、選手の送迎については、開催地がバス等の交通手段を準備することとなっておりますので、今後参加チームが決まり次第、バス等の確保をしていくこととなります。

続きまして、市民が利用可能な運動施設についてお答えいたします。現在市内には市民体育館等の屋内施設が6施設、市営庭球場等の屋外施設が9施設あり、市民が利用できる運動施設は合計で15施設でございます。

続いて、トレーニングルームの設置の有無についてお答えいたします。現在市の屋内施設6施設にはトレーニングルームはなく、また現状トレーニングルームを設置する予定はございません。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 国民スポーツ大会が開催されるに当たり、駅前整備の必要性があるのではないかということについてお答えします。

昨日藤森議員からの質問に市長からの答弁もありましたとおり、駅前整備につきましては市としても必要性を十分認識しているところでございます。今後五所川原商工会議

所が設置した駅前賑わい創出特別委員会において検討を進め、民間主導の再開発の実現に向けて、行政として国や県の支援制度等の活用についてアドバイスをしながら協力していきたいと考えております。

以上です。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多の館大規模改修事業の予定についてお答えいたします。

令和5年第2回定例会及び第3回定例会でも答弁いたしましたとおり、実施時期及び工事期間につきましては、現時点では未定ですが、空調の不具合等も認められることから、早期に大規模改修が実施できるよう検討を進めているところであります。

次に、6階展望ラウンジの営業時間等ではありますが、6階の展望ラウンジは指定管理者である五所川原市観光協会が自主事業として営業しているものであります。営業時間は、午前11時から午後2時30分まで、ラストオーダーは午後2時となっており、夜の営業は現在人員不足のため行っていないとのことであります。また、定休日は祭り期間やゴールデンウィークなどの繁忙期を除いて毎週水曜日と木曜日となっております。

そして、会議室の利用件数及び利用率についてであります。会議室4室を合算したものといたしますが、令和元年度が753件、令和2年度が307件、令和3年度が381件、令和4年度が887件の利用となっております。利用率ですが、会議室は午前、午後、あるいは1日単位で利用することができます。その利用単位ごとの利用率は算出しておりませんが、年間の利用件数全てを1日単位の利用と仮定して利用率を算出しますと、令和元年度が51.6%、令和2年度が21%、令和3年度が26.1%、令和4年度が60.8%となっております。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 無償化前後における食物残渣の比較についてお答えいたします。

当市では、子育て支援の充実及び定住化の促進を目的として、平成31年度から学校給食無償化への取組、すくすく学校給食応援事業を実施し、学校給食に要する経費の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいりました。また、令和2年10月からは学校給食費の全額を無償化し、現在に至っているところでございます。

議員御質問の学校給食費の無償化前後における食物残渣の比較についてでございますが、事業を実施する前年度の平成30年度は、主食、主菜、副菜、汁物を合わせて約14%、事業を実施し始めた平成31年度は約16%、全額無償化を始めた令和2年度は約16%、令和3年度は約18%と微増傾向にはございますが、学校給食費無償化による影響ではないものと考えております。その主たる原因と考えられますのが、コロナ禍により黙食の奨

励により、やはり給食で1人で食べているということが一つの原因と考えられると思います。

続いて、アンケートの実施についてお答えいたします。議員御承知のとおり、当市学校給食センターでは受配校の希望により、参観日等で保護者を対象に学校給食の試食会を実施し、併せてアンケート調査を実施しております。アンケート内容は、味について、量について、感想・意見についてとなっております。近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により試食会の回数も減少しており、昨年度は小学校1校のみの実施となっております。アンケートでは、49人の方から回答を得ており、味については約7割の方がおいしい、約3割の方が普通、量については約7割の方がちょうどよい、約3割の方が多いという回答結果が出ており、おおむね良好な評価を得ることができたと思っております。

また、議員御提言の児童生徒を対象としたアンケート調査については、令和4年第7回定例会の予算特別委員会において高橋美奈議員からも同様の御提言があったところですが、現在児童生徒へ貸与しているタブレット端末を活用してアンケート調査の実施を検討しております。

○木村清一議長 6番、藤田成保議員。

○6番 藤田成保議員 私、再質問の通告をしていなかったものですが、皆さん臨機応変の御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○木村清一議長 項目ごとにちゃんといきますか。

○6番 藤田成保議員 分かりました。よろしくお願いします。

○木村清一議長 答弁がもし難しいようでしたら……

○6番 藤田成保議員 難しくないです。大丈夫です。

皆さん、御答弁ありがとうございます。まず、国スポに向けて選手強化のことについて、御答弁ありがとうございます。3年後ということで、現在のところ出場選手が決定しているわけでも、また選考試合も実施されておられません。しかし、これから台頭してくる選手もいると思いますので、選手について、いち早く情報を把握していただき、そしてフォローしてくださるようお願いするところでございます。私自身、五所川原愛が強いので、地元選手には最大限の応援をしたいと思っております。

また、五所川原では県内に2か所しかないトランポリンアカデミーもあり、また津軽地区には唯一のレスリングジムもあります。また、五所川原第一高校にも津軽地区では唯一のレスリング部もございます。どちらもオリンピック正式種目、国スポ正式種目があります。また、八戸市ではスポーツ振興を掲げ、各競技の強化、会場整備をはじめ大

会誘致などを積極的に行っております。宮下宗一郎知事もあおもり国スポの開催に向けた総会の中で、大会中は青森県に80万人を超える選手、応援団が青森県を訪れていただくことになり、このことは競技だけでなく、私たち青森県を大いに全国に改めてPRする場面であると話されておりました。言い換えれば、この国スポは五所川原をPRする場面でもございます。五所川原で開催される成年女子バレーボール競技でも、レガシーを残せる大会になるよう選手育成、強化に向け、取り組んでもらいたいと思います。また、選手育成も兼ねて、いろんな競技を五所川原で継続的に大会を開催していく計画を立ててはどうでしょうかとお願いするところでございます。

続きまして、会場整備について言わせてもらいます。まず、藤原部長、建設部長、ありがとうございます。市民体育館は築46年、昭和52年に建設されております。つがる市にある最近完成した体育館とは比べものにならないほどの古さで、建設から時間が経過しております。先日試合会場となる市民体育館を視察したところ、選手の控室になるであろうサブ体育館のカーテンが破れていたり、通路沿いの各部屋の壁や床の劣化が目立っております。これについては、いま一度国スポ担当者が県担当者と一緒に会場を見回るなどをし、修繕、補修箇所について調査し、不備がないよう万全の体制で準備してもらいたいと考える次第でございます。

さらに、国スポが終了すると、この会場、五所川原市民体育館は障害者スポーツ大会が開催されます。エレベーター設置のない当体育館、障害者の方々に適さない施設と言えます。足の不自由な方々が2階で観覧するなど、そういうふうになると厳しい状況になってきます。ぜひとも1階観覧スペースを確保され、誰一人取り残さない、誰一人不備のない大会になるよう万全の体制で準備していただきたいとお願いするものでございます。

次に、運動施設について言わせてもらいます。国体競技等のチームに所属し、定期的に練習や運動をしている人はいいんですが、個人で運動するにはハードルが高いように感じます、体育館とか。青森市ではアリーナは100円、弘前の武道館は100円とか、そういう、やっぱり皆さんトレーニングしております。大体ヘビーユーザーは民間のトレーニング施設を使用し、ライトユーザーは公共のトレーニングルームを使用している傾向があります。先ほど設置する予定はないと言われましたが、先々何かあったとき、ということも市民の健康のために視野に入れて、どうか前向きに対処していただきたいと思います。

立佞武多の館のことについて意見を述べさせてもらいます。大規模改修の計画があるということで、まだ私もちらっとあるんじゃないかと、そういう情報をお聞きしました。

やっぱり市中心部にある五所川原メインの建物となります。来館する全てのお客様にも決まり次第、早めの発表をお願い申し上げまして、この質問を終わらせてもらいます。

レストランにおいては、せめて立佞武多期間中、通常営業できなかったものでしょうか。立佞武多期間中は営業時間も延長し、フルオープンするのがベストだったのではないのでしょうか。レストランからの立佞武多観覧も視野に入れて改善してくれることをお願いして、次に移らせてもらいます。

会議室、またこれも私の意見を述べさせてもらいます。市中心部に人が集まる会議室等空きスペースがあるとき、本来私思っていたのが、市民の人がみんな集まるのであれば、その会議室を有効活用できないものか。図書館というお話もありましたが、先ほどスポーツ振興のときにお話をしたトレーニング設備などを設置したら人が集まるんじゃないかと思いましたが、先ほど設置予定はないと言われましたので、また改装するなら立佞武多だけじゃなく、複合施設とかいろんなことを視野に入れて、トレーニングルーム等をもし設置してもらえたら、いろんな人がまた五所川原の中心部に人が集まるかもしれないので、御検討をよろしくお願い申し上げます。

あと、給食について私の意見を述べさせてもらいます。成長のために足りなくするより多めに作っているのであれば、給食、仕方ないのですが、好き嫌いなく何でも食べられるようにならないといけないので、子供たちが好むものを毎回出せとは言いませんが、少しでも食品ロス、フードロスにならないよう対処してもらいたい。

また、アンケートについてですが、私自身、成長期に減量したりしていましたので、成長がぴたっと止まったのを経験しております。今考えると原因がはっきりしますので、学力向上、運動能力向上のためにもしっかりとアンケート等で情報を仕入れ、子供たちがたくさん食べてくれるように対処してもらいたいと思います。

これで私の質問を終わらせてもらいますが、何分初質問で、不手際が満載で誠に申し訳ございませんでした。これからも市民の声を拾って皆様に発言、質問していきたいと思いますので、またよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって藤田成保議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩いたします。

午前 11時42分 休憩

午後 1時02分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

17番、桑田哲明議員の質問を許可いたします。17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 市民の声を聴く孝志会の桑田でございます。残暑厳しい折ではございますが、今回は除雪という1点の項目に絞り、質問をさせていただきます。

第1点目、除排雪経費の抜本的な圧縮改革についてであります。この除雪の経費は、やはり当市の予算300億円余からの予算の中で、支出の部で大体億単位を占めるものでございます。市民の方々も、その支出に関する除雪に関しては大変興味のある支出だと思っておりますので、過去5年間、除雪の経費、これは幾らぐらい費やしているかお聞きいたします。

2番目として、除排雪体制の強化についてであります。現在この除雪に関わりまして職員の配置、これはどうなっているのか、まずお聞きしたいと思います。

第3点は、雪捨て場、雪寄せ場の確保についてであります。これは、この除排雪の中においても一番大事であり、また除雪がうまくいったかどうかに関わる問題でございます。現在何か所の雪捨て場あるいは雪寄せ場があるのか、お伺いしたいと思います。そして、その土地の提供者に対して、どのようなメリット、あるいは恩典があるのかも伺いたいと思います。

4点目についてであります。少雪時の除雪作業業者の委託料についてであります。2019年、今から4年前は当市と平川市、10市のうち2市だけが最低保障ですか、これはまだ確立しておりませんでした。2023年、あれから4年たつわけでありましてけれども、どのように保障、最低保障しているのかお聞きしたいと思います。

5点目は、GPSを使った除排雪管理方法の効率化についてであります。GPSを使った除雪のシステム、これは2021年に導入されております。約150台の重機にGPSの端末を搭載して、逐一どこにいるのか把握して適切な判断をしているところでありますが、このGPSを使った管理システムを導入した後どうなっているのか、その後の状況についてお聞きしたいと思います。

6点目として、除排雪状況のホームページでの公開についてであります。これは、今やっているところは1市だけではありますけれども、5番で申し上げましたGPSを使った管理システムによって、それぞれの重機がどこにあるか把握できております。これを素直にホームページに公開できないのか、これをまず伺いたいと、こう思います。

7番目として、直営方式による除排雪作業についてであります。現在は、金木町においては直営の方式と、そして業者に委託の方式を取っております。私も以前、金木町役場のときは、10年くらい在籍しておりましたので、直営方式のよかった点というか、メ

リットは大変覚知、自分でも覚えているところでございます。それで、五所川原でも直営方式をやれば苦情の件数も少なくなるかとは思いますが、何せ金木町と旧五所川原市では規模が違いますので、直営方式でやる場合どのような難点があるのか、その辺もお聞きしたいと思えます。

8 番目として、自力除雪が困難な高齢者を支援する除雪ボランティアについてであります。これは、やはり門口辺りの除雪で、重い雪を門口に寄せてもらっては、本当に高齢者、あるいは障害を持った方、あるいは妊婦の方々は大変苦勞されております。市は、このような方々にどのような今は除雪の体制を組んでいるのかお伺いしたいと思えます。

9 点目、最後でありますけれども、市役所前の道路幅の確保と歩道の除雪についてであります。やはり市役所の前の道路は、市役所、市の顔でもあります。今まで見てみると、冬場にはこの道路、幅も狭くなっておりますし、歩道においてはやはり獣道というような状況で、買物帰りの人たちが行き交うにも大変不便をしております。これは、やはりきちんと市役所に用事があった人も、帰り際事故のないよう、しっかりと、事故を起こすような箇所はあらかじめ除外するというか、そういったこともやはり市としては必要なんじゃないかなと、こう思っておりますので、市役所前の道路幅の確保と歩道の除雪、これは逐一やってもらいたいと、こう思いますが、その辺の事情についてもお伺いしたいと思えます。

以上 9 点、よろしくお願い申し上げます。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○三和不二義建設部長 お答えします。

まず、過去 5 年間の除排雪委託料についてお答えいたします。除排雪委託経費の内訳を地区別にお答えしますと、平成30年度の五所川原地区は 1 億7,500万円、金木地区が 4,390万円。なお、市浦地区においては全て直営となっておりますので、委託経費はございません。次に、令和元年度の五所川原地区は5,850万円、金木地区が810万円、令和 2 年度の五所川原地区は 2 億7,690万円、金木地区が8,280万円、令和 3 年度の五所川原地区は 7 億5,230万円、金木地区が 1 億1,740万円、令和 4 年度の五所川原地区は 5 億3,470万円、金木地区が8,410万円となっており、五所川原地区は 5 年間合計で17億9,740万円、金木地区は 5 年間合計で 3 億3,630万円となっております。除排雪委託経費の圧縮については、やはりその年の気候と降雪量により変動が大きく、毎年除雪機械の組合せの変更などを行い、大変苦慮しているところでございますが、幹線道路、生活道

路の確保のため、状況に応じた作業を心がけてまいりたいと考えております。

次に、職員の配置でございますが、五所川原地区では土木課職員が16名、金木地区では7名で除雪に関わる対応をしております。また、休日等の対応については、一斉除雪の際には職員2名がスノーステーションで電話対応をしているところでございます。

次に、路線担当業者と事前に雪置場を確保できないかということについてお答えいたします。除雪による門口の雪寄せ等については、雪国で除雪に携わる行政や業者の課題であり、雪置場等が必要不可欠になっているところでございます。

当市では、個人で冬期間使用していない土地を町内会と契約し、雪寄せ場として提供してもらうことにより、提供者の土地の固定資産税が3分の1減免になる地域雪寄せ場事業を行っております。また、路線担当業者には除排雪説明会で雪寄せ場の確保については、公園、緑地等の雪寄せについても説明しております。個人の土地を借用する場合は、土地所有者からの承諾を取り、雪解け後の後始末をすることで次年度も利用できるようにお願いしております。

雪寄せ場の確保については、市から町内会等へ空き地情報の提供をお願いするとともに、土木課と担当業者とで協力しながら、雪寄せ場の確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、少雪時の除雪業者の委託料についてお答えいたします。当市では、少雪で一定の委託料に満たない場合、市が設定する最低保障額を除雪委託料として支払いをしております。

次に、GPSを使った除排雪管理方法の効率化、システム導入の成果についてお答えいたします。現在五所川原地区では、委託契約の除雪機械にGPSトラッカーを設置し、除雪車の運行管理システムを運用しております。これは、委託業者が出動時にGPSトラッカーの電源を入れることにより、除雪車運行管理システムに作業中及び作業後の除雪の軌跡が表示され、業者工区の作業状況が確認できるようになっているため、万が一作業漏れがあった場合でも早急に対応できるようになっております。

また、作業時間等の管理集計も行えるため、これまで行われていた業者別、除雪機械別にタコメーターを読み取る作業や単価別の集計作業が不要となり、事務の負担軽減につながっているところでございます。

次に、除排雪状況をホームページで公開できないかについてお答えいたします。当市では、ホームページで除排雪状況を確認することはできませんが、先ほどお答えしたように除雪車運行管理システムにより五所川原地区の除雪状況を確認できますので、土木課へお問合せをいただければ状況をお伝えすることが可能となっております。

次に、直営方式による除排雪作業についてお答えいたします。近隣町村では、直営方式での除排雪を行っているところもございます。しかし、直営方式が可能となるのは除雪延長が短い町村が多く、当市のように除雪延長が五所川原地区で約400キロメートル、金木地区約110キロメートル、市浦地区約110キロメートル、合計約620キロメートルの工区を直営方式で行うには除雪延長に見合った人員やオペレーターの確保など、除雪機械の台数の増強が不可欠となりますことで、大変難しいと思っております。そのため、現状の直営・幹線道路外除雪業務委託業者、いわゆるJVです、それと除排雪委託業者の連携による体制で最大限の効果が見込まれるよう除排雪作業を行う方針です。

また、近年除雪オペレーターの申込者も減少し、直営での除雪の継続が年々難しくなっていることから、待遇の改善等を含め、オペレーターの確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、市役所前から国道339号接続道路の雪盛りと歩道の確保についてお答えします。市役所前の道路は市道であり、直営の工区となっていることから、除雪した雪はダンプに積み込む除雪方法となっておりますので、支障はないものと認識しております。直営では、国道339号に接続する道路の見通しも確保するため、雪盛りをつくらないように作業しておりますが、国道を管理する青森県の国道除雪により支障が生じる場合があれば、県に働きかけてまいります。

以上です。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 それでは、私のほうからは除雪が困難な高齢者に対する支援策などについてお答えをいたします。

市では、高齢者除雪等支援事業として、市内に居住するおおむね65歳以上の住民税非課税の高齢者世帯に対しまして、1回当たり600円で協力団体による門口除雪を行っております。また、大雪により豪雪対策本部が設置された際には、市職員が高齢者世帯を中心に門口除雪を行っております。そのほかに、社会福祉協議会でも一部の町内会に委託し、高齢者宅などの除雪を行っております。しかしながら、人材の確保などの問題もあり、除雪作業が追いついていない現状がありますので、今後除雪が困難な高齢者への支援としてどのような形が有効であるのか、関係部署、関係団体等と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、これから一問一答方式でお願いしたいと思います。

除雪の経費、これ令和4年度、去年が5億円、そして3年度は7億円ということで、大変大きな数字であります。これは、効率化、あるいは先ほど私が申しましたとおり雪捨て場、雪寄せ場、この確保によって少しでも圧縮するよう心がけてほしいと、こう思うわけでありましてけれども、この点についても私のほうから提言がありますので、それ以降の2番からの段階で圧縮の改革の中身、これは議論していきたいと思います。

1番の圧縮の問題なんですけれども、これから過去の地方債、当市では今年から3年間ピークを迎えるわけでありまして。今までいろんな事業に対しても補助が出ていたと。しかし、ピークを迎えることで、10万円、20万円の補助事業であっても削らざるを得ないという判断があるかと思います。その中の判断において除雪の支出、5億円、7億円、これはやっぱり効率化を図って抑制していかなければならないと、私はこう思います。

それでは、質問いたします。1日その路線で重機が出動した場合、どのくらい経費がかかりますか。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 ただいまの質問ですが、1日1回当たり約2,200万円かかります。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 1回当たり2,200万円といえば、大体30坪の家が1軒建ちます。毎日出動するたびに1軒建つことになります。しかしながら、雪降れば、通学、通勤、足の確保、生活道路の確保、これはやっぱりやらなければならない。その中において、やはりどこをどうやれば経費の削減ができるのか。やはり職員自らもしっかりと自分の懐から金出す気持ちでやらねば、予算が足りなくなって、すぐ副市長、市長のところさ行って補正組んでくれと、そういう今までの慣例といいましょうか、流れだったと思います。しかし、これからは決められた除雪の中において、きちんとどのようなあれで出動すればいいのか、それはやはり担当職員のみならず、その課全体で考えていかなければならないと、こう思っております。

それで、質問いたします。1回当たりの経費が2,200万円と出ておりますけれども、これは前に直営でやっていたということもあるかと思いますが、そのときに比べてどうなっておりますか。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 ただいまの質問の答弁ですが、やはり直営だけではやっていないので、金額的には変わらないということです。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、2番目の質問に入らせていただきます。2番目の質問

は、除排雪体制の強化についてでありますけれども、この強化については青森市が市内の組織において作業全般を統括するポスト、除排雪対策監を新たに設けております。これはどうしてかといいますと、やはり市民からの要望、機動的に処理する体制、これを構築しなければならないという意味で新しい対策室を立ち上げております。うちほうもやはり豪雪の対策本部、そのときは本部そのものを設置するわけではありますが、雪はこれから降るものだと思って、最初から片手間の職員を配置するものじゃなくて、しっかりと専門の職員2人を私は配置する必要があると、こう思うわけでありますけれども、その点、現在自分でやらなければならない仕事を持っている、片手間にやっている職員そのものを除雪に張りつけているわけではありますが、この点自分の仕事に対しての支障があるかと思っておりますけれども、その点専門の職員を置くということはどうですか、考えられませんか。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 専門の職員をという御質問でございますが、当市では冬期間の除雪対応として除排雪対策本部を土木課に設置し、除排雪についての要望、苦情等を対応しております。そのほか除雪出動時には、五所川原地区ではスノーステーションに職員を配置し、パトロールによる除排雪体制の強化を図っております。

また、県内の他市では除排雪に関する専門部署に会計年度任用職員等を配置し、除雪の苦情対応を行っているところもございますが、当市では苦情内容を詳細に把握するため、土木課職員が直接電話対応をしているところでございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 除雪において一番大切なのは、やはり指揮する人なんです。この路線、路線も幾らあるか聞きますけれども、この路線を指示する、いつ出動するのか、その辺をしっかりと見極めた上で出動要請をする。あるいは、排雪のときに関しては、どこからどこまでの区間、いろいろ通学路が優先になるかと思っておりますけれども、どの道路、まず路線を優先的にやるのか、それはやっぱり指揮する人の指導で決まるわけがあります。そういう観点からいって、片手間というか、再任用職員ではなくて、やはりしっかりと責任を持った職員の配置、これは必要であるかと思っておりますけれども、その辺いかがですか。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 議員、今御提言がございました専門の職員ということでございますけれども、やはり冬期間の除雪については冬期間の交通の確保、それから通勤、通学ができるようにするのが除雪の根幹であると考えますので、今後も引き続き直営、委託

業者、JVにおいて適切に除雪作業を実施してまいりたいと思っております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 ちょっと議論がかみ合わないんですけれども、私が申し上げたいのは、今までどおりであれば、今までどおりの除雪しかできないわけです。職員の配置換えは、3年ぐらいが基本的にベースでローテーションを組むわけでありましょうけれども、除雪においては携わる専門的職員でもってでもやはり5年ぐらいかかると思います。というのは、逐一路線のいろいろなところも把握していなければならないし、その地域、地域で全然雪の降る量、あるいは質も違います。その観点から、やはり専門というか、わさやらへでけろという人が出てくるぐらいの専門的な職員でなければ駄目だと思います。

というのは、一つの例を出しますと、うちほうのふるさと納税であります。このふるさと納税、午前中の質問にもありましたとおり、県内で2番目の全国各地から税金を納めていただいております。大変ありがたいことであります。なぜ2番目になったのか。これは、教育部長の藤原さんが当時担当でありました。うちほうで一番メインである返礼品何かというと、米、リンゴ。米、リンゴといえ、津軽のど真ん中は弘前市であります。弘前、あるいはその相馬、あの辺で米、リンゴはもっともって出てもおかしくないと。米、リンゴで品質にこだわるんなら、向こうのほうに税金納めればよいと思うわけでありすけれども、なぜかというやはり税金を納めてくださる人への対応なんです。返礼品遅れる場合は、すぐメール、あるいは電話でもって、申し訳ないけれども、いついつになるという、そういうきめ細かなお互いの信用、信頼で成り立って、今ここに県内で2番目のふるさと納税が集まっていると。

だから、私、職員においても、わだば、こうやらせれば除雪はもっとよくなると、そういういろんなアイデアを持った人が出てきてほしいと。そうでなければ、幾らたっても、むったど5億円、7億円という、わんか降れば7億円、当たり前でも5億円という支出が出るわけです。これは、しっかりと、今までのいろんな苦情件数の中でどこが悪いのか、そこはやっぱり課題として、一回喉元過ぎれば忘れるんじゃないくて、その課題、どうすれば克服すればいいのか、そうなれば簡単にこの除雪の問題もなくなるわけです。それを今まで職員は3年置きに替わるもんだところで、いや、もう一年我慢すればいいずなつつうわけであるとなっていただけであると。やはり市長、除雪という指揮命令する、これにおいてはある程度3年のローテーションでなくて、直接そのエキスパートみたいな、それを育てる必要があると、こう思うわけですが、その点どうお考えでしょうか。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 確かに桑田議員の言っていること、私ある意味では同感です。実際考えてみれば、寄せて捨てるという作業に年間7億円、10億円と使うということで、現在担当者を1人配置して土木の仕事をしながら、寄せる、捨てる以外に方法がないかということで、水を使つての消雪の可能性を昨年から担当者をつけてやっております。

確かにこれからの除雪のことを考えると、今のままの体制では多分将来行政が担う除雪というのはどこかで大変な状況になると私も考えております。まず、その1点としては、現場で働く人間がどんどん、どんどん今何の業種でも少なくなっています。当然除雪においても、オペレーターがそろわない、あるいは排雪のダンプがそろわない。例えば委託業者でもオペレーターがそろわない、ダンプがそろわない。重機はあっても、人がいないという状況です。そして、寄せ場、捨て場も時期が来て動き出すということで、最終的に足りなかったり、もっともっと早い時期からやれば、もしかすれば寄せ場も、そして各町内の捨て場も確保できる可能性は私はあると思っています。そういう意味で、議員が組織の中で除雪対策室、これは降ってしまってから豪雪の対策をしても、ある意味では慌てて対策室をつくって、それに対してどうするかという対策であります。逆にこれから土木の中で除雪に対する専門部署としての室を設けながら、今の夏の時期から除雪に対する体制づくりというものをしていかないと、多分どこかで私は自営も、そして外の協力している除雪業者もなかなか確保できないような状況が来るだろうと思っておりますので、今桑田議員がいろんな意味で提案していただいたことを念頭に置きながら、これからの除雪というものに対する行政の対応する在り方というものを早急に検討していきたいと思っております。そうしないと、多分どこかの時点で非常に厳しい状況になると思う。

それと同時に、これからの高齢化社会を考えると、やはり除雪というものは人力、それぞれの自分たちの場所を除雪できないという状況がこれから非常に私は出てくると思っておりますので、その辺を考慮しながら、行政サービスの最大のサービスは多分除雪なんだろうという思いを持っておりますので、その辺も含めて十分検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 大変プラス思考のいい助言を市長のほうからいただきました。課のほうも、朝早くから出動要請するにも、朝早くから起きて、夜中に起きて大変だと思います。しかしながら、これは毎年雪というのは降るというものですから、その辺今までの苦情、それ等も頭に入れて今年は臨んでほしいなと、こう思っております。2番目

については、以上で終わります。

3 番目の雪捨て場についてでありますけれども、現在雪捨て場、あるいは雪寄せ場、これは確保している件数というのは何件くらいございますか。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 雪寄せ場の確保件数でございますが、令和 4 年度の実績として町内会からの雪置場の申請として17件、また市において直接お願いしている雪置場が15件で、合計32件の雪置場を確保しております。

以上です。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、路線の数というのはどのくらいありますか。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 路線の数につきましては、今私失念してしまいましたので、後ほど資料として提示させていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 多分17件と15件、合わせて32件です。この数を見ますと、やはり1路線にあっても1か所、ないところもあるかと思います。これは、冬の除雪を市民の苦情なく終わると、そのことに関して言えば、やはり雪捨て場、雪寄せ場、この確保が私は一番大事だと思います。これは、3分の1の固定資産税の補助というのがございますけれども、これは提供者からすればこの3分の1の固定資産税の補助というのは妥当なものなんでしょうか。その辺、提供している方々の意見というものもございましたらお伺いしたいと思います。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 提供者からの御意見は聴取してございませんけれども、32件という件数、これが多いのか少ないのかにつきましては、やはり条件が悪くて貸せない方もいるだろうし、様々だと思います。庁内で今後どういうことがいいのか検証してまいりたいと思います。

以上でございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 やはりこれは路線をしっかりと図面で見、そして現場に赴いて、ここの箇所はこのくらい欲しいと、ここの場所がいいんならここの場所だと、やはりこれは業者任せはなかなか進みませんよ。業者であれば、やはり一般の各家庭においても、

なかなか業者に貸す人はいないと思いますよ。例えば親戚関係とか、いろんな形で紹介を受けたと渋々貸すというようなもので、というのはやはり春になったら確実に片づけてもらえるという、その保証がないわけですよ、業者あたりでは。やはり雪捨て場、雪寄せ場については、市が先頭に立って見つけると。まだ時間もありますんで、それこそ業者と見て回って、ここは欲しいなとか、業者もどの辺欲しいですかという、その話合いをもっと持っていかなければ私は駄目だと思います。この雪捨て場、雪寄せ場、まだ時間ありますので、確実に各路線で複数の箇所を私は確保してほしいと思います。そして、やはり提供者あたりから聞いて、この固定資産税3分の1は何もメリットねえはんでとか、そうであればやはりその声も聞いて、2分の1にするとか、あるいは違うものの代表なんかあればやるとか、その辺多く集めることがこの除雪に対しても、本当の除雪に対してもよくいく、悪くいく、苦情が出る、このよしあしに関係してくるわけでありますので、これはやっぱり雪降る前までに喫緊の課題として、早く捨て場、寄せ場の確保に努めていただきたい、そう思います。よろしくお願いします。それでは、3番目は終わりたいと思います。

4番目の少雪時の除雪業者の委託料についてでありますけれども、2019年のときは10社あるうち、先ほど申しましたとおり平川市とうちほうだけが最低保障制度がなかったと。他市は、青森市辺りは契約額の4割とか、あるいはむつ、三沢辺りは3割とか、そういうはっきりとした数字が出ているわけでありまして、うちほうの最低の保障料というのはどうなっていますか。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 最低保障金額の算定方法については、過去5年間の除雪委託料の平均額の3割をベースとして、各業者の機械台数の契約単価を全業者の契約単価で割り返した金額を案分して各業者の最低保障金額として算定しております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 降雪量の多少にかかわらず、業者としても除雪車の整備、あるいは作業員の確保、最低限のお金はやっぱりかかるわけでありまして。隣接町村と比較しながら、その辺はしっかりと業者においても少雪の場合は保障していただくようお願い申し上げます。それでは、4番目の質問を終わらせていただきます。

次は、5番としてGPSを使った除排雪管理方法の効率化についてでありますけれども、これは実際150台の重機にGPSの端末がついていて。逐一どこにいるか把握できるわけでありまして、今までの除雪において8時まで、通勤、通学までに終わらせなければならないという状況でありますけれども、実際8時までに終わっております

か。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 除雪を8時までに終えているのかという御質問でございます。こちらでも降雪状況等、工区の状況によりやはり状況は変わってくるかと思えます。朝の8時頃までに終えているのは、大体委託業者の7割程度ではないかと認識しております。時間で終われない業者につきましては、通勤、通学時間は一時的に除雪を休止しております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 結局7割は終わっているけれども、3割は終わっていないと、このまま放置しとくや、また3割が今年あたり終わらないわけです。これは、やはりきちんと原因を解明して8時までに終わらせると。極端に雪多い場合は、それは別として、ふだん何もない普通の積雪のときも、まだ3割の人が8時までに終わっていないと、そういうんであれば路線の延長が多いのか、その辺しっかりとその原因を解明して、普通の積雪の場合においては8時までにはしっかりと終わると、そういう体制を取っていただきたいと、こう思います。

あとそれから、大体出動命令は同じ時間帯ということであるかと思えますけれども、やはりしっかりとした出動の時間、あるいは年に二、三回は4時、5時頃から降る場合もあります。適切に天候を把握するという意味で、民間で天気予報を提供している会社もございます。例えばアップルウェザーとか、そういったのでありますけれども、それらと冬あたりにでも短期間に契約を持って、ピンポイントでもって各路線の人たちに、「おめどごは12時出勤だけれども、今日はちょっと降りそうだから、11時に」とか、そういうきめ細かな出動の命令、これはできる状況でありますか。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 やはり天候が相手でございますので、現状ではなかなか難しいと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これ、何やっても現状では難しい。天気は、私今しゃべったとおり、ある程度金出せば、きちんとそこをピンポイントで、うちは携帯見えていても、わだち稲刈りやっても田植やっても、まず見えているわけです。これは大変、100%というわけにはいかないですけれども、かなり当たっておりますよ。やっぱりそういう最先端の技術を取り入れると。そういうわけで、何が何でも8時までに終わらせるという気構えがねば、私は駄目だと思います。多く降ったんでどんだでなくして。そして、やはり

年に、私さっきしゃべったとおり、二、三回は朝方降ると、この除雪においては、やはり初めからやるのであれば間に合いません、当然。そうなった場合においても、途中から大雪が降った場合は、通学、これ路線は、まず各通学の路線は第1番的に、優先的に確保と。そういう意味では、5時にも出勤できるかも、朝方降るはんでとか、そういうの天気予報を見ていれば適切に業者に指導できるわけです。そういうのもって、5時からの場合は初めからじゃなくて、途中から道路、通学路は確保してくださいとか、そういういろんなシミュレーションができると思うんです。それが今までには全くないと。ましてや、2人か何ぼのあれで排雪、雪降ったか降んねえんだか見ての出動命令でしょう。もう遅いんです。初めから次の、12時過ぎになれば降るか降らないか、初めから把握していれば、もう全然違うと思うんですけれども、その点、そういった私今しゃべった天気予報、これ取るとか、そういうのを考えておりますか。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 議員から御提言がありました天気予報をあらかじめ確認してということにつきましても、庁内でできる、できない、検証してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これで本当の話、わさしゃべられねえでいても、中においてだばや、話ししてもらいたい問題だと思います。何も、わさ今ここで、一般質問でしゃべらせるより、やっぱり課内の中において、出動命令遅れたときもあるし、今までの課題上がってきて、その中においては、せば、いち早く、やはり天気予報も把握してねばまいねなという、そういう中においてだば、やはり課内の中で、こういったこともあるはんでと上に上げて予算つけてもらおうとか、一步踏み込んだ体制、これはやっぱり構築していかなければならない。ほんでねば、いつまでたっても同じですよ。きつい言葉になりますけれども、その辺よろしくお願いしますと思います。それでは、5番目の質問については終わります。

6番目も5番に関連しているわけでありましてけれども、150台の車両の位置情報がはっきりと分かっているのであれば、私たち素人から考えれば、すぐインターネットさつなげれば、各個人でスマホでも見にいいんでねかなと思うんですけれども、その過程においては大変手続とか、いろんな複雑なものがあるかと思いますが、これもぜひとも前向きにホームページの掲載については、公開については考えていただきたいと、こう思います。それでは、6番目の質問については終わりたいと思います。

7番目の直営方式による除排雪作業でありますけれども、先ほど答弁にあったとおり、

小さいところはやっぱりやっています。この津軽地域においても、板柳、蓬田村は100%完全直営方式でやっています。その中で、やっぱり一番気になるのが経費の問題で、2021年度で見ても、板柳町が1年間の除雪の経費が4,600万円、これに対し隣接の藤崎町が1億5,000万円、鶴田が1億2,000万円、これは藤崎、鶴田はやっぱり業者委託になっています。結局直営にすれば、ある程度3分の1くらいで済むわけです。かといって、そればかり、予算ばかり見ても駄目なんですけれども、確かに除雪車の購入、やっぱり板柳町は大体11台保有しているということで、除雪車の購入に対してはお金もかかるという意味で、単純には4,600万円と1億5,000万円は比べることができないわけがありますけれども、直営方式にすればやはり機動力がというか、指揮系統も一本にまとまっていますし、やはり機械そのものの稼働率も多分いいと思います。今まで除排雪は直営じゃなかったと、直営方式でやったことはなかったということでもありますけれども、やはり除雪機のほうを業者に多分貸し出していると思うんですけれども、その辺の稼働率を見ればどうですか。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 直営を減らした分を今のJ Vのほうに移行している部分もございます。稼働率については、今までよりも2倍程度増えているのではないかと思います。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 せば、稼働率が業者のほうに委託した、重機を貸し出している場合は2倍ほど増えた。昼間走っている場合においては、やはりこれは各業者の判断なんだろう、それとも市役所のほうで昼間も出てくださいという、そういう出動命令が出ているんでしょうか。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 出動については、市からのほうの指示で動いております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 もう一度お願いします。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 出動については、市のほうで指示しております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 今の回答ですと、やはり重機を貸し出した場合は2倍程度、稼働率が上がっていると。そうせば、もうわんか苦情来ねえと思うんだよな。私の今の質問は、業者に貸しているところで、やはり市の今指揮も、結局命令も出ねば出られないと。私たちやった直営方式のときは、自分たちで朝出て、駄目なら御飯食べて、それからま

た昼間も走っているんです。直営方式なら、やっぱり命令系統、さっきからしゃべっているとおり、しかと指揮する人がいるんだところで、よし、出ると、そうなれば一斉に出て、重機の稼働率が上がっているわけでありすけれども、今の状況においても、せば重機を貸し出しても2倍の稼働率はあるわけですね。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 今回の2倍というのは、あくまでも幹線道路のことです。

それから、苦情についても、JVはあまりないんですけれども、近年。業者委託している業者さんのほうの苦情が多くなっているのが現状です。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 いずれにしろ、同じく機械買って、この前もいろいろグレーダー買ったりしてという、予算にあったとおり、大体20年ぐらいすれば、乗っても乗らなくても買い換えている状況でしょう。使ったほうが得なんです。消耗品もありますけれども、ブレードのほうは、刃のほうはやはり消耗品ですので、それは使った分は減りますけれども、ほとんどあとは重機は減るところないです。少しぐらい余計時間使ったんでって、特別多く修理かかる問題でもないし、そんで重機を1台買ったら、やはり昼間も走らせるよう、結局あんまり人通りの多いところは走らせることはできませんけれども、人通りの少ないところはやはり業者、あるいは直営でやっている人たちに、市のほうで指揮しているのであれば、しっかりと状況を見極めて指示すると。ここは駄目だはんで入ってくれと、そういう指揮系統がしっかりとしなければ、これは除雪うまくいきませんよ。今までの慣例といいましょうか、今までのあれを、常識を覆すようなことをやんねば、今年もし余計雪降った場合、また余しますよ。そして、初め出はるときが肝腎なんです。今までで見れば、2月の末になって補正組むようになれば、降っていても出していないでしょう。雪見ているんじゃないんですよ。金見て、懐見て出しているんですよ。だから苦情来るんですよ。

確かに理事者側からいけば、2月の末だはんで、3月入れば、もう黙っていても雪消えますよ。ハードの事業みたく物建てたのでなく、後さ残んねえとこで、何さ使ったか、何も分かんねえ。もう8億円だもの。したとこで、やはりその辺考えてみれば、直営方式も、何がどう手つけばいいか分からねえはんでよ、私3年では絶対一人でやる気ある人でもできねえなと思っちゃうはんで、やはりどこ、じゃ、どう手つけるか、一つずつでもいいはんで、毎年クリアしてほしいなと、こう思います。一つずつ深掘りして、業者あたりのところは、うって文句今来るつつたばってや、そこはやはりどのような苦情来ているか、その辺はつきりさせる意味でも、写真撮って、雪、はがないのか、まず

道路がはがない、まずどこいぐねえのか、業者さんもしっかりと指導してやらなきゃ駄目だと思いますよ。ただおめだちから苦情来ちゅうはんでいげじゃだばや、どこがどんで何も分かんねえだはんでや、まねば一緒に行って、どういう苦情だのかやって、しっかりとしたきめ細かな指導しねばまいねと思う。ほんでねば、むったど業者さ任せで、なんどいげじゃだ、どんだがって、また同じことの繰り返しですよ。

確かに業者においては、新入社員で、まだ道路を走るのもやっとな人もあるかと思います。しかし、そのオペレーターに関しても、やはり将来的にしっかりとオペレーターになってもらわなければ駄目なんで、ある程度目つぶってほしいと。しかし、やはりお金を払っている以上、ある程度、下手は下手なりでも進歩あればいいでばな。1回しゃべって同じだば、まいねでばな。1回しゃべったっきゃ、わんか、それでもいぐなったなぐらいたば、それだばまなぐつぶって、そのオペレーターのこれからの育成さも協力してほしいし、そう思っておりますので、その苦情云々に対しては、ただその苦情として捉えるんじゃないくて、やはりどこがどうであって、どのような苦情なのか、ひとつお願いしたいと、こう思います。私ばかりしゃべって力入ったんな。

あと、8番、自力除雪が困難な高齢者を支援する。これは、今まで豪雪対策本部だのを設ければ、副市長が議長になって、職員を引き連れて門口除雪をやっていたと。私、これからはやはりそういった短期的な片手間な除雪じゃなくて、福祉除雪というものをしっかりとした体制でもって組織する必要があるかと思っています。これ弘前市辺りでは、地域の福祉計画を作成していれば、しっかりと国庫補助も受けられるというわけで、弘前市辺りでは3年前からこれは取り組んでおります。うちほうも、やはり先ほど聞いたとおり、うちほうの持ち出しで事業をやっているという話でございましたけれども、防災等々いろいろ連携して、国で使える事業はやはり使うと、国からの事業は使うということで、その辺もう少し職員の方々も勉強して、できるだけ市からの持ち出しをなくして、国庫の補助でも、できるものであればしっかりと福祉助成にも取り組んでほしいなと、こう思っておりますけれども、その点、1点最後に市長に答弁いただきまして終わりたいと思います。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 個々の案件については、私から申し述べることは差し控えますけれども、今桑田議員が言ったように、この除雪という問題は大きなやはり行政課題だと思っておりますので、今提案いただいたことをしっかりと受け止めながら、これからの除雪の在り方、将来をしっかりと見据えていかなければ私は大変な状況になると思っております。これ雪が降らなければ一番いいんですけれども、自然だけには我々の力では対応で

きませんので、やはり1年間をかけてしっかりと対応できるような状況をつくっていくように担当課並びに組織全体でこのことを共有して在り方を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 建設部のほうにはちょっと強くしゃべったんだけど、自分でやる身としても、やはりそう簡単にいくもんでないですよ。私も除雪さ携わっている身からしても、やっぱりそう簡単にいくもんでない。しかし、去年のいろいろな苦情、提言を踏まえて、いずれ一つでもいいはんで改善していただくよう、市民の皆さんから、いや、よくなったなど、最後、何年か後には各市町村から視察来るぐらいのそういったシステムをつくっていただきたいと、こう思います。

今日は本当に答弁ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって桑田哲明議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時01分 散会

令和５年五所川原市議会第４回定例会会議録（第４号）

◎議事日程

令和５年９月７日（木）午前１０時開議

- 第 １ 議案第６６号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市健康増進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について）から議案第８７号 西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び西北五環境整備事務組合規約の変更についてまで
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（２２名）

１番 花 田 勝 暁 議員	２番 和 田 祐 治 議員
３番 伊 藤 雅 輝 議員	４番 木 村 清 一 議員
５番 高 橋 美 奈 議員	６番 藤 田 成 保 議員
７番 金 谷 勝 議員	８番 秋 田 幸 保 議員
９番 藤 森 真 悦 議員	１０番 黒 沼 剛 議員
１１番 松 本 和 春 議員	１２番 成 田 和 美 議員
１３番 外 崎 英 継 議員	１４番 寺 田 幸 光 議員
１５番 木 村 慶 憲 議員	１６番 平 山 秀 直 議員
１７番 桑 田 哲 明 議員	１８番 鳴 海 初 男 議員
１９番 山 田 善 治 議員	２０番 木 村 博 議員
２１番 伊 藤 永 慈 議員	２２番 山 口 孝 夫 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（２６名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	小 林 耕 正
財 政 部 長	三 橋 大 輔

民 生 部 長	黒 川 隆 二
福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	三 和 不二義
上下水道部長	赤 城 一
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員	岡 田 正 人
監 事 局 長	
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	鎌 田 寿
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	松 山 明 央
福祉政策課長	柏 谷 哲 治
農林政策課長	川 口 均
土 木 課 長	古 川 清 彦
経営管理課長	飛 鳥 順 一
教育総務課長	須 藤 淳 也

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長谷川 哲
次 長	今 智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 議案第66号から議案第87号まで

○木村清一議長 日程第1、議案第66号 専決処分の承認を求めることについてから議案第87号 西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び西北五環境整備事務組合同約の変更についてまでの22件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第68号 令和4年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第86号 令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）までの19件については、全議員をもって構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。よって、本件については、全議員をもって構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

予算決算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました19件を除く3件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。委員会審査及び議事整理のため、明8日及び11日から14日までの都合5日間は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の5日間は休会することに決しました。

なお、9日及び10日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は15日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時04分 散会

令和 5 年五所川原市議会第 4 回定例会会議録（第 5 号）

◎議事日程

令和 5 年 9 月 1 5 日（金）午前 1 0 時開議

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 第 1 | 議案第 6 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市健康増進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 第 2 | 議案第 6 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて（指定管理者が管理する期間の変更について） |
| 第 3 | 議案第 8 7 号 | 西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び西北五環境整備事務組合規約の変更について
（民生文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 第 4 | 議案第 6 8 号 | 令和 4 年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 5 | 議案第 6 9 号 | 令和 4 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 6 | 議案第 7 0 号 | 令和 4 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 7 | 議案第 7 1 号 | 令和 4 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 8 | 議案第 7 2 号 | 令和 4 年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 9 | 議案第 7 3 号 | 令和 4 年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 1 0 | 議案第 7 4 号 | 令和 4 年度五所川原市高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 1 1 | 議案第 7 5 号 | 令和 4 年度五所川原市神山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 1 2 | 議案第 7 6 号 | 令和 4 年度五所川原市戸沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 1 3 | 議案第 7 7 号 | 令和 4 年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 1 4 | 議案第 7 8 号 | 令和 4 年度五所川原市喜良市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 第15 議案第79号 令和4年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 議案第80号 令和4年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 議案第81号 令和4年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 議案第82号 令和4年度五所川原市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第19 議案第83号 令和4年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定について
- 第20 議案第84号 令和4年度五所川原市下水道事業会計決算の認定について
- 第21 議案第85号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）
- 第22 議案第86号 令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）
（予算決算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第23 議員派遣の件
-

◎本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

◎出席議員（22名）

1番 花田勝暁 議員	2番 和田祐治 議員
3番 伊藤雅輝 議員	4番 木村清一 議員
5番 高橋美奈 議員	6番 藤田成保 議員
7番 金谷勝 議員	8番 秋田幸保 議員
9番 藤森真悦 議員	10番 黒沼剛 議員
11番 松本和春 議員	12番 成田和美 議員
13番 外崎英継 議員	14番 寺田幸光 議員
15番 木村慶憲 議員	16番 平山秀直 議員
17番 桑田哲明 議員	18番 鳴海初男 議員
19番 山田善治 議員	20番 木村博 議員
21番 伊藤永慈 議員	22番 山口孝夫 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（２６名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	小 林 耕 正
財 政 部 長	三 橋 大 輔
民 生 部 長	黒 川 隆 二
福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	三 和 不二義
上下水道部長	赤 城 一
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員	岡 田 正 人
監 事 局 長	
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	鎌 田 寿
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	松 山 明 央
福祉政策課長	柏 谷 哲 治
農林政策課長	川 口 均
土 木 課 長	古 川 清 彦
経営管理課長	飛 鳥 順 一
教育総務課長	須 藤 淳 也

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	長谷川	哲
次 長	今	智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第1 議案第66号から

日程第3 議案第87号まで

○木村清一議長 日程第1、議案第66号 専決処分の承認を求めることについてから日程第3、議案第87号 西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び西北五環境整備事務組合規約の変更についてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長。

○黒沼 剛民生文教常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で民生文教常任委員会に付託されました議案3件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、一括議題とした議案第66号 専決処分の承認を求めることについて及び議案第67号 専決処分の承認を求めることについての2件についてであります。議案第66号は五所川原市健康増進施設の浴槽から漏水が判明し、施設開業を延期したことに伴い、本条例の施行日を「令和5年8月11日」から「規則で定める日」に改正することを専決処分したので、その承認を求めるものであり、議案第67号は同様に指定管理期間の開始日を変更したもので、指定管理期間の開始日を「令和5年8月11日から」を「五所川原市健康増進施設の供用開始の日から」に改正することを専決処分したので、その承認を求めるものであるとの説明があり、漏水検査はいつ行うのか、入浴料は幾らか、回数券の販売は行っているのかなどの質疑に対し、当初漏水検査を9月上旬としていましたが、現在協議中でございます。入浴料は350円で、回数券の場合は3,500円で13回分あります。回数券は、生き活きセンター、川倉の湯っこ、にこにこ温泉しうらの共通回数券となっており、開業前であるにこにこ温泉しうら以外の場所であれば購入可能でございますとの答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第87号 西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び西北五環境整備事務組合規約の変更についてであります。本件は現在計画する新たなごみ処理施設の設置に当たり、将来にわたり持続可能なごみ処理体制を構築することが必要となることから、これまでの構成団体に鰯ヶ沢町、深浦町を加えた2市4町でごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について協議を進めていくこととなり、広域化のため規約変更が必要であり、地方自治法の規定により議決を求めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第66号及び議案第67号の2件は承認、議案第87号は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第 4 議案第68号から

日程第22 議案第86号まで

○木村清一議長 次に、日程第4、議案第68号 令和4年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第22、議案第86号 令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第2号)までの19件を一括議題といたします。

本件に関し、予算決算特別委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員長。

○山田善治予算決算特別委員長 一登壇一

おはようございます。去る7日の本会議において設置されました予算決算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、山田善治が、副委員長に木村慶憲委員が選任され、8日及び11日に付託されました議案19件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、当委員会は議員全員をもって構成されており、審査の過程における主な質疑は、タブレット端末に配信しております委員長報告資料のとおりでありますので、議案の内容、質疑及び答弁の詳細については省略させていただき、審査結果のみを申し上げます。

初めに、議案第68号 令和4年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第69号 令和4年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第81号 令和4年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまで及び議案第83号 令和4年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定について並びに議案第84号 令和4年度五所川原市下水道事業会計決算の認定についての15件については、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第82号 令和4年度五所川原市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、議案第85号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）及び議案第86号 令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）についての2件は、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」「議長、動議を求めます」「動議に対して賛成します」

「賛成」と呼ぶ者あり）

何の動議ですか。

○13番 外崎英継議員 動議理由を述べさせてもらいます。よろしいでしょうか。

◎動議の提出

○木村清一議長 どうぞ。

○13番 外崎英継議員 健康増進施設にこにこ温泉しうらの件について、本定例会、9月5日の一般質問における伊藤雅輝議員の一般質問の理事者側答弁と、9月8日予算決算特別委員会で私が質問したときの理事者側の答弁に食い違いがあること、また同温泉の漏水が7月15日に発覚してから2か月間行政として調査もしておらず、いまだ開業の見通しが立っていないことや、市民に対して丁寧な説明がされていないこと、この温泉の建設に関わり、建築確認申請許可が下りる前に入札実施、工事を発注したことに問題はないのか、また漏水の原因が判明していないにもかかわらず、この施設建設に関わった

関係業者のうち、一部の業者のみが同施設の施工状態を理由に市の入札指名停止状態であること、これらを精査すべきものと考え、市民の代表である市議会議員として地方自治法第100条の規定による健康増進施設にこにこ温泉しうら調査特別委員会の設置を求めます。

○木村清一議長 暫時休憩。

午前10時13分 休憩

午前10時35分 再開

○木村清一議長 会議を再開します。

◎日程追加の議決

○木村清一議長 ただいま外崎英継議員ほか8名から、市浦地区健康増進施設の調査に関する動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたします。

この際、市浦地区健康増進施設の調査に関する動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決いたします。本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は21名であります。

念のため申し上げます。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始します。

(投票)

○木村清一議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成9票

反対12票

以上のとおり賛成が少数であり、よって本動議を日程に追加し、議題とすることは否決されました。投票状況をディスプレイに表示します。

動議の日程追加を可とする議員の氏名

2 番 和 田 祐 治 議員	3 番 伊 藤 雅 輝 議員
5 番 高 橋 美 奈 議員	1 1 番 松 本 和 春 議員
1 2 番 成 田 和 美 議員	1 3 番 外 崎 英 継 議員
1 4 番 寺 田 幸 光 議員	1 5 番 木 村 慶 憲 議員
1 6 番 平 山 秀 直 議員	

否とする議員の氏名

1 番 花 田 勝 暁 議員	6 番 藤 田 成 保 議員
7 番 金 谷 勝 議員	8 番 秋 田 幸 保 議員
9 番 藤 森 真 悦 議員	1 0 番 黒 沼 剛 議員
1 7 番 桑 田 哲 明 議員	1 8 番 鳴 海 初 男 議員
1 9 番 山 田 善 治 議員	2 0 番 木 村 博 議員
2 1 番 伊 藤 永 慈 議員	2 2 番 山 口 孝 夫 議員

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第68号から議案第81号まで及び議案第83号並びに議案第84号の16件は認定、議案第82号は原案可決及び認定、議案第85号及び議案第86号の2件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第23 議員派遣の件

○木村清一議長 次に、日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元のタブレット端末に配信しておりますとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、配信しておりますとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣については、変更を要するときは、その措置を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣について変更を要するときは、その措置を議長に一任いただくことに決しました。

以上をもって今定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○木村清一議長 市長より発言の申出がありますので、これを許可します。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

令和5年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

木村議長をはじめ、山田予算決算特別委員長及び黒沼民生文教常任委員長、また議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

本定例会で認定いただいた令和4年度一般会計歳入歳出決算は、約16億8,000万円の黒字決算となっており、引き続き適正な財政運営に努めていくほか、審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映させてまいる所存であります。

さて、市浦地区健康増進施設について、浴槽から漏水が確認されたことにより、8月11日の開業予定が再度延期せざるを得なくなったことに関しまして、改めてオープンを心待ちにしている市民の皆様に深くおわびを申し上げます。

今後、市民が安心して御利用いただける施設として、一日も早い開業を目指してまいりたいと存じますので、議員各位におかれましても御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

出来秋を迎え、市内各地で地域の活性化や交流促進に資する様々なイベントが企画されているところであります。しうらグルメカーニバルやキッズフェスタ、ホコ天マルシェごしょがわら、津軽三味線全日本金木大会、そして仁太坊まつりなどといった、民間で組織する実行委員会が主体となるこれらのイベントを通じ、地域の結びつきが一層強化され、市民協働によるイベントが今後も継続されることを願っております。

結びに、厳しい残暑もようやく和らぎ、虫の音が澄み渡る時期となりました。これから朝夕めっきり涼しくなってまいります。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、市勢伸展のため、ますます御活躍されますよう祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎閉会宣告

○木村清一議長 これにて令和５年五所川原市議会第４回定例会を閉会いたします。

午前１０時４３分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年9月15日

五所川原市議会議長 木 村 清 一

五所川原市議会副議長 木 村 博

五所川原市議会議員 成 田 和 美

五所川原市議会議員 外 崎 英 継

五所川原市議会議員 寺 田 幸 光

